

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 6 年 1 2 月 2 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第 1 号）

平成26年12月 2 日

開 会	午前 9 時30分
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	市長の行政報告
日程第 5	議案第61号 専決処分の承認を求めることについて (平成26年度岩出市一般会計補正予算第 3 号)
日程第 6	議案第62号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について
日程第 7	議案第63号 職員の給与に関する条例等の一部改正について
日程第 8	議案第64号 岩出市手数料徴収条例の一部改正について
日程第 9	議案第65号 岩出市国民健康保険条例の一部改正について
日程第10	議案第66号 岩出市上水道事業運営審議会条例の制定について
日程第11	議案第67号 岩出市消防団条例の一部改正について
日程第12	議案第68号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第13	議案第69号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第 4 号）
日程第14	議案第70号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第15	議案第71号 平成26年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第16	議案第72号 平成26年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第17	議案第73号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第18	議案第74号 平成26年度岩出市水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第19	議案第75号 市道路線の認定について
日程第20	議案第76号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
日程第21	発議第 4 号 子ども医療費助成制度の拡充を求める要望書の提出について
日程第22	議案第40号 平成25年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第23	議案第41号 平成25年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

について

日程第24 議案第42号 平成25年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第25 議案第43号 平成25年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第26 議案第44号 平成25年度岩出市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第27 議案第45号 平成25年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第28 議案第46号 平成25年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について

開会

(9 時 30 分)

○松下議長 皆さん、おはようございます。

議場内では、録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、平成26年第4回岩出市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、市長の行政報告、議案第61号から議案第76号までの議案16件につきましては、提案理由の説明、発議第4号の議員提出議案につきましては、提出者の趣旨説明、議案第40号から議案第46号までの議案7件につきましては、委員長報告、同質疑、討論、採決です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○松下議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、田中宏幸議員及び西野豊議員の両名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

○松下議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの18日間とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月19日までの18日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 諸般の報告

○松下議長 日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に説明員としての出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

次に、本定例会に市長から提出のありました議案は、配付のとおり議案16件であります。

次に、議員から提出のありました議案は、配付のとおり発議第4号であります。

次に、決算審査特別委員会から閉会中に審査いたしました、平成25年度決算関係議案7件の審査報告書が、配付のとおり提出されております。

次に、監査委員から定例会監査報告書が提出され、その写しは、配付のとおりで

あります。

次に、平成26年第3回定例会から平成26年第4回定例会までの会務の概要は、配付の議長報告書のとおりであります。

次に、平成26年度和歌山県市議会議長会第2回総会関係については、事務局から報告させます。

○事務局 報告いたします。

和歌山県市議会議長会関係につきまして、平成26年11月7日金曜日、御坊市で平成26年度和歌山県市議会議長会第2回総会が開催され、正副議長が出席いたしました。総会に先立ちまして、日高看護専門学校の視察を行いました。引き続いて、御坊市の花ご坊で、第2回総会が開催されました。

主な内容は、新任正副議長の紹介では、和歌山市の正副議長、田辺市の副議長、有田市の正副議長の紹介、会長である和歌山市議会議長の挨拶、開催地である御坊市議会議長の挨拶と御坊市長の歓迎の挨拶、引き続いて、御坊市議会議長の進行で、平成26年5月23日から平成26年11月6日までの会務報告、議長会関係の次期役員候補市の推薦、全国市議会議長会の全国委員候補市の推薦、全国市議会議長会の議員共済会代議員候補市と共済会審査会委員候補市の推薦、全国広域連携市議会協議会の次期役員候補市の推薦を行い、最後に、次期総会の開催市と開催期日について協議を行い、平成27年2月12日木曜日、田辺市で開催することを決定し、平成26年度和歌山県市議会議長会第2回総会を閉会いたしました。

以上です。

○松下議長 以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第4 市長の行政報告

○松下議長 日程第4 市長から行政報告を願います。

市長。

○中芝市長 皆さん、おはようございます。

年の瀬も押し迫り、何かと忙しい毎日ではございますが、議員の皆さんにおかれましては、ますますご健勝にてご活躍のこととお喜びを申し上げます。また、平素は岩出市発展のため、行政全般にわたり種々格別のご支援、ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本日、平成26年第4回岩出市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席をいただき開会できますことに厚くお礼を申し上げます。これより、

本会議の開会に当たり、当面の市行政について、ご報告をさせていただきます。

初めに、紀の国わかやま国体リハーサル大会についてであります。平成27年の紀の国わかやま国体を見据えて、11月にボーリング競技及びバドミントン競技のリハーサル大会を開催いたしました。リハーサル大会において把握した問題点等については、本大会の円滑な運営に反映させてまいります。議員各位のご協力をよろしくお願いをいたします。

次に、大阪方面路線バスについてであります。大阪方面への通勤・通学・買い物などの利便性を図るため、現在、土・休日に限り、りんくうタウン駅まで延伸運行しております。この大阪方面路線バス岩出樽井線は、利用客の増加とともに、平日運行の要望もあったことから、今月15日から平日の一部の便についても運行を開始いたします。これにより、平日・休日とも大阪方面や、特に関西国際空港への交通の利便性が増し、市民サービスの向上が一段と図られるものと期待しています。

次に、技師職員の採用についてであります。より幅広い人材を確保するため、従来の採用に加え、民間企業などで勤務経験のある土木技師の職員募集を行っております。

次に、人権啓発についてであります。国では、12月4日から12月10日を人権週間と定めております。また、和歌山県では、この週間を含む11月11日から12月10日までを人権を考える強調月間として提唱し、11月の同和運動推進月間とあわせて各種の取り組みが行われます。岩出市では、ＪＲ岩出駅前や市内のスーパーにおける街頭啓発を初め、文化祭での人権啓発ポスター展、公民館などへののぼり旗の掲揚や懸垂幕の掲出、11月15日には人権を考えるつどいを開催するなど、住民の人権意識の高揚と人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいるところであります。今後「すべての人の人権が尊重され、心安らかに住みよい豊かな生活を市民が享受できる社会の実現」を基本理念とする岩出市人権施策基本方針に基づき、人権啓発を行ってまいります。

次に、道路渋滞対策事業として取り組んでおります、京奈和自動車道岩出インターチェンジのアクセス道路、市道根来安上線新設改良事業についてであります。平成26年10月末までに全線の改良工事を発注し、そのうち現在386メートルの区間が完了いたしました。なお、舗装工事等につきましては、平成27年2月ごろに発注し、平成27年度開催の紀の国わかやま国体・大会や供用開始が予定されている京奈和自動車道の県内全線完了に向け、工事を進めてまいります。

次に、教育関係についてであります。和歌山県学習到達度調査が12月9日に実

施されます。この調査は、児童生徒の学力の定着状況をきめ細かく把握し、指導方法の工夫、改善に役立てるとともに、個に応じた指導を充実させ、学習指導要領に示された当該学年の学習内容の定着を図ることを目的に、県教育委員会が実施するもので、小学校４年から６年、中学校１・２年を対象に、国語と算数・数学の調査を実施します。また、４月２２日に全国学力・学習状況調査と岩出市学力調査を実施しております。これらの調査結果を踏まえ、教育委員会では各学校を訪問し、それぞれの学校の改善ポイントを全教職員に説明するとともに、各学校では、明らかにした課題を改善すべく取り組みを進めているところであります。

なお、間もなく実施されます県学力到達度調査は、現在進めている改善の取り組みの有効性について検証する絶好の機会と位置づけるとともに、新たな課題に対しては、平成２７年４月に実施する岩出市学力調査及び全国学力・学習状況調査により課題の改善状況を検証いたします。このように４月の岩出市学力調査、全国学力・学習状況調査と１２月の和歌山県学習到達度調査を活用し、学力向上対策を検証する機会を年に２回設け、より実効性のある学力向上対策を実施してまいります。

次に、第９回岩出市民運動会、第９回岩出市文化祭についてであります。市民運動会は、大型台風１９号接近のため、当初の予定を変更し、１０月１９日に開催し、多くの方に参加いただき楽しんでいただきました。

また、当日は、アマチュアスポーツにおいて、国際大会で優秀な成績をおさめられた２名の方に岩出市スポーツ栄光賞、国体や関西大会で優秀な成績をおさめられた４名の方にスポーツ奨励賞の表彰をそれぞれ行いました。

また、文化祭は１１月１日・２日の両日、「共に伸び行く市と文化」をキャッチフレーズに開催し、多くの方にご来場いただき盛会に開催できました。なお、文化祭の開式に当たりとり行いました岩出市市民表彰式では、長年にわたり社会福祉の増進、消防団活動、生涯学習の推進等、本市の発展に多大な貢献をされ、その功績が顕著な１７名の方々がふるさと賞を受賞されました。いずれの催しも議員各位を初め多くの市民の方々のご参加をいただき、盛会裏に終了することができましたこと、厚くお礼申し上げます。

次に、成人式についてであります。平成２７年１月１２日の成人の日には新成人を励ますとともに、社会人としての自覚を促すことを目的として開催をいたします。今回の対象者は、平成６年４月２日から平成７年４月１日生まれの方、７００人です。議員各位におかれましては、公私とも大変ご多忙とは存じますが、ご出席いただきますようお願いをいたします。

以上、諸般にわたり報告させていただきましたが、これらの施策を推進するに当たり、積極的に取り組み、市政の発展に努めてまいりますので、議員各位のご理解、ご支援をお願い申し上げまして、私の行政報告とさせていただきます。

○松下議長 これで、市長の行政報告を終わります。

市長の行政報告につきましては、会議終了後、その写しを全議員に配付させていただきます。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第61号 専決処分の承認を求めることについて

(平成26年度岩出市一般会計補正予算第3号) ~

日程第20 議案第76号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

○松下議長 日程第5 議案第61号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度岩出市一般会計補正予算第3号)の件から日程第20 議案第76号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議の件までの議案16件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○中芝市長 ただいま議題となりました諸議案について、ご説明申し上げます。

今回、ご審議をお願いいたします案件につきましては、専決処分の承認を求める案件が1件、条例案件が新規制定で1件、一部改正で6件、平成26年度の一般会計を初めとする補正予算の案件が6件、市道路線の認定に関する案件が1件、一部事務組合規約の変更協議に関する案件が1件の計16件であります。

まず初めに、専決処分の承認を求める案件について説明いたします。

議案第61号 平成26年度岩出市一般会計補正予算第3号についてであります、既決の予算の総額に1,963万6,000円を追加し、補正後の予算の総額を155億9,746万1,000円としたものであります。これは、衆議院の解散に伴い執行される選挙の経費について補正をしたものであります。

次に、条例案件について説明いたします。

議案第62号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正についてであります、給与に関する人事院勧告に準拠し、議会議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当について、改定するものであります。

次に、議案第63号 職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります、

給与に関する人事院勧告の内容を勘案し、職員の給料月額のほか、勤勉手当等について改定するものであります。

次に、議案第64号 岩出市手数料徴収条例の一部改正についてであります。地籍調査の成果を有料で交付するため、所要の改正をするものであります。

次に、議案第65号 岩出市国民健康保険条例の一部改正についてであります。健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金について「39万円」を「40万4,000円」に改正するものであります。

次に、議案第66号 岩出市上水道事業運営審議会条例の制定についてであります。上水道事業の合理的な管理運営を図るため、必要な調査及び審議をする機関として、岩出市上水道事業運営審議会を設置するため、制定するものであります。

次に、議案第67号 岩出市消防団条例の一部改正についてであります。消防団の適正な運営を図るため、消防団の管轄区域、消防団員の身分の取り扱いなどについて、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第68号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてであります。児童扶養手当法の一部改正に伴い、同法の引用部分について、所要の改正をするものであります。

続いて、平成26年度の補正予算案件についてを説明いたします。

議案第69号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第4号）についてであります。既決の予算総額に5億4,031万3,000円を追加し、補正後の予算の総額を161億3,777万4,000円とするものであります。

主な補正の内容は、歳入では、障害者総合支援給付費及び障害児通所給付費に係る国・県支出金のほか、特別会計における前年度精算に伴う繰入金、前年度繰越金、臨時財政対策債などについての補正するものであります。

歳出では、人事院勧告等による人件費のほか、特別会計への繰出金、前年度補助金の精算に伴う国・県への返還金、障害者総合支援給付費、那賀消防組合負担金、体育施設の修繕に伴う工事請負費、繰上償還による公債費、基金積立金などについて補正するものであります。

次に、議案第70号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。既決の予算の総額に461万1,000円を追加し、補正後の予算の総額を55億4,002万2,000円とするものであります。

主な補正の内容は、歳入では、前年度繰越金について、歳出では、平成25年度高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の精算に伴う返還金のほか、前年度精算に伴う

一般会計繰出金について補正するものであります。

次に、議案第71号 平成26年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。既決の予算の総額に8,357万9,000円を追加し、補正後の予算の総額を29億2,718万5,000円とするものであります。

主な補正の内容は、歳入では、前年度繰越金について、歳出では、平成25年度介護給付費負担金等の精算に伴う返還金のほか、前年度精算に伴う一般会計繰出金、介護給付費準備基金積立金について補正するものであります。

次に、議案第72号 平成26年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。既決の予算の総額に2,906万8,000円を追加し、補正後の予算の総額を6億7,391万6,000円とするものであります。

主な補正の内容は、歳入では、歳出における後期高齢者医療広域連合納付金の増額に伴う一般会計繰入金のほか、前年度繰越金について、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金のほか、前年度精算に伴う一般会計繰出金について補正するものであります。

次に、議案第73号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。既決の予算の総額に2,022万8,000円を追加し、補正後の予算の総額を32億6,259万4,000円とするものであります。

主な補正の内容は、歳入では、一般会計繰入金のほか、前年度繰越金について、歳出では、人事院勧告に伴う人件費のほか、前年度精算に伴う一般会計繰出金について補正するものであります。

次に、議案第74号 平成26年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。既決の収益的支出の予定額に162万5,000円を追加し、補正後の予定額を19億6,467万2,000円とするものであります。

主な補正の内容は、人事院勧告に伴う人件費について補正するものであります。

次に、議案第75号 市道路線の認定についてであります。開発行為等による帰属道路等10路線を市道認定するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、議案第76号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてであります。平成27年4月1日から串本町古座川町衛生施設事務組合に係る常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務について、和歌山県市町村総合事務組合で共同処理するため、規約の変更について、議会の議決を求めるものであります。

以上、各議案についてご説明いたしました、いずれも重要案件でございますので、慎重審議をいただき、ご承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○松下議長 以上で、提案理由の説明は、終わりました。

~~~~~○~~~~~

日程第21 発議第4号 子ども医療費助成制度の拡充を求める要望書の提出について

○松下議長 日程第21 発議第4号 子ども医療費助成制度の拡充を求める要望書の提出の件を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

発議第4号、山本重信議員、演壇でお願いいたします。

○山本議員 おはようございます。

発議第4号 子ども医療費助成制度の拡充を求める要望書の提出について説明をいたします。

上記の議案を別紙のとおり岩出市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年12月2日提出

今回は、今までの提出議員、賛成議員ではなく、全員が提出者となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

提出者 岩出市議会議員 山本重信

提出者 岩出市議会議員 田畑昭二

提出者 岩出市議会議員 吉本勸曜

提出者 岩出市議会議員 福山晴美

(提出先) 岩出市長

要望書を朗読いたします。

近年、人口減少と少子化問題については、早急な対策が必要とされ、女性が安心して出産や子育てと仕事を両立できる社会の実現や安心感と納得感が得られる子育て支援施策の充実が求められています。

市は、これまで、子どもの医療費助成など個人給付的なものは統一された制度の中で、全国すべての子ども、子育て家庭に平等に提供されるべきとの認識のもと、県、近畿、全国市長会の重点要望として国に働きかけていると繰り返し述べられています。

当市議会においても、子ども医療費の自治体間格差を早急に解消し、安心して子

育てするためにも、国の制度として実施されるべきであるとして平成25年12月17日付けで、「国による子ども医療費助成制度の創設を求める意見書」を政府、国会に提出しているところであります。

一方、国民生活に目を移すと、平成26年4月からの消費税引き上げ以降、景気の向上は実感できるようなものではなく、実質賃金は伸び悩み、消費は下げ止まる見通しもなく依然として低迷しており、特に、経済的な負担が多い子育て世代には非常に厳しい状況が続いております。

現在のところ国においては、社会保障と税の一体改革の中で、子ども医療費助成制度の創設に向けた動きは見られず、今後においても、制度化への見通しは明るいとはいえない状況である中、県内の自治体では、制度内容の見直しが図られるなど、地域間での子育て家庭における経済的な負担感の相違が顕著となっています。

よって、本市においても、子ども医療費助成の拡充を行い、子育て世帯の負担軽減を図られるよう強く要望します。

以上の説明により、提案理由としては、子育て世代への経済的支援と未来を担う子供たちの健康を守るためにも、子ども医療費助成制度の拡充を願うため、この要望書を提出するものであります。

皆様方全員にご賛同いただきたいとお願い申し上げます、終わります。

○松下議長　ご苦労さまでした。

以上で、提出者の趣旨説明は、終わりました。

~~~~~○~~~~~

日程第22　議案第40号　平成25年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について  
～

日程第28　議案第46号　平成25年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について

○松下議長　日程第22　議案第40号　平成25年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第28　議案第46号　平成25年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定の件までの議案7件を一括議題といたします。

市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長。

○中芝市長　決算審議の前に訂正とおわびを申し上げます。

議案第40号　平成25年度岩出市一般会計歳入歳出決算及び議案第44号　平成25年度岩出市下水道事業特別会計歳入歳出決算に係る附属資料、主要施策の成果説明書

について記載誤りがありました。

48ページ以降の款項目欄の16目障害者自立支援給付費を16目障害者総合支援給付費に、55ページの款項目欄の7目児童虐待・DV費を7目児童虐待・DV関係費に、69、70ページ、リサイクル工房事業の款項目欄の1項保健衛生費、5目環境衛生費を2項清掃費、1目クリーンセンター費に、71、72ページの款項目欄の2項保健衛生費を2項清掃費に、84ページの款項目欄の1目道路橋梁費を1目道路橋梁維持費に、130ページの款項目欄の1目保健体育総務費を2目社会体育振興費に、140ページの款項目欄の1項総務管理費の「監」に誤字があり、それぞれ訂正させていただきました。

心からおわびを申し上げます。今後このようなことのないよう、指導を徹底してまいりますので、よろしくお願いをいたします。

○松下議長 これより、ただいま議題となっております議案7件に関し、決算審査特別委員会委員長から報告を求めます。

決算審査特別委員長、山本重信議員。

演壇でお願いいたします。

○山本議員 決算審査特別委員会の報告をいたします。

9月11日の会議において当委員会に付託され、閉会中に審査いたしました議案は、平成25年度決算関係議案7件でありました。決算審査特別委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

当委員会は、9月22日月曜日、本会議終了後、午前10時40分から平成25年度決算議案7件の概要説明と審査方法及び日程の協議を行いました。

決算関係書類の歳入簿、歳出簿の会計簿冊及び支出命令調書の検閲につきましては、議会から当委員会に権限を委任されていることから、当委員会で検閲することを決定し、各部門の審査の前、10月14日火曜日午前9時30分から正午まで総務部門、15日水曜日午前9時30分から正午まで文教部門、16日木曜日午前9時30分から正午まで厚生部門、17日金曜日午前9時30分から正午まで建設部門の検閲を行いました。

各部門の検閲終了後、10月14日火曜日午後1時15分から一般会計の総務部門の質疑、15日水曜日午後1時15分から一般会計の文教部門と議会部門の質疑、16日木曜日午後1時15分から一般会計の厚生部門と国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、以上3件の特別会計に対する質疑、17日金曜日午後1時15分から一般会計の建設部門と下水道事業特別会計、墓園事業特別会計、以上2件の特別会計と水道事業会計に対する質疑を行いました。

なお、一般会計及び下水道事業特別会計につきましては、質疑に入る前に、教育長、生活福祉部長、事業部長及び上下水道局長から附属資料に係る訂正の申し出があり、経過説明の後、質疑を行いました。

決算議案 7 件に対する質疑終了後、討論、採決を行いました。

議案第 40 号 平成 25 年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定、議案第 41 号 平成 25 年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定、議案第 42 号 平成 25 年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定、議案第 43 号 平成 25 年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定、議案第 46 号 平成 25 年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定につきましては、討論の後、議案第 40 号から議案第 43 号までの 4 議案は、賛成者多数により認定、議案第 46 号は、賛成者多数により可決及び認定いたしました。

議案第 44 号 平成 25 年度岩出市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定、議案第 45 号 平成 25 年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定、以上 2 議案につきましては、全会一致で認定をいたしました。

なお、決算審査特別委員会における付託議案 7 件に対する審査の質疑、答弁の内容につきましては、後日、委員会の記録が作成され次第、全議員に配付させていただきます。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

○松下議長 ご苦労さまでした。

以上で、決算審査特別委員会委員長の報告は、終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案について、討論、採決を行います。

議案第 45 号 平成 25 年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告はありません。

これをもって議案第 45 号に対する討論を終結いたします。

議案第 45 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案について、討論、採決を行います。

議案第40号 平成25年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、市来利恵議員。

○市来議員 議案第40号 平成25年度岩出市一般会計歳入歳出決算について、反対の立場で討論を行います。

安倍自民党政権が復活し、日本を取り戻すとしてアベノミクス、新国家主義的な強権政治を進めてきました。推し進めたアベノミクスは、一部の大企業、ゼネコン、大手銀行に巨額の税金を投入する一方、中小零細企業、労働者にはその恩恵は回らず、日本経済と国家財政をますます窮地に追いやることになりました。

そうしたもとでの平成25年度岩出市政は、市民生活を支援する政策の充実が求められていました。当市における25年度決算について、市民にとってどうだったのか。地方自治体の本来の役割として、市民の暮らしを守り、雇用の安定、教育、福祉の充実策が図られてきたかが問われることになります。

しかし、決算を見る限り、積極的な住民が望んでいる施策の充実、お金の使い方がされていないと考えます。その理由は、年度途中で減債基金への積み立てや繰上償還を行ってきたことです。繰上償還の説明では、将来の負担軽減等、市民には聞こえがいいことを説明されておりますが、言いかえれば、現役世代の要求に応えようとせず、我慢をさせるというものです。公共施設建設等の返済は、将来にわたって市民が利用するものであり、何が何でも今すぐ返す必要もなく、建設に必要なお金は国も借金を認めているものです。

減債基金の状況は、平成24年度末では12億円、標準財政規模で他市と比較しますと、橋本市154億2,000万円の1.4%、2億2,000万円、海南市140億3,000万円の1.7%、2億4,000万円。一方、岩出市は91億円の13.1%、12億円と桁違いに過剰な積み立てを行ってきています。25年度末では14億円と昨年よりも2億円もふえています。また、最近では臨時財政対策債までも繰上償還するということまでしてきています。

しかし、臨時財政対策債は、負債ではありません。もともと、臨時財政対策債は、国の地方交付税特別会計の財源が不足し、地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に、地方交付税の交付額を減らして、その穴埋めとして該当する地方公共団体みずからに地方債を発行させる制度で、形式的には、その自治体が地方債を

発行する形式をとりますが、償還に要する費用は、後年度の地方交付税で措置されるため、実質的には地方交付税の代替財源と見て差しさわりないため、負債ではないということです。基準財政需要額を満たすために措置される地方交付税相当を繰上償還するということは、岩出市民には基準財政需要額以下の行政サービスしか提供されていないことを意味します。本来であれば、市民サービスに使われるべきお金が使われていないと指摘せざるを得ません。

また、財政調整基金も数年前までは減っているからと説明があったものの、24年度、25年度では15億円にもなっています。こうした状況から見ても、市民要求に十分応えるだけの財政はあります。子供からお年寄りまで全ての市民が健康で豊かな生活を送る岩出市に住んでよかったと言えるまちづくりをしなければなりません。個々の政策分野に対する問題を指摘する以前に、財政運営全般の問題が大きいということを指摘せざるを得ません。

この決算は、市民から見ても納得できないものだと考え、反対いたします。

○松下議長 次に、賛成討論を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 議案第40号 平成25年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について、私は賛成の立場で討論いたします。

市の財政は、まだまだ厳しい状況にあると思われませんが、徴収努力による市税の収入確保、また、国・県の補助金等の活用を図ることによる財源確保に努められています。歳出においては、緊急性、必要性をもとに着実に事業を進め、住民福祉、都市基盤整備、防災対策、教育環境の整備など限られた財源の中で、的確な対応をされています。

以上の理由により、私は本議案に対して賛成いたします。

○松下議長 ほかに討論はありませんか。

反対討論ですね。尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第40号 平成25年度一般会計決算認定について、反対討論を行います。

平成25年度決算に対して反対の討論を行うに当たって、私は、予算案の議案審議の際、数点にわたり指摘、改善するよう求めてまいりました。しかし、行政の取り組みは改善しているとは思いません。決算は、予算でわからなかった前年度の会計の全てをあらわしております。予算や決算の一つ一つが政策をあらわしており、政策が効率的に遂行されたか、効率的に実施されたか、公平・公正に執行されたか、

岩出市民にとっての利益になったのか、無駄な支出はなかったのか、異様な支出はなかったのかなどが決算審査の最も重要な視点であります。

財政は目的を実現するための手段であります。この1年を総括するには、具体的に指摘した事項がどのように支出されたのか、依然として、前年と同様な慣行やなれ合いの税金が使われているのが実態であります。その視点は、市民サイドに力点を置き、あらゆる事業がどうであったかであります。しかし、決算における報告では、少しは進歩が見られるものの、まだまだほど遠いものであります。いまだに旧態依然の対応しかされていない事業も多くあります。

地方自治体における議会と行政は二元代表制度であり、相互に市民から付託を受けた議会として、市民目線で行政をチェックし、全ての事業を岩出市民のサービス向上に寄与すべきであります。

1 会計年度の歳入歳出予算の執行の結果を係数的にまとめたものが決算であります。決算過程は、会計管理者による作成、監査委員の審査、議会の認定及び自治大臣、または知事への報告と住民への広報という手順で行われます。ここで重要なのは議会の認定であり、決算の効力には影響はないとされておりますが、本来、予算そのものが住民イコール議会の統制手段として存在し、決算がその総括をするならば、議会の認定を単に形式的側面から見るだけでは不十分であると考えます。少なくとも議会の認定を通じて、市長の政治的・道義的責任を明確にすることが必要であり、監査委員のあり方も含め、議会による認定の機能を強めることが大切です。

しかしながら、現在の議会運営は、行政と一体になり、議員の発言する権利を所属する政党・会派・会派人数の多少に関係なく、一人一人の議員がどのような発言であれ、これを保障することが議会制民主主義の基本であるべきですが、決算関係書類の検閲は、決算審査特別委員会の委員のみとして、市民から選ばれた議員には、事前に質問事項の提出や申し込みを求めるなど規制を行い、自由な発言を抑制する行為は許されるものではありません。

さらに質疑時間を30分と限定し、持ち分がありながら何ら発言しない会派がいることも、議会が市民から形骸化していると言われるゆえんであります。また、提案者である市長を各委員会に参加しなくていいという運営は、最高の責任ある提案者である市長の説明責任を免罪するものであります。

決算は、過去1年間の事業の評価をし、自治体として本当に必要な事業であったのかを総括し、次年度への決算につなげていくことが最も重要であります。

また、市民への公表についても、議会が認定しない段階で市の広報に掲載することはやめるべきであると、私は議長に申し入れておりましたが、12月号には既に掲載されており、市議会を軽く見ている、軽視をしているあらわれであると言わざるを得ません。

決算の総括において、事業内容と実績を報告されていますが、総合評価としては出ておりません。具体的に事業内容を詳細に分析し、それをもとに次年度における事業計画案を作成すべきであります。従来の惰性や慣行から完全には抜け出ていません。多くの市民が参加する中において、事業評価を実施し、その声を反映させるべきであります。

特に、入札に関しても、過去からの業者委託、談合体質が長きにわたり水面下であり、市民の市政に対する信頼は回復しておりません。公平で透明性のある入札制度を求めています。1円たりとも血税を無駄にしないよう、入札制度の改善と改革を忘れてはいけません。しかし、具体的には改善した事項は不明確であります。

25年度決算に対し反対する理由を述べたいと、さらに思います。

決算に占める不納欠損金は、市税で3,881万8,000円、国保で1億89万9,000円、介護保険で705万4,300円等々で、総合計では2億1,000万からあり、24年度と比較しても改善しておりません。

2番目に、市税の収入未済金額についても、全庁体制で削減すると言いながら、目に見えた改善はされていないと思います。より具体的に目標を設定し、取り組まなければならないと考えております。

さらに、予算の流用や充用の件数は依然としてあり、改善されておりません。

4番目に、市有財産に関して、嘱託登記をするよう求めてきましたが、いまだに具体的実施に至っておりません。市有財産を明確にしていくべきであります。決算の資料において、昨年と同様の後日、訂正があったことは、いかに緊張感が欠如している証拠であります。

また、地球環境を守るため原子力発電から脱皮して、福島原発事故はいまだに終息しておらず、小児がんが多発している中、安全・安心である再生可能エネルギーへの最大限の導入をすること、岩出市において太陽光発電の補助金制度を創設すべきであると提案してきましたが、いまだ実施をされておりません。

成果報告書について、事業の予定、実施計画、達成等々を常に総括しながら、市民が一目でわかる、理解できるようにすべきであります。さらに、市民参加のもと、事業評価を実施すべきであると思います。

超過勤務手当について、前年度、減少しているとは、まだまだ改善すべき点があります。職員の長時間労働を少なくし、職場の安全衛生を行い、職員の健康と安全を守る観点から具体的に実効性ある行動をすべきであります。

次に、市民サービスには、正規・非正規を問わず業務に邁進しております。非常勤労働者を正規の労働者へ転換し、全ての労働者の労働条件の向上、賃金のアップを早急に実施し、勤労意欲へ結びつけるべきであります。

次に、選挙事務についてですが、投票管理者への報酬が岩出市条例に違反しており、現在、法廷において審判を求めています。早期に条例に基づき実施されるよう是正を求めています。

10番目に、大門池所有権裁判においては、10年近く市民との間で裁判闘争しておりますが、最高裁の上告申し立ては不受理となり、最終判断が下されており、一日も早い早期円満解決を求めるよう執行部にお願いをしたいと思います。

次に、負担金、補助金及び交付金について、過去の慣行で安易に支出していないか、再度抜本的に見直すべきであります。

次に、障害者の表記について、人権を守ると言いながら、「害」の漢字の字をいまだに漢字表示にしており、平仮名表示とすべきであるということを求めています。これも改善をされておられません。

次に、監査委員を初め各種行政委員の報酬については、市政にふさわしいものに報酬の引き上げを図るべきであります。

次に、岩出市の基金残高は、24年度比4億6,000万増となり、54億6,000万もため込んでいる実態であるにもかかわらず、中学校卒業までの医療費の無料化、マンモス中学校の解消、ごみの有料化をやめて、市民の生活を守る施策に変換すべきであります。

さらに、さきの市民表彰において、一言、提案をさせていただきたいと思います。壇上において長時間にわたり立ったまま、全員が表彰が終わるまで立っておられます。こういうことを改めると同時に、椅子を設置して、階段においては手すりを設置した階段に改善をするよう要望しておきます。

よって、私は以上の理由により、この決算認定については反対いたします。

○松下議長　ほかに討論ありませんか。

(なし)

○松下議長　以上で、議案第40号に対する討論を終結いたします。

議案第40号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○松下議長 起立多数であります。

よって、議案第40号は、原案のとおり認定されました。

議案第41号 平成25年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、市来利恵議員。

○市来議員 議案第41号 平成25年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、反対の立場で討論を行います。

国民皆保険制度、国民健康保険事業は、社会保障制度として国民のセーフティネットでありながら、国が国庫負担割合を変えたことによる財政的問題、加入者の経済的に脆弱という構造的な問題を大きく抱えながらも、抜本的な解決が行われず、それぞれの自治体が保険税の値上げで対応してきました。

結果、払いたくても払えない、払ってしまうと生活が成り立たないなどの矛盾を生み出しています。しかも、ペナルティーが強化され、保険証そのものが取り上げられる、無保険によって命が奪われるなどといった状況が、全国的な社会問題となっています。

この間、平成21年、22年と連続して国保税の値上げが行われ、2年間だけで1億円以上も国保加入者の負担増がされてきています。このような増税策は国保を払えない人をふやし、結果的に不納欠損をますますふやすことになるのは明白であり、一般会計から繰り入れ、国保加入者の負担軽減を図るべきだと共産党は指摘をしてきました。

岩出市の不納欠損額状況は、22年度が8,300万円、23年度で8,056万円、24年度、8,999万円、25年度では1億89万円となり、指摘をしてきた状況があらわれてきています。収入未済額に関する調べでは、経済的な理由により徴収することが困難なため、収入未済となっていると市自身が収入未済理由に挙げており、国保加入者は、この間の値上げに悲鳴を上げて、期日内に支払われない状況だと言わざるを得ません。経済状況の悪化や大增税を行った影響が明確にあらわれてきています。

また、一貫して一般会計からお金を借りているから返済するんだという岩出市の対応姿勢があることは、国保利用者には理解が得られないと考えます。税の基本的な考え方は、単年度主義です。にもかかわらず、現在の国保加入者は、過去に執行

された予算に対する返済、今年度の予算執行という国保税の二重の負担を強いられているところに、岩出市の財政執行の異常さがあります。国保会計の健全化、国保利用者への重い負担を解消するために、一般会計から繰り入れることこそ、行政の責任ではないでしょうか。

25年度決算においては、国保税引き下げの声がある中で、国保税引き下げの姿勢を見せない対応や国保加入者の命と健康を守るという点で、資格証明書、短期証明書の発行を初め市民サービスや国保利用者の切実な要望に充分応えられているとは言いがたい面がある決算内容だと考えます。

よって、この決算議案には反対いたします。

○松下議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○松下議長 以上で、議案第41号に対する討論を終結いたします。

議案第41号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○松下議長 起立多数であります。

よって、議案第41号は、原案のとおり認定されました。

議案第42号 平成25年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、市来利恵議員。

○市来議員 議案第42号 平成25年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算について、反対の立場で討論を行います。

介護保険制度は15年経過し、この間、社会保障切り捨ての構造改革が進められた結果、介護保険制度は危機的な状況となっております。特別養護老人ホームの待機者が全国52万人、整備が急務です。しかし、特養の整備が保険料にはね返る仕組みが根本的矛盾になっています。超高齢化社会を目前に、老々介護、家族負担の増加など、介護サービスの必要性が高まる中、高い保険料を払っても介護サービスを受けられない実態が広がっています。

「保険あって介護なし」という実態では、制度として根本的な問題があると言わなければなりません。また、高齢者の生活の質を上げていくためには、生活習慣病予防と介護予防を地域で総合的に展開することが重要であり、それはさまざまな段

階において取り組まなければならないものであります。そのためには、しかるべき人員を確保することも同時に求められておりますが、決算ではその対策を見ることができません。

さらに介護保険料が大きな負担となる中で、減免制度の充実が求められていますが、低所得者を初めとした社会的弱者に対する減免制度は、市として制度はあるものの減免制度そのものが、25年度においても不十分なものでした。

先般、医療・介護総合推進法が成立しましたが、その内容は、要支援者の訪問、通所介護を保険給付から外し、市町村の地域支援事業に置きかえることや特養老人ホームの入所を原則として、要介護3以上に限定するなどとなっていることから、介護保険に対する国民の不安や市民の不安がこれまで以上に増大しています。国に対し、軽度者切り捨てをやめ、必要な人が必要な介護を受けられる制度への改善を求めるべきです。

こうした点から考えても、市民から納得できないものと考え、反対いたします。

○松下議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○松下議長 ないようですので、以上で、議案第42号に対する討論を終結いたします。

議案第42号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○松下議長 起立多数であります。

よって、議案第42号は、原案のとおり認定されました。

議案第43号 平成25年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、市来利恵議員。

○市来議員 議案第43号 平成25年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、反対の立場で討論を行います。

75歳以上の人を一律に後期高齢者と決めつけ、死ぬまで保険料を払い続ける。しかも年金から強制的に徴収する。そして、診療内容も別体系で行う後期高齢者医療制度には反対であり、撤回すべきです。

医療制度は、2年ごとに保険料の改定が行われます。保険料の引き上げは、本年度、平成26年度、引き上げがされました。厚労省の集計では、保険料を払えずに滞

納している高齢者は、全国で25万人以上、滞納のため資産を差し押さえられた人は、毎年ふえ続けております。保険証が手元に来ない人も生まれており、高齢者を年齢で差別し、負担増などの痛みを強いる制度の根本的欠陥は明らかであります。問題だらけの差別的な制度は速やかに廃止し、以前の老人保健医療制度に戻すべきと考えるため、この決算には反対いたします。

○松下議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○松下議長 ないようですので、以上で、議案第43号に対する討論を終結いたします。

議案第43号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○松下議長 起立多数であります。

よって、議案第43号は、原案のとおり認定されました。

議案第44号 平成25年度岩出市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第44号 平成25年度下水道決算認定について、反対討論を行います。

平成25年度決算に対して反対討論について、25年度決算に対する反対理由を具体的に述べたいと思います。

まず、決算に占める歳入歳出額は5,604万3,614円の黒字となっております。そのうち下水道使用料8,984万2,870円、収入には水道使用量に比例して加算される料金体系になっているのが要因であります。

現行の一般汚水基本料金が20立方メートルで2,160円と決め、それ以下の20立方メートルを使用していない人には、過重な負担になっております。さらに公共用、営業用、浴場用等々の区別がなく、全て一律にこの料金体系としていることは問題であります。

また、上下水道の企業会計では、消費税を60条で、岩出市は国に消費税を納める義務はなく、8%の負担を市民に求めるべきではないと考えております。

下水道接続については、当初年度で目標値を具体的に設定し、それに向けて業務すべきであると思っております。

次に、市道以外の設備については、2カ所以上ないと本管を設置しないと決めて

いることは、公共性の観点から改めるべきであります。

最後に、下水道の埋設において、私は委員会で個人の私権を侵して行っていることを明らかにしてきました。委員会で指摘しましたが、このような工事をやめるべきであると考えております。

よって、私は以上の理由により、この決算認定については反対いたします。

○松下議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○松下議長 ないようですので、以上で、議案第44号に対する討論を終結いたします。

議案第44号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○松下議長 起立多数であります。

よって、議案第44号は、原案のとおり認定されました。

議案第46号 平成25年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、市来利恵議員。

○市来議員 議案第46号 平成25年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算について、反対の立場で討論を行います。

監査委員の審査意見で、岩出市の経営状況については、純利益が7,755万円を計上しており、安定した経営状況で推移している。安全で良質な飲料水を安定供給し、市民生活の向上と福祉の増進に寄与されるよう要望するとされています。

地方公営企業法の第3条では、「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」とあります。

日本共産党は、公共料金への消費税上乗せについては行うべきでないと考えております。消費税というものは、所得が少ないほど負担割合が大きくなるという逆進性の税制である上、大型間接税そのものです。暮らしを圧迫する行為の1つであると考えます。また、使用水量の少ない家庭に対する基準の見直しや低所得者等の負担軽減策を初め岩出市独自の施策など不十分であると考えますので、よって、この議案に反対いたします。

○松下議長 次に、賛成討論を許します。

西野豊議員。

○西野議員 議案第46号 平成25年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

水道事業は、日常生活に欠かすことのできない飲料水を安全で安定的に供給する役割を担っております。岩出市水道事業会計剰余金の処分については、水道事業会計は独立採算であり、健全かつ安定的な事業運営が必要でありますので、剰余金の積み立てを要すると考えます。

また、平成25年度の決算においては、水道事業の健全な経営のため、各事業に取り組んでいることがうかがえます。

以上のことから、私は賛成といたします。

○松下議長 ほかに討論ありませんか。

尾和弘一議員。反対討論ですね。

○尾和議員 議案第46号 平成25年度水道決算認定について、反対討論を行います。

水道会計の決算において、単年度損益は総収益、それから総費用、差引純利益7,755万円となっております。貸借対照表における剰余金は、87億9,460万2,540円と、毎年毎年増大をしております。その一方で、不条理とも言える20立方メートル以下の使用料を全て切り上げて一律に2,160円として徴収をする。この行為は、この公序良俗に反し、不合理性を正すべきとして、岩出市監査委員に対して監査請求を過日行いましたが、是正するに至りませんでした。

ことしの4月23日に和歌山地裁に提訴し、今月の26日に和歌山地裁の判決が下されることになっております。今後もその判決が不服の場合は控訴をする考えでおります。返還請求額及び岩出市上水道局長に対して、不当な徴収を解消するための返還請求であります。

他市における上下水道の料金体系は、実態使用水量に応じて、細分化されて、徴収されております。よって、使用水量に従ったものにすべきであると考えております。

本来、水道料金の支払いは、民法第555条、売買に該当し、「当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。」とあるように、使用数量に応じて請求し、支払うべきであると考えております。

水道法第1章、総則、水道法第1条には、「この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護

育成することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。」とあります。

さらに、水道法第2節、業務、第14条、供給規程には、「料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。」未使用水道料金の件数は3,000件に及び、使用している者が納付することになっております。

民法第90条、公序良俗、「公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。」に抵触していると考えております。

民法第703条に基づく不当利得に該当し、その返還請求しているのであります。

さらに消費税が3%引き上げられ8%となり、20立方メートル以下は全て2,160円となっていることは、ますます岩出市民の生活に負担を求めるものであります。

地方自治体が独占して行う水道事業の会計は、営利団体化していると言っても過言ではありません。冒頭に述べたように、そんなにもうけてどうするのかであります。現在、内部留保額は30億円から膨らんでおり、岩出市はこのお金を市民に還元すべきであると考えております。

よって、この25年度水道決算認定については反対いたします。

○松下議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○松下議長 ないようですので、以上で、議案第46号に対する討論を終結いたします。

議案第46号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決及び認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○松下議長 起立多数であります。

よって、議案第46号は、原案のとおり可決及び認定されました。

~~~~~○~~~~~

○松下議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。次の会議を12月8日月曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は、12月8日月曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時55分)

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 6 年 1 2 月 8 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第2号）

平成26年12月8日

| | |
|-------|--|
| 開 議 | 午前9時30分 |
| 日程第1 | 諸般の報告 |
| 日程第2 | 議案第61号 専決処分の承認を求めることについて
(平成26年度岩出市一般会計補正予算第3号) |
| 日程第3 | 議案第62号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第63号 職員の給与に関する条例等の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第64号 岩出市手数料徴収条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第65号 岩出市国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第66号 岩出市上水道事業運営審議会条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第67号 岩出市消防団条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第68号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第69号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第11 | 議案第70号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第12 | 議案第71号 平成26年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第13 | 議案第72号 平成26年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第14 | 議案第73号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第15 | 議案第74号 平成26年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第16 | 議案第75号 市道路線の認定について |
| 日程第17 | 議案第76号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について |
| 日程第18 | 発議第5号 那賀高校に県立中学校の設置を望む要望書の提出について |

○松下議長 皆さん、おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第61号から議案第76号までの議案16件につきましては、質疑、常任委員会への付託、発議第5号の議員提出議案につきましては、提出者の趣旨説明です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○松下議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に説明員として、追加の出席者の職、氏名は配付の写しのとおりであります。

次に、議員から提出のありました議案は、配付のとおり、発議第5号であります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第61号 専決処分の承認を求めることについて

(平成26年度岩出市一般会計補正予算第3号) ～

日程第17 議案第76号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

○松下議長 日程第2 議案第61号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度岩出市一般会計補正予算第3号)の件から日程第17 議案第76号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議の件までの議案16件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、順次発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

1 番目、日本共産党議員団、増田浩二議員。質疑時間40分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 おはようございます。議長の許可を得ましたので、質疑をさせていただきます。少し鼻声なので、ちょっとお聞き苦しい点があるかも知れませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず、議案第63号から行きたいと思ひます。この点では、通告に4点書かせてい

ただいていますが、4点お聞きしたいと思います。

まず1点目は、住居手当、この点において、今回の改定案では、持ち家に係る住居手当というものが廃止をされるわけなんです、これはなぜ廃止をする必要があるのかという点が1点です。

2点目は、勤勉手当という点において、扶養手当を現行の月額100分の82.5から100分の75と。再任用の職員についても同じように減額されるというような改定案になっています。その理由についてお聞きをしたいと思います。

3点目は、管理職の特別勤務手当、22条の2に書かれているわけなんです、第3項において、8,000円のものがあるというのと、4,000円を超えない範囲内で支給するものがあるというふうになっています。この違いという点についてお聞きをしたいと思うんです。

あと、4点目としては、給与の切りかえに伴う経過措置という点において、来年3月末までの間に1万円を減じた額とあるとされています。その中には括弧として、26年4月1日からは1万5,000円というような書き方もされています。この点では実際には、これとの関係についてはどうなっているのかという点をお聞きしたいと思うんです。それと、来年の3月までとした理由、これについてもお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 おはようございます。

増田議員ご質疑の1点目、持ち家に係る住居手当の廃止につきましては、住民感情になじまないことを理由として、国家公務員において廃止されました。当市においても、同理由により、今回の改正を行うものであります。

次に、質疑の2点目、勤勉手当の月数につきましては、民間事業所の昨年冬と、ことし夏の特別給、ボーナスが公務員の特別給を上回っているとの人事院からの調査結果から、ことしの人事院勧告において、年間で100分の15月分の引き上げが勧告されたものです。現在の勤勉手当の支給割合100分の67.5をこの12月期において、100分の15引き上げて100分の82.5としますが、来年度以降については、その引き上げた分の100分の15を6月期と12月期にそれぞれ振り分けて、100分の75に調整するものですので、減額ではありません。

なお、扶養手当については、何ら改正はありません。

また、再任用職員においては、同様に年間100分の5月分の引き上げを行うもの

でございます。

次に、質疑 3 点目、管理職員特別勤務手当につきましては、管理職手当の支給される職員が臨時または緊急の必要、その他の公務の運営の必要により、週休日または休日等に勤務した場合、8,000円を超えない範囲内で支給し、また、週休日または休日等以外の午前 0 時から午前 5 時までの間に正規の勤務時間以外に勤務した場合、4,000円を超えない範囲内で支給するものであります。

次に、質疑 4 点目、給料の切りかえに伴う経過措置につきましては、平成 24 年 4 月から毎年 5,000円を限度として、現給保障額の引き下げを行い、現給保障の廃止を進めてきたものであり、ことしの人事院勧告で給料表の改定が勧告され、平成 27 年 4 月から新たな現給保障制度が開始されることから、現在の現給保障制度を 27 年 3 月をもって廃止するものでございます。

以上でございます。

○松下議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 1 点目の住居手当については、知っている範囲で結構ですんであれなんですが、例えば、県内で、こういうようなところを実施しているのは、岩出市以外に今まであったのかどうかという点と、4 点目のところの部分で、実際には書かれている職員、減じている額というのは、来年 3 月までは 1 万円なのか、実際には 26 年 4 月から 1 万 5,000円と書かれている、その 1 万 5,000円なのか、この点だけちょっとお聞きをしたいと思います。

○松下議長 総務課長。

○藤平総務課長 増田議員の再質疑の 1 点目でございます。

和歌山県下の状況につきましては、1 市を除きまして、平成 27 年 4 月から全て廃止するというふうに聞いてございます。

それから、4 点目の関係ですけれども、その差額に相当する額から 1 万円を減じた額というのは、平成 24 年 4 月と平成 25 年 4 月において、それぞれ 5,000円ずつの計 1 万円を限度として、現給保障額から減じた額を指してございます。平成 26 年 4 月 1 日からは 1 万 5,000円というのは、平成 24 年の 4 月と平成 25 年の 4 月と平成 26 年の 4 月の 3 回、5,000円ずつの 3 回ということで、1 万 5,000円を限度として減じた額を指すというふうなことでございますので、ご理解をお願いします。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

(な し)

○松下議長　続きまして、議案第67号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員　消防団条例については、2点お聞きしたいと思います。

第5条で、免職の処分から2年後には消防団員にはなれるとされてるわけなんです、2年という年月にしたのは、どういうことからこういうふうにされたのかという点と、第2条のほうで、今回は岩出市に在住だけではなしに、勤務されている方も消防団員の対象になれますよということになるわけなんです、そういう場合のメリットというのは、市としてはどれぐらいの効果があるのかという点を想定しているのかという市の認識をお聞きしたいと思います。

○松下議長　答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長　増田議員ご質疑の1点目につきましては、消防組織法第23条で消防団員の身分取扱い等について定められています。この中で、常勤の消防団員については、地方公務員法の定めるところによる。また、非常勤の消防団員については、条例で定めることとされています。ご質疑の2年とした理由につきましては、地方公務員法第16条において欠格事項が定められており、その内容に準拠した内容でございます。

次に、質疑2点目につきましては、勤務先での勤労だけでなく、地域における消防・防災のリーダーとして、その地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っていただけることから、市にとって利益になると考えてございます。

以上でございます。

○松下議長　再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員　2点目でお聞きした、新たに消防団員、勤務されているという方、この方を消防団員に迎えることができるよという条項については、少なくとも、今、消防団員の方の高齢化という点なんかも関連してくるのかなというふうには考えるところもあるわけなんです、そういう点では、今の消防団員の高齢化なんかの問題も含めて、実際、ここで書かれている部分なんかでいうと、岩出市の市役所なんか勤務されている方、市外からおられると思うんやけども、そういう市の職員なんかの方も積極的にそういう消防団員の勤務、岩出市外の方なんかも、市としては消防団員に迎えていこうという、そういう気持ちなんかもあるのかなのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思うんです。

○松下議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 増田議員の再質疑でございます。

増田議員おっしゃるとおり、高齢化あるいは市の職員も受け入れたらというのは、私も同感でございます。市の職員だけでなく、民間でお勤めになられている方についても、今後は消防団長とも相談しながら、積極的に消防団員になっていただけるような方策をとっていききたいと、そのように考えてございます。よろしくお願いします。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○松下議長 ないようですので、続きまして、69号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 一般会計補正予算、3点お聞きしたいと思います。

今度、この補正予算では、土曜教育というんですか、そういうことも行うんだという、そういうことになっています。市としての土曜日教育という点の基本的な考え方ですね、市としてはどういう形で土曜教育というのを進めていこうと考えておられるのか、この点をまずお聞きしたいと思います。

2点目は、雨漏り対策で、新たに6,300万円余りが工事費で計上もされてきているわけなんですけど、いろんなこういう施設の定期点検というようなものは、どのような間隔で行われているんでしょうか。1年に1回とか2年に1回とか、それ以外にもされているのかどうか。定期点検というものの、そのもの自身を市としてはどのようにされているのかという点です。

それと、今回、やっぱり6,300万円、かなり大きな額なんで、雨漏りという部分なんかは、以前からそういう点で発見されていなかったのか。その当時、そういう部分なんかで計画、以前からそれがされなかったのは突発的な理由から発生されたのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

3点目は、4,570万円というものが、また、繰上償還というような形でされるわけなんですけど、今回、ここで補正の中でもいろんな各種の施策、土曜教育であれ、ここで今言わせていただいたように、工事費なんかも含めて、いろんな補正予算として、市民のためにまたいろんな形で使われるわけなんです。この4,570万円というものを、そういう点では、もっと市民生活向上というところに回さなかったのはどういう理由なのか、この点をお聞きしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

教育総務課長。

○秦野教育総務課長 おはようございます。

増田議員ご質疑の1点目、土曜日教育を行うという点の基本的な考えはということについて、お答えいたします。

この事業の基本的な考え方につきましては、進路対策及び学力補充のため、国語と数学の教室を実施するものでございます。

○松下議長 生涯学習課長。

○上野生涯学習課長 増田議員のご質疑にお答えいたします。

雨漏り対策として6,300万余りが工事費で計上されているが、施設の定期点検はどれぐらいの間隔で行われているのか。今回の雨漏りは突発的な理由から発生したものかについて、お答えいたします。

総合体育館の屋根や外壁などの点検については、建築基準法第12条の規定に基づき2年に1回実施しています。今回の工事につきましては、8月10日の台風11号の暴風雨が原因で、突発的に大量な雨漏りが生じたため行うものです。

○松下議長 財務課長。

○小倉財務課長 増田議員の3点目の質疑にお答えします。

今回、補正予算に計上した長期債元金償還金4,578万円のうち4,536万円は繰上償還によるもので、42万円は新規借入債の償還方法の変更による増額であります。繰上償還については、後年度における利子負担の軽減を目的とし、平成25年度決算における剰余金を財源として、地方債の繰上償還を行うものです。

なお、地方財政法第7条第1項では、決算剰余金の2分の1を下らない金額は、翌々年度までに積み立て、または償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならないとしております。

○松下議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 土曜教育の点で1点お聞きをしたいと思うんですが、同じようなこういう土曜日に教育というんですか、学習という点を行うというのは、以前、公民館でも同じようなことをされていたということがあると思います。しかし、現在は、公民館なんかでされてきた土曜教育というのは、されていないと聞くわけなんです、なくなったというか、行わなくなった理由というのはいろいろあると思うんです。そのときに、今回、新たに始める土曜日教育との関係でいうと、そのときにいろん

な理由で行わなかったときに、岩出市としても、そのときにいろんな教訓というんですか、こういうことをもっとやったらよかったんじゃないかなとか、こんな取り組みやったらよかったんじゃないかなということがあったと思うわけなんです、そのときに岩出市が得た教訓ですね、それはどのようなものがあるのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

教育総務課長。

○秦野教育総務課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

以前、公民館でも同様にやっていたのが、やらなくなったことについての教訓ということでございますが、公民館で、現在も学習ルームとして教室は継続してございます。小学校、中学校とも放課後等の補充学習を十分に実施しておりますので、公民館にわざわざ集めてするまでもなく、各学校でやったほうが効果が上がるだろうと、そういう考えで廃止してございます。

さらに、その補充学習を強化するために、中学校で本事業を今後展開していきたい、そういうことでございます。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○松下議長 ないようですので、これで日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

2番目、尾和弘一議員。質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 おはようございます。

まず、専決処分、議案第61号について質疑を行いたいと思います。

今回の専決処分の中で、予算組みをされたと思うんですが、その中の投票日の投票管理者報酬については、幾らと予算をされたのか。

それから、超過勤務手当の時間については、どういう積算根拠があったのかということ。

それから、3点目の旅費の予算組みをされておるんですが、この旅費の根拠についてお聞きをしたいと思います。

さらに、食料費の内訳についてお聞きをしたいと思います。

最後に、期日前投票管理者の手当の金額についてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

行政委員会事務局長。

○木村行政委員会事務局長 尾和議員ご質疑の投票日の投票管理者報酬につきましては、職員を投票管理者に委嘱しており、予算においては、投票事務従事者と同様に1,800円掛ける1.35の14時間分で、1人当たり3万4,020円を計上しております。

続きまして、超過勤務手当の時間につきましては、1人当たり投票事務で14時間、開票事務で4時間、開票事務につきましては、今回3種類ございますので、一部の職員はプラス2時間してございます。期日前投票事務で、平日が4時間が8日間、休日が12時間、これが3日間としてございます。

旅費の根拠は何かにつきましては、衆議院議員総選挙において、旅費を伴う出張が生じた場合のため計上してございます。

食料費の内訳はどうかにつきましては、選挙当日の投票立会人の昼食代として1,200円の2人、19投票所で4万5,600円、夕食代として800円の2人、19投票所で3万400円、期日前投票立会人の昼食代及び夕食代として800円の2人の2回、11日分で3万5,200円、期日前及び当日の立会人の方の飲み物代として5万円計上してございます。

続きまして、期日前投票管理者の手当につきましては、平日が1,800円掛ける1.25の4時間、これが8日間で7万2,000円、休日が1,800円掛ける1.35の12時間が3日間で8万7,480円を計上してございます。

以上です。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきました。まず、投票日の投票管理者の報酬についてであります。今ご答弁いただきますと、投票管理者と事務担当者との併用であるので、投票管理者としての報酬ではないという理解でよろしいのでしょうか。

それから、2点目に、超過勤務手当の時間の算出であります。今ご答弁をいただきますと、1,800円掛ける割り増し率という形で計算を算出されておりますが、これについては、通常の職員の時間外勤務手当の算出方法と異なるのか、それとも特別に衆議院選挙において、選挙に関してそういう算出の計算にしたのか、お聞きをしたいと思います。

それから、期日前投票管理者の手当であります。期日前投票者については、通常、職員が担当していると思うんですが、そういう人に対してはどういう取り扱い

をしているのか。具体的に申しますと、通常の勤務として、朝の始業時から夕方の終業時、それ以外については時間外手当として支給をしているのか。トータルで、今言われた金額、そういう形にしているのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 行政委員会事務局長。

○木村行政委員会事務局長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

まず、1点目の当日の投票管理者の報酬、これにつきましては、特別職の報酬額ではございません。超過勤務手当として計上してございます。

続きまして、2点目の超過勤務手当、これにつきましてはの算出ですけれども、これは通常の時間外手当として特別に金額を固定したものではございません。その方の単価で計算しておるんですけれども、あくまでも予算上でございますので、平均の1,800円を基礎として計算してございます。

期日前の手当につきましては、時間外のみを計上してございます。

以上です。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 超過勤務手当並びに事務管理者の手当については、過去の費用を報酬として、1時間当たり2,200円として支給をされておったんですけれども、今回の衆議院選挙については、通常の時間外手当に割り増しをつけた金額で支給するように変更したというように理解してよろしいのでしょうか。

○松下議長 答弁願います。

行政委員会事務局長。

○木村行政委員会事務局長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

議員のご理解のとおりで結構です。

○松下議長 次に、議案第62号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第62号について質疑を行います。

今回の議案の中で、公布の日をもって行うということですが、公布の日については、日時はいつなのか。それから、100分の7.5の分については、この議案がこれから可決、承認されますといつ支給されるのか、お伺いをしたいと思います。

それから、各改正によるアップ額についてですが、これは幾らになるのかということでお聞きをしたいと思います。

それから、議員に関してですけども、議長の引き上げ後の額についてお聞きをしたい。それから、副議長の増加分の引き上げ後の合計額、これについてもお聞きをしたい。それから、議員の増加分の引き上げ額の合計額、これもお聞きをしたいと思います。

それから、特別職についてであります。市長、副市長並びに教育長の増加分及び引き上げ後の合計額についてお答えをいただきたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員ご質疑の1点目につきましては、議会の議決後、速やかに公布をいたします。

次に、質疑2点目につきましては、平成26年度分につきましては、議会で議決をいただいた後、速やかに事務を進め支給をいたします。また、平成27年度以降の分は、6月と12月の期末手当支給日に支給をいたします。

次に、質疑3点目につきましては、議長については年間7万5,900円、副議長については年間6万7,275円、議員については1人当たり年間6万2,100円です。

市長については年間15万7,500円、副市長については年間13万200円、教育長については年間11万7,600円です。

次に、4点目につきましては、年間の期末手当の合計額は、議長、年間207万4,600円、副議長、年間183万8,850円、議員、年間169万7,400円です。

市長、年間325万5,000円、副市長、年間269万800円、教育長、年間243万400円です。

以上でございます。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 公布の日についての再度の質疑であります。速やかにということなんですけども、それはいつをめどに、速やかにというのは、ことしじゅうになるのか、年末のいつぐらいになるのか、これについて、もう既に計算をされておると思うんですが、議決後の支給でありますので、いつを目途に支給をされるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、今回の議案の提案の内容であります。この議案の提案については、表題が「岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等」という形で、「等」の中に特別職が入っていると。本来は、条例は別々に存在するもの

であって、これを一括して上げられると、議員と市長、教育長の報酬に賛否を問うときに、どれを反対する場合、賛成する場合、これできなくなるわけですね。だから、本来であれば、個別に議員の報酬についてはこれだけ、特別職である市長、副市長についてはこれだけ、教育長についてはこれだけ改正するんだというような提案の仕方が、よりベターではないかなと思うんですが、その2点についてお聞きをしておきたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員の再質疑について、お答えをさせていただきます。

公布の日ということで、速やかにということをございますけれども、地方自治法の中で、議長のほうから3日以内に長のほうに議決の関係が送付されてまいります。その後、20日以内に公布ということになってございますので、我々としては速やかに公布をさせていただきますが、一応めどといたしましては12月中にというふうに考えてございます。

次に、2点目の提案方法でございますけれども、我々といたしましては、特別職と一般職の2本にすることにより、わかりやすく審議がスムーズに進むということを検討した上で、今回の上程とさせていただきます。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 支給については、今月、12月中という理解で、20日前後という、ことしの御用納めが26日ですから、それまでには支給をするという理解でよろしいでしょうか。

それと、引き上げについてですが、今回の引き上げについては、そのような意味では一括してという、わかりやすくというのは、議員にとってはわかりやすいかもわかりませんが、一般市民にとってはわかりにくい点がありますので、今後の検討課題にしていきたいということをお願いしておきたいと思います。

○松下議長 総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員の再々質疑でございます。

先ほどの再質疑の答弁と重なる部分がございますけれども、あくまで公布の日につきましては、12月中を予定してございます。支給につきましては、その後、速やかにということをございますので、議会事務局のほうから支給をされるというふうに思っております。

それと、一括条例での上程につきましては、先ほど答弁させていただいたとおりでございますので、ご理解をよろしくお願いしたいと思います。

○松下議長 続きまして、議案第63号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第63号について質疑を行います。

今回の職員に関する条例改正についてであります。まず第1点目に、通勤手当の支給についてであります。通勤距離別に該当者は何人おられるのか。今回の引き上げで、どれだけの支出になるのかということをお聞きをしたいと思います。

それから、住居手当の削除についてであります。これについては、先ほどの議員の質疑にもありましたが、住居手当そのものを削除する理由について、再度、お聞きをしたいと思います。

それから、管理職手当の該当者については、何人おられるのか。お聞きをしたいと思います。

それから、給与引き上げ分は、いつ支給されるのか。及び職員の総額は幾らになるのか、お聞きをしたい。

それから、今回の引き上げで、年齢別に最も引き上げられる層については、どこをターゲットにして引き上げられたのか、お聞きをしたいと思います。

それから、今回、給与改定によって、アップによって、岩出市のラスパイレス指数については幾らになるのか、お聞きをしたいと思います。

この給与条例の中に、非常勤職員の賃上げは一言も触れておられませんが、非常勤職員の賃上げについては、どのようなお考えを持っておられるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、再任用職員の該当者について何人おられるのか、お聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員の質疑1点目につきましては、この通勤手当の改正につきましては、自転車とバイクに係る通勤手当の改定でございます。通勤距離片道10キロメートル以上15キロメートル未満の者2人、15キロメートル以上20キロメートル未満の者1人で、該当者は3人です。総額2万7,600円の増額になります。

次に、質疑2点目につきましては、持ち家に係る住居手当の廃止につきましては、住民感情になじまないことを理由に、国家公務員においては廃止されました。当市

においても、同理由により今回の改正を行うものでございます。

次に、質疑3点目につきましては、該当者92人です。

次に、質疑4点目につきましては、議会で議決をいただいた後、速やかに事務を進め、支給をいたします。なお、総額は2,105万円です。

次に、質疑5点目につきましては、若年層27歳未満の者に重点を置いた改定となっております。

次に、質疑6点目につきましては、改定後の国の平均給料額が示されていないため、ラスパイレス指数は現時点では算出できません。

次に、質疑7点目につきましては、報酬の改定はありません。

次に、質疑8点目につきましては、該当者5人です。

以上でございます。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 住居手当の問題であります。従来ついてたものが削除されると。いわゆる、持ち家の対象者になろうと思うんですけどね。持ち家の対象者であっても、維持管理費あるいはどこか壊れたとなりますと、必要経費がかさんでまいります。それから、固定資産税並びにそういうものも払っていかなければならないという意味では、持ち家であっても、最低限の居住環境を守るという意味から、職員の皆さんがそこから市に通勤をされて仕事をされるわけにありますから、私は住民感情になじまないというのは、一面的ではありはしないかという気がするんですけども、国家公務員がそのようになったから、岩出市においてもそうするんだということやなくして、岩出市における独自の考え方があっていいんじゃないかなと思うんですが、それについて再度お聞きをしておきたいと思います。

それから、管理職員特別手当の該当者については92名おられます。ということですが、今回の改正の中で、非常事態で災害等について発生した場合にあるんだということですが、この条文の中を見ますと、非常事態以外に何かほかに想定される、含んでいる事項があるんじゃないかと思うんですが、これについてはどういうものを想定されているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、管理職手当の問題であります。管理職手当については、暫定で残業しようがしまいがついているわけですね。暫定手当として支給をされた上に、今回の管理職員特別手当という形で8,000円を上積みをする。4,000円もあるんですが、そういう二重の、ダブルで管理職だけ支給をするということは、まさしく、これこ

そ市民感情からいって、なじまないんじゃないだろうか。管理職手当がないのであれば、これは一面理解はできるんですが、管理職手当としてついた上に、さらに、今回の改正で上積みをするということについては、理解ができない点であります、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、年齢別にどういう点を重視したかということで、27歳未満ということですが、27歳ではなくて、やはり今晚婚化によって、非常に小さい子供さんを抱えている家庭が非常に多いんですよ。そうしますと、少なくとも40ぐらいをピークにして引き上げる必要性がありはしないかと。上げるべきやないかというふうに考えておるんですが、それについて、市のほうではどのようなお考えを持っているのか。

それから、岩出市の非常勤職員の方は130名ぐらいおられるんですか、そういう人たちについて、なぜ賃上げをしないのか。賃上げの考えはないのか、これについての再度のご答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員の再質疑についてお答えをいたします。

まず1点目の持ち家の関係で、住居手当の廃止ということでございます。尾和議員は、そういうような考えということでございますけれども、我々といたしましては、個人の資産に対する手当ということになりますので、今回、廃止を提案させていただいたということで、住民の感情にはなじまないというふうに我々考えてございます。

それから、2点目の管理職員特別勤務手当の関係で、災害以外にも何かというふうな内容でございますけれども、災害以外といたしましては、ミサイルの攻撃であったり、また、インフルエンザ等の病気等の蔓延等、いろいろな危機の内容もございますので、そういうようなところも我々としては考えてございます。

それと、管理職手当と管理職員特別勤務手当が二重の支給になるのではないかとということでございますけれども、管理職員特別勤務手当につきましては、この条文にも載っておりますように、特別な勤務が発生した場合ということでございますので、常時発生するようなものではございません。これは住民の方にも十分理解をしていただける手当であると我々は考えてございます。

次に、若年層の引き上げの関係ですけれども、27歳未満が一番アップ率が高いというふうに、私、先ほど答弁させていただきましたけれども、総体的に見ますと、

若い者から順にアップ率が高くなってございますので、尾和議員が心配されているように、27歳以下だけがということではございませんので、年齢が高くなるほど薄くなっていくというふうな内容でございます。これは人事院勧告に基づいて改定をさせていただきました。

それと、最後、5点目ですけれども、賃金の改定につきましては、今回は人事院勧告、我々一般職についての内容で条例改定をさせていただいておりますので、この臨時の方の処遇につきましては、今の段階では考えてございませんので、和歌山県の最低賃金等の改定、いろいろ条件が整ってくれば、その点についても、また、今後、考慮していかなければならないと、そういうように考えてございます。

以上でございます。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 非常勤職員の手当の問題ですけれども、最低賃金はもう既に改定されているんですよね。ことしも改正されて、労働局のほうから発表されております。そういった中で非常勤職員、これは官製ワーキングプアと言われている人たちの力をかりて、市民サービスを全体として底上げをしていくということが、市に果たされる役割であろうと思うわけであります。

そういう意味でも、正規職員だけじゃなくして、非常勤職員についても、少なくとも何割か、何%かは、押しなべて横滑りで適用して上げていくという考え方が基本になるべきではないかなと、そのように市民の皆さんも思っておられますし、私も思っておるんですけれども。今後の非常勤職員について、やはり非常勤職員は、それを条件にして雇用しているんだから、上げなくていいという考え方じゃなくして、前向きに考えを理解していただいて、引き上げていくという考え方をとっていただきたいというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

○松下議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員の再々質疑についてでございます。

非常勤職員、いわゆる臨時職員の賃上げの問題ですけれども、これにつきましては、先ほど答弁させていただいた内容でございます。ただ、我々、今回の人事院勧告の中では、総合的見直しということで、人事院勧告の中に職員についても、来年の4月以降、給料額が引き下げられるというふうな内容もございますので、臨時職員につきましても、今後、市として検討してまいりたいと、そのように考えてござ

います。ご理解よろしく申し上げます。

○松下議長　これで議案第63号の質疑を終結いたします。

続きまして、議案第64号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　議案第64号　岩出市手数料徴収条例の改正について、お聞きをしておきたいと思います。

地籍調査が終了した段階で、来年の4月1日から地籍調査成果簿について徴収をしていくということですが、お聞きをしたいんですけども、このまず第1点、対象者についてであります、交付の制限はあるのかということをお聞きをしたいと思います。

この用紙ですね、交付される用紙の大きさについては、どのサイズを考えておられるのか。それから、閲覧ですね、交付じゃなくして、閲覧させてくれという場合に、どうなるのかということでもあります。

それから、料金についてであります、1筆ごとに500円という設定であります、料金がほかの地方自治体に比べて高くないかなという点があるんですけども、この500円と設定した理由について、お聞きをしたいと思います。

それから、成果簿、編図という表現をしておりますが、後日連絡ありまして、編図について、どういう意味だということであったんですが、地籍調査における成果図、いわゆる法務局に送付された内容全てを指しているのかなという意味でお聞きをしている点であります。

それから、来年の4月から地籍課がどうなるのか。組織編成と同時に変わってくると思うんですが、この交付する担当課、交付先、担当する窓口はどこと決めておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○松下議長　答弁願います。

地籍調査課長。

○藤田地籍調査課長　尾和議員のご質疑にお答えいたします。

交付の制限はあるのか。交付の制限はございません。

用紙はどの大きさなのか。座標値、図根点はA4判、地籍集成図はA3判サイズとなります。

閲覧はどうなるのか。地籍簿、地籍図は閲覧できますが、座標値、図根点、地籍集成図は、閲覧対応いたしません。交付のみ対応でございます。

料金は高くないのか。他の自治体と比較して妥当と考えています。

成果簿、編図はどうか。成果簿、議員ご指摘の編図でございますが、何の図から調べましたが、該当する図がありませんでした。なお、法務局へ出している図といいますと、地籍測量図及び地籍簿になっております。今回のこの2つについては対象といたしておりません。その内容については、座標値、図根点、地籍集成図でご確認いただけたらと考えています。

担当課はどこなのか。地籍を担当する部署であります。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 再度お聞きをしたいんですが、用紙の大きさがA4、A3サイズを考えているということですが、A4、A3であっても、この料金でいくという理解でよろしいかどうか、お聞きをしたいと思います。

それから、閲覧についてですが、閲覧については料金が要るのかどうか。それと、これから電子化が非常に進んでまいります。デジタルデータとしていただきたいという場合に、それについては、料金は決められているのか。それとも、そのデータについて500円ということになるのか、デジタルでいただく場合、これについてお聞きをしたいと思います。

それと、担当課は、地籍を担当するところだということで、明確にお答えをいただきませんでした。固定資産税を扱う税務課なのか、それから、産業振興課なのか、そこら辺、明確に、やっぱり今の段階からしておく必要があると思っておりますが、それについてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

地籍調査課長。

○藤田地籍調査課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

料金のA4判、A3判は、料金は同じかというご質疑でございますが、同じでございます。

閲覧の料金は要るのか。これについては、閲覧は無料でございます。デジタル化の場合は、これはCD及びフロッピーをご持参いただければ、データとしてお渡しさせていただきます。料金は同じでございます。

続きまして、担当課の件でございますが、地籍調査課ではお答えはちょっと難しいので、ご了承のほう、よろしくお願い申し上げます。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

地籍調査の来年度の担当課は、どこかというご質疑でございます。現時点では申し上げられるのは、先ほど地籍調査課長が申し上げたとおりでございます。27年4月の組織で、十分市民に対応できるような体制づくりを考えていきたいと思っておりますので、ご理解をよろしく願います。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○松下議長 ないようですので、これで議案第64号を終結いたします。

続きまして、議案第65号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第65号 岩出市国民健康保険条例の改正についてであります。この条例案の中に3万円を上限として加算するということがうたわれております。この3万円を上限とする加算する条件とは何なのか、お聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員の質疑にお答えをします。

平成21年1月に創設された産科医療補償制度は、被保険者が掛金を支払い、通常の妊娠、分娩にもかかわらず、重い脳性麻痺の状態となった者に補償金が支払われる制度であります。

ご質疑の加算する条件についてですが、産科医療補償制度に加入する医療機関等で、在胎週数22週以降に出産された場合に、3万円を超えない範囲で出産育児一時金に加算することとなっているものであります。

以上でございます。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 重度の身体的な状況において加算をしていくんだということですが、具体的に、重度と言われている症状について、どういう範囲なのか、再度ご答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員の再質疑にお答えをします。

ただいま議員のほうから、重い状態とはどのようなものがあるのかということですが、この運営につきましては、公益財団法人日本医療機能評価機構

のほうで、日本医療機構評価機構に基づいて運営されているものであり、具体的な症状等につきましては、こちらのほうではお答えすることはできないものでございます。

以上でございます。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁で具体的な答弁できないということですが、そんなことではないんでしょうか。例えば、条件によって、支給するのは岩出市ですから、その条件を満たすか満たさないかという基準が明確にないまま、3万円を上積みするというような考え方では、私は答弁になってないと思うんですが、どうでしょうか。

○松下議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員の再々質疑にお答えします。

先ほど答弁させていただきましたように、この加算金につきましては、産科医療補償制度に加入する医療機関等で、在胎週数22週以降に出産された場合に3万円を超えない範囲で加算するというものでございます。

以上でございます。

○松下議長 これで議案第65号の質疑を終結いたします。

続きまして、議案第66号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第66号 上水道事業運営審議会条例の制定についてですが、今回、条例案を読みますと、まず第1点に、設置、それから目的等が書かれているんですが、設置、運営については、合理的な管理運営とはというような形で表現をされております。合理的な管理運営として、具体的にどういうものがこの審議会の議題として考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、第3条の審議会の中に、岩出市市議会議員3名以内をというような文言があります。これは本来、市議会議員というのは、このように行政と議会との間におけるやりとりの中でチェックをして監視をする者が議会議員であります。審議会の中に市議会議員が入っているということは、行政機関の、いわゆる市長の下部組織にならざるを得ないと。下部組織の中で議会議員がその中に入っていくということは、本来やるべきではないというふうに考えておるんですが、それについてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

1点目、合理的な管理運営とは、具体的に何かということですが、その時代背景や環境の変化に的確に対応し、目的に合った無駄のない施設の維持管理と適正な経営を行っていくこととございます。

2点目の第3条の委員に市議会議員とあるが、行政機関の下部組織となるので問題があるかと考えるがどうか。ということについてでございますが、地方自治法には、審議会を組織する委員に特別の定めがないため、問題がないと考えます。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 第3条の点ですが、特別に定めがないからといって、市議会議員3名以内という形で審議会のメンバーに入れるというこの発想が問題だと言ってるわけです。繰り返しになりますが、議会議員として立場を堅持して、行政に苦言をし、チェックをして、管理監督する立場にある議会が、そういうところに入っていくということは大きな課題があり、問題があるということを認識をすべきだというように思っておりますので、これについては、削除すべきだというように思っておりますが、再度お聞きをしておきたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 尾和議員の再質疑にお答えします。

審議会は、普通地方公共団体の執行機関の下部組織ではなく、附属機関であり、審議会を組織する議員については、問題がないと考えます。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○松下議長 これで議案第66号の質疑を終結いたします。

続きまして、議案第67号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第67号について質疑を行います。

今回の議案について、第3条に、勤務を追加した理由についてお聞きをしたいと思うんですが、これも先ほど質疑の中で答弁をされておりましたので、逆に言って、ほかの立場からお聞きをしたいと思うんですが、現在、消防団の団員の、ある意味

では、希望者が少なく勤務を追加することによって、定員数をクリアしたいという考えが根底にあるのではないかなという気がするんですけども、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、この中に志操堅固で身体強健という表現があるんですが、非常勤の消防団員に任用されるときに、今まで健康診断を提出をしたり、事前に入団される場合の手続というのは、どのようにされてきていたのか、お聞きをしたいと思います。

それから、欠格条項の適用についてですが、ここには3項目にわたって載ってるんですけども、この3項目以外に考えておくべきことがあるのではないかなという気がするんですが、それについて、この3項目だけでクリアできるというように感じておられるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、消防団員の服装ですね、これ貸与後については、脱団した場合、どのような取り扱いを今までされているのか、今後どうしていくのかについて、お聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員の質疑について、お答えをいたします。

質疑の通告と、若干、今の質疑内容が異なっているところがございますが、通告内容に基づきまして答弁をさせていただきたいと思います。

1点目、お答えさせていただきます。質疑の1点目につきまして、地域防災体制の充実を図るため、幅広く消防団員を確保するためです。尾和議員がおっしゃったように、若干、まだ定数まで余裕がありますので、もう少し団員をふやしたいと、そういうような内容でございます。

それから、志操堅固、身体強健とはというような質疑通告でございましたので、この内容につきましては、体が丈夫で強い意思を持つ者のことを申してございます。それで、健診等というようなお話もございましたけれども、健診等は受けてもらっておりません。特に、そういうような診断書をつけて入団というようなことではございません。

それから、欠格条項の範囲についてですけれども、成年被後見人または被保佐人というふうな内容と、あと禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでの者またはその執行を受けなくなるまでの者、これは除外。それと条例の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者という、この3点でございました。この3項目で我々はよいと考えてございます。

それから、退団の際の返却でございますけれども、質疑３点目につきましては、退団時に返却をしていただいております。

以上でございます。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 １項目の件ですが、これから団員となられる方については、事前に健康チェックをするということは非常に大切やなと思うんですね。内部疾患あるいは心臓病の疾患を持っておられたり、いろんな方があろうと思うんですが、少なくとも消防団員になられる方については、事前に健康診断を提出していただいて、その上で対応していくことが求められるのではないかなと、そのように思っております。その費用については、消防団のほうから費用を支出して、健康で強靱な人に対して入団をしていただくということが、後々、災害補償の問題とも絡んで、大切ではないかなというふうに思っておりますので、これについては検討する必要性があるというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

○松下議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員の再質疑についてお答えをいたします。

入団に際して、健康診断を受けていただいたらどうかというような内容でございますけれども、消防団の入団に際しましては、各地元の消防団の部長のほうから推薦書をいただきまして、本人からの入団届あるいは宣誓書等を消防団長のほうに提出していただいた後に、入団ということになってございます。ということで、地元の部長のほうからの推薦という段階で、地元精通した部長からの推薦ですので、健康状況であるとか、そういうふうな消防団員としてやっていけるかというようなことについては、その部長が十分把握した上で推薦が出てきてございますので、今の段階では、健康診断等の提出は求めないということにさせていただきます。

以上でございます。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○松下議長 これで議案第67号を終結いたします。

続きまして、議案第69号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第69号 26年度岩出市一般会計補正予算に関する質疑を行います。

まず、これは国保、介護、後期医療、下水道特別会計の繰入金がされておりますが、この理由についてお聞きをしたいと。

それから、勤勉手当の内容についてお聞きをいたします。

それから、保育士等处遇改善補助金について、これによってどれだけの待遇改善がされるのか、具体的にご答弁をいただきたいと思います。

それから、財政調整基金の積立金の問題であります。これも先ほど指摘がされましたが、私もこの積立金については、3億2,000万から積み立てを回すということではありますが、これについて疑問があるというふうに思っておりますので、それについてお聞きをしたい。

長期償還金については、これについても4,500万から償還金に回すと。2分の1相当を積み立て、あるいは償還金というお話もありましたが、私は市の行政として、これだけの剰余金を残すということは、市民サービスに資するべきであるにもかかわらず、こういうような剰余金が残るということは理解できない点があるので、その点についてご答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員の質疑、繰入金の理由についてお答えをします。

国保特別会計からの459万5,000円の繰入理由ですが、一般会計から国保会計への繰り出しについては、保険税軽減分や財政安定化支援など国保会計の安定した財政運営を行うため制度化された、いわゆるルール分と国保会計において赤字決算が見込まれる場合、緊急避難的に財源補填を行う、いわゆるルール分以外の繰り出しがあります。このルール分以外に繰り出したものについては、国保会計において黒字決算が見込まれる際、また、繰り入れたことによる剰余金がある場合には、財源補填を受けたものは精算すべきものと考え、その一部を繰り入れるものでございます。

次に、後期高齢者医療特別会計からの517万円の繰り入れ理由ですが、平成25年度決算に伴うもので、事務費に係る精算額が1,073円、後期高齢者医療広域連合へ納付した事務費分賦金の精算額が516万9,307円となり、合わせて一般会計に繰り入れるものでございます。

以上です。

○松下議長 長寿介護課長。

○明渡長寿介護課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

介護保険特別会計繰入金についてであります。平成25年度実績から交付金精算

により、市の法定負担割合の超えた分を返還するものです。

以上です。

○松下議長 上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 尾和議員の下水道事業特別会計繰入金の理由についてでございますが、平成25年度下水道事業特別会計歳入歳出決算による剰余金を一般会計に返還するものでございます。

○松下議長 総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員の質疑2点目、勤勉手当の補正の理由でございます。これにつきましては、12月の勤勉手当の支給率を0.675月分から0.825月分へと改定するもので、0.15月分の増額に係る分でございます。

○松下議長 福祉課長。

○寺西福祉課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

保育士等处遇改善補助金について、具体的に幾ら改善されたのかということでございますけれども、この岩出市保育士等处遇改善臨時特例事業補助金につきましては、私立保育園の園ごとにお任せしているところでございます。保育士等改善されている額におきましては、園ごとになりますが、月額約8,000円の改善されたというふうになってございます。

以上です。

○松下議長 財務課長。

○小倉財務課長 尾和議員ご質疑の4点目、5点目についてお答えします。

今回、補正予算に計上した財政調整基金積立金3億2,824万1,000円につきましては、今般、平成25年度決算に伴う繰越金が生じたことから、財政調整基金に積み立てを行うものです。

次に、今回、補正予算に計上した長期債元金償還金4,578万円のうち4,536万円は繰上償還によるもので、42万円は新規借入債の償還方法の変更による増額でございます。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まず第1点、国保、介護、後期医療、下水道もそうなんですが、特別会計における収支決算の補正についてですが、非常に、市民の立場から言いますと、わかりにくいんですね。というのは、一般会計から繰出金をやっておって、残ったから繰入金でまた同じもとの財布に戻すと、そういうやり方をされるんですね。

本来、特別会計に繰り出しする場合の基礎の計算というんですか、そのもの自体が、やはり、安易に繰出金を出しているというような状況にあるんじゃないかというふうに思っております。

それから、もう1点だけ、時間オーバーしていますが、保育所の8,000円のアップについてですが、人数について何人分なのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員の再質疑にお答えをします。

尾和議員おっしゃいます、一般会計から国保特会へ入れて、また一般に返すという会計がわかりづらいということでございます。その基礎の計算でございますが、ルール分以外の緊急的に財源補填する分については、基礎計算というのはございません。ただ、ルール分につきましては財政支援等保険基盤安定、そういう計算のルールに基づいて一般会計から繰り入れているものでございます。

以上でございます。

○松下議長 福祉課長。

○寺西福祉課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

8,000円アップの具体的な人数ということでございますけども、先ほども申し上げましたように、今後、これが議決されて、園に支出して、園ごとにお任せしてという形になりますので、昨年度の実績値で申し上げますと、保育士、常勤ですけども、実人員で804人、これ月額ですんで、月で割り戻す形になりますが、今申し上げられるのは、去年の対象、常勤職員の保育士で804人となってございます。

以上です。

○松下議長 長寿介護課長。

○明渡長寿介護課長 尾和議員の再質疑にお答えします。

介護保険のほうですけども、前年度の増加率を踏まえ、当初予算を計上しておりましたが、実際には、これを下回ったことにより減額となって生じたものです。

以上です。

○松下議長 上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

下水道事業特別会計は、歳出に対して、歳入で不足する財源を一般財源から繰り入れておりまして、決算により生じた剰余金を一般会計に返還するものでございま

すので、ご理解のほど、よろしくお願いします。

○松下議長 これで議案第69号の質疑を終わります。

これで尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第61号から議案第76号までの議案16件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第61号から議案第76号までの議案16件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第18 発議第5号 那賀高校に県立中学校の設置を望む要望書の提出について

○松下議長 日程第18 発議第5号 那賀高校に県立中学校の設置を望む要望書の提出の件を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

井神慶久議員、演壇でお願いいたします。

○井神議員 発議第5号 那賀高校に県立中学校の設置を望む要望書の提出について  
上記の議案を別紙のとおり岩出市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成26年12月8日提出

提出者 岩出市議会議員 井神慶久

賛成者 岩出市議会議員 山本重信

賛成者 岩出市議会議員 田畑昭二

賛成者 岩出市議会議員 福山晴美

提出先 和歌山県教育委員会

要望書の読み上げは省かせていただきます。

提出理由について説明させていただきます。

平成10年の学校教育法の一部改正で中高一貫教育校の設置が可能となり、和歌山県では、平成16年4月に県立向陽高校に県内初めての併設型中高一貫教育校として開校し、その後、中高一貫教育の全県展開が図られ、現在、5校が設置されています。

本市においては、以前から市内に公立の中高一貫校の設置を望む声があり、特に、本年の市政懇談会では、複数の会場で那賀高校に県立中学校設置の要望が数多く出しています。

また、那賀高校に県立中学校を設置されれば、市内小学生及びその保護者に中高一貫教育校という学校の複線化による進路選択の幅を保障することができるため、那賀高校に県立中学校の設置していただきたく、要望を提出するものであります。

以上でございます。どうかよろしくご協力をお願いいたします。

○松下議長 以上で、提出者の趣旨説明は、終わりました。

~~~~~○~~~~~

○松下議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。次の会議を12月16日火曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は、12月16日火曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(11時05分)

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 6 年 1 2 月 1 6 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第3号）

平成26年12月16日

| | |
|-------|--|
| 開 議 | 午前9時30分 |
| 日程第1 | 諸般の報告 |
| 日程第2 | 議案第61号 専決処分の承認を求めることについて
(平成26年度岩出市一般会計補正予算第3号) |
| 日程第3 | 議案第62号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第63号 職員の給与に関する条例等の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第64号 岩出市手数料徴収条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第65号 岩出市国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第66号 岩出市上水道事業運営審議会条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第67号 岩出市消防団条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第68号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第69号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第11 | 議案第70号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第12 | 議案第71号 平成26年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第13 | 議案第72号 平成26年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第14 | 議案第73号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第15 | 議案第74号 平成26年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第16 | 議案第75号 市道路線の認定について |
| 日程第17 | 議案第76号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について |
| 日程第18 | 発議第4号 子ども医療費助成制度の拡充を求める要望書の提出について |
| 日程第19 | 発議第5号 那賀高校に県立中学校の設置を望む要望書の提出について |
| 日程第20 | 議案第77号 岩出市教育委員会委員の任命について |
| 日程第21 | 選挙第1号 岩出市選挙管理委員の選挙 |
| 日程第22 | 選挙第2号 岩出市選挙管理委員補充員の選挙 |
| 日程第23 | 議員派遣について |

日程第24 委員会の閉会中の継続調査及び審査について

○松下議長 皆さん、おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第61号から議案第76号までの議案16件につきましては、各常任委員会の委員長報告、委員長の報告に対する質疑、討論、採決、発議第4号及び発議第5号の議員提出議案2件につきましては、質疑、討論、採決、議案第77号の追加議案につきましては、提案理由の説明、質疑、討論、採決、岩出市選挙管理委員及び岩出市選挙管理委員補充員の選挙につきましては、単記無記名による投票、それと議員派遣と委員会の閉会中の継続調査及び審査の件です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○松下議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に市長から提出のありました議案は、配付のとおり、議案第77号であります。

次に、岩出市選挙管理委員会から選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙について、配付のとおり依頼がありましたので、選挙を行います。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第61号 専決処分の承認を求めることについて

(平成26年度岩出市一般会計補正予算第3号) ～

日程第17 議案第76号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

○松下議長 日程第2 議案第61号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度岩出市一般会計補正予算第3号)の件から日程第17 議案第76号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議の件までの議案16件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案16件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果について、各常任委員長から報告を求めます。

総務文教常任委員長、井神慶久議員、お願いいたします。

○井神議員 皆さん、おはようございます。

総務文教常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

12月8日月曜日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第61号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度岩出市一般会計補正予算第3号）のほか議案6件でありました。

当委員会は、12月9日火曜日、午前9時30分から開催し、付託議案について審査を行いました。

議案第61号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度岩出市一般会計補正予算第3号）、議案第67号 岩出市消防団条例の一部改正について、議案第68号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、議案第76号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について、以上4議案については、討論はなく、全会一致で、議案第61号は承認、議案第67号、議案第68号及び議案第76号は可決しました。

議案第62号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、議案第63号 職員の給与に関する条例等の一部改正について、議案第69号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第4号）の所管部分、以上3議案については、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑をご報告いたします。

議案第61号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度岩出市一般会計補正予算第3号）についてでは、今回の衆議院議員選挙の投票立会人の選定方法について。

議案第62号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正についてでは、人事院勧告については、特別職は対象となっているのか。経済状況から見て、市民感情は、どのように受けとめられていると考えるのかについて。

議案第63号 職員の給与に関する条例等の一部改正についてでは、今回の一部改正については、人事院勧告により平成26年度分に引き上げ、平成27年度分は引き下げになっているが、同時に提出してきた点について、どのように考えているのか。職員組合とは、どのような形の交渉をしたのかについて。

議案第67号 岩出市消防団条例の一部改正についてでは、岩出市消防団条例で団員の定数は341人となっているが、団員の配置に偏りとか支障はないのか。消防組織法第18条の関連条項の改正がないが、なぜ、今回の条例改正が行われるのかについて。

議案第68号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでは、質疑は、ありませんでした。

議案第69号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第4号）の所管部分については、土曜学習教室について、講師はどのように採用するのか。また、学校側と学習方法について協議をやっているのか。土曜学習について希望者が多い場合、どのようになるのか。また、募集時期はいつか。公債費4,578万円を長期債元金償還金繰上げとされているが、市民サービスに使用すべきではないかについて。

議案第76号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてでは、質疑は、ありませんでした。

以上が、総務文教常任委員会の審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで総務文教常任委員会の報告を終わります。

○松下議長 ご苦労さまでした。

次に、厚生常任委員長、山本重信議員、お願いいたします。

○山本議員 厚生常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

12月8日月曜日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第65号 岩出市国民健康保険条例の一部改正ほか議案4件でありました。

当委員会は、12月10日水曜日、午前9時30分から開催し、付託議案について審査を行いました。

議案第65号 岩出市国民健康保険条例の一部改正について、議案第71号 平成26年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第72号 平成26年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上の3議案につきましては、討論はなく、全会一致で、議案第65号、議案第71号及び議案第72号は可決いたしました。

議案第69号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第4号）の所管部分、議案第70号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、以上の2議案については、討論の後、賛成者多数で可決いたしました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑をご報告いたします。

議案第65号 岩出市国民健康保険条例の一部改正については、出産一時金が増額となるが、出産人数はどれぐらいか。また、必要があると認めるときとは、どのような場合かについて。

議案第69号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第4号）の所管部分については、クリーンセンター費、人事院勧告により給与改定されているが、何名の対応

か。保育士等処遇改善臨時特例事業補助金239万円は、私立保育所の保育士だけなのか。公立保育所の保育士にはないのか。児童福祉総務費の入力業務委託料は、どういう内容かについて。

議案第70号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、一般会計繰出金として459万5,000円を繰り出しているが、その理由は。現在の国保会計の基金は、幾らあるのか。また、この基金制度について、市の認識はについて。

議案第71号 平成26年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）については、介護給付費準備基金積立金として4,952万4,000円を積み立てているが、この積立金の総額は幾らかについて。

議案第72号 平成26年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、質疑は、ありませんでした。

以上が、厚生常任委員会の審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで厚生常任委員会の報告を終わります。

○松下議長 ご苦労さまでした。

次に、建設常任委員長、玉田隆紀議員、お願いいたします。

○玉田議員 建設常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

12月8日月曜日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第64号 岩出市手数料徴収条例の一部改正ほか議案5件でありました。

当委員会は、12月11日木曜日、午前9時30分から開催し、市道路線の認定の議案がありましたので、現地調査を行うため、議長に対して委員派遣承認要求を行い、現地調査を行いました。現地調査終了後、付託議案について審査を行いました。

議案第69号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第4号）の所管部分、議案第73号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第74号 平成26年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）、議案第75号 市道路線の認定について、以上4議案については、討論はなく、全会一致で、議案第69号の所管部分、議案第73号及び議案第74号は可決、議案第75号は認定しました。

議案第64号 岩出市手数料徴収条例の一部改正について、議案第66号 岩出市上水道事業運営審議会条例の制定について、以上2議案については、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑をご報告いたします。

議案第64号 岩出市手数料徴収条例の一部改正についてでは、交付手数料500円と料金設定されているが、その基準設定は。また、デジタルデータで申請した場合の料金設定はどうなるのか。未確定の箇所数及びそのデータについては、どのような取り扱いか。来年4月1日から施行となるが、交付申請する窓口はどこになるのかについて。

議案第66号 岩出市上水道事業運営審議会条例の制定についてでは、第3条に関して、どういう理由で市議会議員3人以内と決めたのか。上水道事業の運営に関し、必要な調査及び審議をすることとなっているが、どういう内容を想定しているのかについて。

議案第69号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第4号）の所管部分については、各課の職員の期末手当及び給与は、どのぐらい増額になるのか。下水道事業特別会計繰出金127万6,000円の繰り出し理由はについて。

議案第73号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、派遣職員給与等交付金16万6,000円の内容は。下水道会計で賄い切れる中、一般会計から繰り入れ、下水道会計から一般会計に繰り出すという手法をなぜするのかについて。

議案第74号 平成26年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）についてでは、条例改正を見込んで、職員手当の金額として計上されているのかについて。

議案第75号 市道路線の認定についてでは、行きどまりの市道の認定道路で、常駐車両等悪影響を与えるものについては、市道認定後、必要な措置を行うべきではないか。現在、市道認定されていない道路については、目標年次を決めて早期に市道認定の手続をする考えを持っているのかについて。

以上が、建設常任委員会の審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで建設常任委員会の報告を終わります。

○松下議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案について、採決を行います。

議案第65号 岩出市国民健康保険条例の一部改正の件、議案第67号 岩出市消防

団条例の一部改正の件、議案第68号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件、議案第71号 平成26年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号）の件、議案第72号 平成26年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件、議案第73号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件、議案第74号 平成26年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）の件、議案第75号 市道路線の認定の件、議案第76号 和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議の件、以上議案9件に対する討論の通告はありません。

これをもって議案9件に対する討論を終結いたします。

議案第65号、議案第67号、議案第68号及び議案第71号から議案第76号までの議案9件を一括して採決いたします。

この議案9件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号、議案第67号、議案第68号、議案第71号から議案第74号及び議案第76号の議案8件は原案のとおり可決、議案第75号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告がある議案について、討論、採決を行います。

議案第61号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度岩出市一般会計補正予算第3号）の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第61号 専決処分の承認を求めることについての私の反対理由を述べたいと思います。

この議案は、さきの国政衆議院選挙に対する補正予算であるが、この予算の支出に関して、投票管理者の報酬支給について、岩出市特別職職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例には、投票所の投票管理者、1選挙につき1万7,000円と決めているにもかかわらず、過去の参議院選挙と同様に、時給2,200円と市長が決裁をし、14時間3万800円を支給しようとしている。この支給は、最高裁第二小法廷、事件番号、平成20年（行ヒ）第432号で、条例に定めがないことから、給与条例主義に反しており、違法であるとの判決に逆らうものであり、到底容認することはできません。

投票管理者と切り離し、区別して支給するのであれば、時間外超過勤務手当に基づき、個々人の割り増し賃金をもって支給すべきであると考えます。

よって、この議案については認定することはできません。

○松下議長 次に、賛成討論、西野豊議員。

○西野議員 議案第61号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度岩出市一般会計補正予算第3号）、本議案は、衆議院解散に伴う選挙経費として計上された補正予算ですので、賛成いたします。

○松下議長 ほかに討論ありませんか。

（なし）

○松下議長 ないようですので、以上で、議案第61号に対する討論を終結いたします。
議案第61号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、承認であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○松下議長 起立多数であります。

よって、議案第61号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第62号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、市来利恵議員。

○市来議員 議案第62号 岩出市議会議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

今回の提案は、人事院勧告に基づく一般職の給与引き上げに伴う、議員、市長、副市長、教育長の期末手当等を引き上げる内容となっています。

人事院勧告がなされたのは8月でした。それは、安倍内閣の順調に景気が回復しているとのアピールからでありましたが、その後に発表された7月から9月期のGDP速報値は、前期比0.4%減、年率換算で1.6%減となりました。景気の足取りは、年率7.3%減と大きく落ち込んだ4月から6月期から、まだ弱いままです。景気回復のおくれが裏づけられたことを受けて、安倍総理は、来年10月に予定されていた消費税率10%への再引き上げを1年半先送りし、国民に信を問うとして衆議院を解散し、総選挙となりました。

一部大手企業の利益は回復したかもしれませんが、しかし、長引く不況の中、労働者の給与の引き下げやリストラが進行する中で、多くの国民や岩出市民に景気回復の実感はありません。給与がふえたという実感もないのです。年金生活者は、年金支給額の減少に生活が大変とおっしゃられます。議員や市長など特別職の給与の引

き上げは、到底市民の納得を得ることができないと考えます。

よって、この議案には反対いたします。

○松下議長 次に、賛成討論を許します。

福山晴美議員。

○福山議員 私は、議案第62号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

本市の議会議員及び特別職の期末手当については、民間の特別給の状況を反映した人事院勧告に準じた条例改正を行っているところであり、経済情勢を反映したものとすることが市民の理解を得られるものと考え、人事院の勧告に準じた条例改正が妥当と考えます。

以上、述べました理由によって、私は本案について賛成いたします。

○松下議長 ほかに討論ありませんか。

反対討論ですね。尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第62号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の改正について、私は反対の討論を行います。

12月議会の初日、国家公務員の給与改定に伴い、議員、市長、副市長、教育長の期末手当、ボーナスアップの改正案が提案されました。その額は、議長については、年間7万5,900円、副議長については6万7,275円、議員6万2,100円アップするものであります。市長は15万7,500円、副市長は13万200円、教育長は11万7,600円アップするという内容のものであります。

現在の岩出市民の生活は、アベノミクスの恩恵を受けているというものは、ごく一部の富裕層のみであります。4月から消費税を5%から8%へ引き上げていき、これ以外にも、今年度負担増は、過去にももらい過ぎた分の年金支給額を0.7%引き下げ、70歳から74歳の医療費負担を1割から2割にアップ、国民年金の保険料を210円の増額、厚生年金保険料率を0.354%引き上げております。さらに、来年度予定されている負担増は、年金の再度の引き下げ、一定所得以上の介護保険料自己負担1割から2割へ、国保、厚生年金保険料の引き上げがされようとしております。

また、70%を占める中小零細企業で働く人たちのベースアップはほど遠く、実質的には賃下げになっております。消費税3%増税と物価の上昇で、市民の家計は一層厳しい状況にあります。そんな中において、人事院勧告に従い引き上げるという理由のみでアップすることは許されないと考えております。議員も特別職もボーナス引き上げは遠慮すべきだと考えております。市民の声を吸い上げ、市民サービス

向上に寄与すべき議会は旧態依然で、議会改革はされないし、活性化も進んでいない中、引き上げることは理解できません。

さらに、市長を初め特別職の報酬は、おのこの条例で決められているにもかかわらず、一括して議案提案すること自体、問題があると考えております。

よって、この議案には反対をいたします。

○松下議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○松下議長 ないようですので、討論を終結いたします。以上で、議案第62号に対する討論を終結いたします。

議案第62号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○松下議長 起立多数であります。

よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、市来利恵議員。

○市来議員 議案第63号 職員の給与に関する条例等の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

この議案は、人事院勧告を受けて提案されています。ことし4月からさかのぼり増額になっている点においては納得できるものですが、一方で、平成27年度4月から平均で2%引き下がる内容が提案されています。3年間の減給保障や若年層への配慮は一定理解しますが、しかし、その反面、50代の職員への現給幅が大きくなるなどの問題も含んでいます。結果的に、平均で2%の引き下げは、現在の経済状況を見たとき、4月からの消費税増税や円安の影響での諸物価の高騰や公共料金の負担がふえていることから考えても影響が出てきます。現給保障の3年間を超えてしまえば、全体として賃下げとなります。

国会の衆院内閣委員会の質疑で、国家公務員の給与総額は200億円のマイナス、地方公務員も含めた全体の給与総額は2,500億円もマイナスになると示されました。他の自治体によっては地域手当があります。例を挙げれば、和歌山市、橋本市など、しかし、岩出市ではこの地域手当はゼロ%です。地方と都市部の公務員給与水準の

格差が生じるばかりではなく、結果として、官民を通じて地域間格差が拡大することにもつながります。労働者の労働条件を考える上で、公務員労働者の賃金は基準になるので、このような形で地域間格差が広げられると、たちまち民間福祉職場や特に社会福祉法人は、直接改悪されることになります。

また、政府の統計では、15カ月間連続して実質賃金・給与が引き下がっていますが、一方では、現内閣は経済政策で、今後、着実に民間においては賃金が上昇期待できるとの判断も示していますが、その中で地方自治体職員、公務員の給与引き下げは大きな矛盾も含んでいます。

さらに、給与月額が減額になれば、将来の退職金や年金にも確実に影響が出ます。職員の労働条件の重大な変更は、当該労働組合との真摯な交渉、理解を抜きに一方的、強権的に行われるならば、決して市民の利益にならないことを申し述べ、この議案には反対といたします。

○松下議長 次に、賛成討論を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 私は、議案第63号 職員の給与に関する条例等の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

人事院において官民給与比較調査が行われた結果、月例給及び期末手当について、民間の給与が公務員を上回っており、また一方で、国家公務員の給与制度について、3年計画で総合的見直しを行うとの勧告が出されたものであります。

市においても、一般職員の月例給及び勤勉手当において、民間給与を反映させた給与改定が必要であり、民間と公務員との給与較差を解消することが均衡の原則にもかなうものであると考え、人事院の勧告を勘案した条例改正が必要であると考えます。

以上、述べましたとおり、私は本案について賛成といたします。

○松下議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○松下議長 以上で、議案第63号に対する討論を終結いたします。

議案第63号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○松下議長 起立多数であります。

よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

議案第64号 岩出市手数料徴収条例の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第64号 岩出市手数料徴収条例の一部改正について、私は下記の理由により反対をいたします。

この議案は、地籍調査の成果に対して、その座標値等、市民からの交付申請に対するものであります。本来、この手数料は、その手間賃と用紙代であります。その手間賃については、職員の賃金は税金で賄っており、実質かかる経費は用紙代のみであります。また、他の自治体でも市民のサービス向上の一環として安価なものとなっており、今回の岩出市の手数料500円は高過ぎるものであり、理解することはできません。

よって、この条例案改正には反対をいたします。

○松下議長 次に、賛成討論を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 議案第64号 岩出市手数料徴収条例の一部改正について、私は賛成の立場から討論いたします。

この条例は、地籍調査の成果を有料で交付するための内容となっております。主な内容は、徴収する手数料の額を座標値、図根点、地籍集成図について、それぞれ500円とするものであり、他の自治体と比べても適正な価格であると考えます。

よって、本議案について賛成といたします。

○松下議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○松下議長 ないようですので、以上で、議案第64号に対する討論を終結いたします。
議案第64号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○松下議長 起立多数であります。

よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 岩出市上水道事業運営審議会条例の制定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第66号 岩出市上水道事業運営審議会条例の制定について、私は下記の理由により反対をいたします。

この議案には幾つかの問題点があります。この規定にいう附属機関とは、執行機関の要請により行政執行のために必要な資料の提供等行政執行の前提として必要な審査、諮問、調査等を行うことを職務とする機関を総称するものであって、その名称は問わないものであり、また、そういう審査は、特定の事項について判定し、結論を導き出すために必要な内容を調べること、諮問とは、特定の事項について意見を述べるのが基本であります。

さらに、この機関は、地方公共団体の長のその下位の行政の内部規則、例えば、決裁により制定された要綱などで設置することを許されない趣旨を含むものと解される。長等の諮問等に応じ、調停、審査、諮問、調査等、協議、懇談等を想定され、名称によって規定されるものではなく、実質的な役割を担う市長の諮問機関であります。

そこに議員が市長の私的諮問機関に委員として就任することは、その審議会において発言したことが、議会全体の意見としてみなされることとなり、地方議会において問題視されており、上位法で決められている制度には消極的参加はやむを得ないが、岩出市の他のこれらの機関への参加は極力やめるべきであります。行政実例でも、議会機関の構成委員たる議員を執行機関の附属機関の構成委員とすることは、自治制度の基本理念に反することとなっているということであります。

もう一つは、全国市議会議長会においても、議員審議会等への参画の見直しとして、議員が市長の設置する審議会等に参画することは、立法機関と執行機関等をとる民主的な地方制度の趣旨に反するという見解が出されております。これは議会と執行部が二代表制で、本来、対等・平等・相互に監視・チェックする機能を持つもので、議会の最大の役割は、監視・チェック機能を忘れ、議会議員みずからが議会の権能を放棄するものであり、市長の下部組織になるものであります。

審議会においてまとめられた内容は、その後、議会に提案されることとなり、その際に、議員がみずから判断し、結論を出して、課題があるなら具体的に提案することが可能であります。さらに、この提案について、議会で変更可決が可能なのであります。

これらの委員になることで、費用弁償として議員報酬以外に、日額2,500円が支給されることは、議員報酬の二重手当となり、税金の無駄遣いであります。

よって、この条例案には反対いたします。

○松下議長 次に、賛成討論を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 議案第66号 岩出市上水道事業運営審議会条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

水道事業は、将来にわたって市民の生活に欠かすことのできない飲料水を安全かつ安定的に供給する役割を担っており、また、市民の健康を守るため、不可欠な公共性の高い事業であります。

今回提案の岩出市上水道事業運営審議会条例の制定については、その役割を推進していくための具体的な計画を立案し、上水道事業の合理的な運営管理を図るために設置されるものであり、必要な審議会であると考えます。

以上により、私は賛成いたします。

○松下議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○松下議長 ないようですので、以上で、議案第66号に対する討論を終結いたします。

議案第66号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○松下議長 起立多数であります。

よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第4号）の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、市来利恵議員。

○市来議員 議案第69号 一般会計補正予算について、反対の立場で討論を行います。

反対の理由は、公債費で4,578万円を計上していることです。この4,578万円を使い、今回の繰上償還で、平成18年度の単独事業、7年間の利子分350万円が繰り上げすることによってなくなるということですが、この金額をもって後世への負担軽減につながると言えるのか、市民が納得できるのかが問われてきます。350万円が減ることよりも、4,578万円を来年度の市民サービスに充てていくことが市民にも喜ばれ、必要だと考えます。額からしてみても無理に償還する必要はないと考えます。

よって、この議案に反対いたします。

○松下議長 次に、賛成討論を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 議案第69号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第4号）について、賛成の立場で討論をいたします。

本補正は、将来の安定した財政運営を進めるため、市債の繰上償還や財政調整基金の積み立てなど、長期的な視点に立った事業のほか、人勸による人件費、前年度の補助金の精算による返還金、事業の補助採択などに伴うものであり、いずれも適正な予算となっておりますので、私は本議案について賛成いたします。

○松下議長 ほかに討論ありませんか。

尾和弘一議員、反対討論ですね。

○尾和議員 議案第69号 26年度岩出市一般会計補正予算について、私は反対討論をいたします。

今回の補正予算については、正職員の労働者の賃上げについて計上されておりますが、非常勤職員等についての賃上げについては、何ら触れられておりません。計上されております。岩出市職員として、非常勤、正職員、区別なく市民サービスをしている関係から非常勤職員の賃上げも入れるべきであると考えておりますので、その内容が含まれておりませんので、反対いたします。

○松下議長 ほかにありませんか。

（なし）

○松下議長 ないようですので、以上で、議案第69号に対する討論を終結いたします。

議案第69号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○松下議長 起立多数であります。

よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、増田浩二議員。

○増田議員 議案第70号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、反対討論を行います。

この議案の中身においては、事業の確定により459万5,000円が国保会計として余剰金が生まれてきたと。この対応をどうするのが問われるものです。現在、国保会計には緊急の対応として行うための基金、これはわずか90万円となっています。このような状況の中で、この予算は一般会計へ459万5,000円を一般会計繰り出しを行う、こういう対応がとられるものです。これまで一般会計から繰り入れしてきているから返却をするという内容の説明でありました。

しかし、一般会計から国保会計への繰り入れは、国保税算定を含め、負担軽減分として繰り入れているものであり、余ったから返すという性格のものではありません。国保という成り立ちからいって、社会保険では、事業者が半額負担されているのに対し、国保では過度な負担とならないように、国負担分としても支援もされてきているものです。今、国の負担分が減らされ続けてきている中で、負担軽減分として一般会計から国保へ支援するのは当然であり、一般会計に返すという筋合いのものではありません。

同時に、緊急対応すらできない状況の改善にもつながりません。この点からは、国保会計からの繰り出しについては、納得できない点があります。また、国民健康保険税そのものが高い状況のもと、高くて支払えず、結果的に毎年多額の不納欠損金を生じてきています。25年度決算においては、1億円を超えるものとなってきました。余剰金が生まれれば、国保税引き下げの財源や国保会計の健全化を図るための財源として活用するのが当然であります。

よって、この議案に反対いたします。

○松下議長 次に、賛成討論を許します。

宮本要代議員。

○宮本議員 議案第70号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、私は賛成の立場で討論いたします。

本議案については、歳入では、前年度繰越金の確定による本年度会計へ繰越すための補正となっており、また、歳出では、平成25年度高齢者医療制度円滑運営事業補助金の交付を受けていたものが、実績報告に基づき確定したことにより精算し、返還するための補正と、平成25年度決算において赤字が見込まれたことから、一般会計より財源補填を受けており、その結果、剰余金が生じたため、一部を返還する繰出補正となっております。

本来、国保事業は、当該会計で運営すべきものであることから、繰出措置は妥当であり、補正予算は適切であると考えます。

よって、議案第70号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、賛成といたします。

○松下議長 ほかに討論ありませんか。

（なし）

○松下議長 ないようですので、以上で、議案第70号に対する討論を終結いたします。
議案70号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○松下議長 起立多数であります。

よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第18 発議第4号 子ども医療費助成制度の拡充を求める要望書の提出について

○松下議長 日程第18 発議第4号 子ども医療費助成制度の拡充を求める要望書の提出の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。質疑は自席でお願いいたします。

1番目、尾和弘一議員、質疑をお願いいたします。

○尾和議員 発議第4号についてですが、今回の発議第4号に関して、趣旨説明及び要望書の内容についてお聞きをしたいと思います。

その中に地域間での格差があると述べられておりますが、実態について、どのようになっているのか、まずお聞きをしたいと思います。

それから、この要望書には実施期日を明確にしておりますが、実施期日について、具体的に述べるべきではないかというふうに思っておりますが、これについては、どのようなお考えがあるのか。

それから、3番目に、今回の要望書を受けて実施した際に、支出として幾らぐらい岩出市財政の中から出ていくものなのか、それについてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

山本重信議員、演壇でお願いします。

○山本議員 発議第4号、尾和議員の質疑について、お答えをいたします。

1 点目、地域間の格差があると述べていますが、実態はどうかについて説明いたします。

平成26年4月1日現在のデータです。まず、現状について説明しますと、国における医療制度は、小学校入学前、就学前までの子供の医療費の個人負担率は2割、小学校入学後は3割負担となっております。岩出市においては、ご存じのように、乳幼児の通院費・入院費は就学前まで無料です。小学校の入院費は小学校卒業まで無料となっております。

県下7市について説明をしますと、就学前の通院・入院と小学校の入院は、全ての市が無料です。小学校通院については、3市が助成をしています。助成している市は、紀の川市、橋本市、御坊市です。次に、小学校入院については3市が助成しております。助成している市は、海南市、紀の川市、新宮市です。次に、中学校通院について、全て実施されておられません。その他所得制限を実施している市が5市ございます。

2 点目の実施期日を明確にして求めるべきであるが、どうかについて説明をいたします。

要望等の作成のやり方、方法としては2通りのやり方があると考えます。ご指摘のように、実施期日や内容を具体的に提示する方法と、2点目として、受け取る側の内情を配慮して要望する方法があると考えます。今回の場合は、要望書が提出された時点から実現させるためには、限られた予算の中で財源振りかえや行事内容等の検討が必要になると考えます。また、同時に岩出市子ども医療費の支給に関する条例等々の改正が必要になると考え、今回の要望書の提出となりました。

千里の道も一歩からと申します。ご理解をお願いいたします。

次に、3点目の実施した際の支出は幾らになるかについて説明をいたします。

25年度決算書で見えますと、現状の乳幼児と小学校の入院の助成費で約9,800万の支出されております。これを中学校入院・通院まで全て無料として概算計算すると、約1億1,000万の費用が必要となります。したがって、乳幼児との合算しますと、約2億円の費用が必要となります。

以上で終わります。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この要望については、私は否定するものではありませんが、具体的に行政を動かす、そのためには議会において決議した際に、明確に目標設定と要望の内

容を伝えおくということでない、市長の判断で、要望はあったけども、そこらへ置いていったらいいわというような取り扱いをされる可能性が非常に強いわけであり、ます。議会の決議機関としては、相手任せではなくして、議会みずからが、いつまでにこの事項についてきちっと予算化をなさないと。そして、その内容について、これとこれとこれについて早急にやりなさいというような内容でない、実質的には実のあるものにならないのではないかと。私はそういう立場から、今回質疑をしているわけであり、ます。

要望書の内容について、具体性がないということについては、今ご答弁をいただきましたが、そういう意味では、この懸案については、過去からずっと継続して、委員会にも要望書として出され、それがずっと棚上げされて、今回初めて要望書という形になったんであろうと思うんですが、そこらの経過を踏まえて、早期に他市と同等の条件を付して支給をしていくと、支援をしていく、そういうことにしていくべきだと強く感じております。それについて、再度お聞きをしたいと思います。

それから、実施した場合の予算の件であります、合計で2億円だということを言われましたが、もう既に実施しているところについては予算組みをされているわけですから、中学校を卒業するまで入退院した者に対する助成をするのは1億1,000万という内容でいいのではないかと。全体を含めて2億円という表現については、私はちょっと的が外れているのではないだろうか。今回の要望書の主な趣旨としては、1億1,000万円が今回の要望書で実現すれば、岩出市の支出になると。これについては、必要な支出でありますので、私も賛成をしますが、その点について再度お聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

山本重信議員。

○山本議員 再質問にお答えいたします。

要望書の提出の期日を明確にするべきであるがという質疑でございますけども、先ほど申しましたように、考え方の違いもありますし、私は、これで十分に要件を満たしているように思っております。

今回の要望と何でなったのかという話なんですけども、国の制度として実施されるべきだと考えておりましたけども、社会保障と税の一体改革、消費税増税時に何らかのアクションをとられるものと考えておりましたが、何も実施されなかったのが今回の提案になりました。ご理解をいただきたいと思います。

それから、支出の件ですけども、ご指摘のとおり、新しく中学校入院・通院まで

やれば、新しく発生する支払いのお金は1億1,000万、それでも要望する側としては、財政全てにかかわってきますので、今発生しているお金と合算してやるのが正しいかなと思って、今回の答弁になりましたので、ご理解をお願いいたします。

以上で終わります。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 答弁については、一定理解をいたします。理解しますが、この文書にあるように、一番後段のところですが、市がこの要望書を受けて強く要望するという事になっておりますので、議会として決議した内容については、誠実に実行されることをつけ加えて、私の質疑を終わります。

○松下議長 これで尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、発議第4号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第4号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

発議第4号に対する討論の通告はありません。

これをもって、発議第4号に対する討論を終結いたします。

発議第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました議員提出議案は、議長において岩出市長に送付しておきます。

しばらく休憩いたします。

午前10時50分から再開いたします。

休憩 (10時35分)

再開 (10時50分)

○松下議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

~~~~~○~~~~~

日程第19 発議第5号 那賀高校に県立中学校の設置を望む要望書の提出について

○松下議長 日程第19 発議第5号 那賀高校に県立中学校の設置を望む要望書の提出の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。質疑は、自席でお願いいたします。

尾和弘一議員、質疑をお願いいたします。

○尾和議員 発議第5号 那賀高校に県立中学校の設置を望む要望書に関して質疑をさせていただきます。

まず第1点は、岩出市における中高一貫校の設置をするに当たって、どういう利点があるのか、それから、課題として、問題点について、どういう問題点を把握されているのか、お聞きをしたいと思います。

2点目は、那賀高校における設置をする場合、何学級ぐらいを想定しておられるのか、求めていくのかという問題であります。

それから、3点目は、那賀高校内の設備的な、いわゆるハード面の対応について、現行の状況で可能なかどうか、改善をする点があるということなのか、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、要望書の中にも若干述べられておりますが、岩出市から和歌山市方面に、私立・県立中学校を含めて通学されている方がおられます。現実におられるわけですが、その人たちが、那賀高校に併設されますと、そこに行かれるということも大いに考えられます。そういう中で、ますます受験競争社会を生み出すのではないかという危惧を私は持っております。それについてご答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

井神慶久議員、演壇でお願いします。

○井神議員 発議第5号 那賀高校に県立中学校の設置を望むに対して、尾和弘一議員の質疑にお答えいたします。

第1点目、中高一貫校の利点と問題点はどうかについてであります。

中高一貫校の利点としては、岩出市内の児童や保護者に進路の選択の幅が広がり、

私学や市外の県立中学校に行くことが、距離的また経済的な面で諦めていた子供たちや保護者に、中高一貫教育を受けることができるようになると思います。

また、単純計算ではありますが、今現在、岩出駅から和歌山駅まで電車で行くようになったときに、定期券を購入した場合に、中学生では、1カ月、調べたところでは4,610円、1年で5万5,320円かかります。高校生では1カ月5,930円で、1年で7万1,160円かかります。また、駅から近い学校であれば、別にほかにも交通費はかからないと思いますが、この分だけでもなくなれば、経済的に本当に楽になると考えます。

一般的に、私立中学校は学費が高いが、県立中学校は公立中学なので学費は無料であります。また、併設型の中高一貫校なので高校入試がなく、6年間計画的に継続的な教育課程で学ぶことができることにより、生徒の個性や創造性を伸ばすことができると思います。

また、問題点としては、公立高校の中高一貫校は全県1区なので、他市からも希望者があり、必ず岩出市の子供だけが入るとは言えません。また、高校入試がないということは、ある意味、プレッシャーがなく、ゆとりの中で伸び伸びとした学校生活を送ることができるというメリットと反対に、逆に、高校入試がないことによって、学習にめり張り、緊張感がなくなるのではないかと思います。というのがデメリットだと思います。学校の教育内容や指導により、余り問題にはないとは思いますが。

2点目ですが、何学級を求めていくのかについてであります。

現在の和歌山県の県立中学校は、1学年2学級を基本としていますが、児童数が少なくなっている地域においては、本年度から1学級となる学校もあると聞いております。岩出市の規模から考えて、2学級が妥当ではないかと思います。

3点目、設備の面の課題であります。まず1番に言われましたように、ハード面、教室はあるのかどうかだと思います。那賀高校の生徒数が、最大のときは平成2年で1,345名であったものが、現在996名となっており、学級数では、最大が平成13年に33学級であったものが、現在は25学級となっており、特に、問題はないと考えます。

4点目ですが、ますます受験競争社会を生み出すのではないかとということですが、そもそも今も希望する中学校や高校に入学するには、一生懸命勉強しないと自分の思っている目標とする学校に入学できないし、私は受験競争することは悪いことではないと思います。一生懸命勉強に励むことは、岩出市の教育にとって大変プラス

になると考えております。県立中学校が近くにある地域の子供たちに比べ、これまで岩出市の子供たちは、そのような面での頑張りが少し足りなかったのではないかと私は考えます。

公立の中高一貫校は全県１区であり、那賀高校に中学校ができるとしても、岩出市の子供だけではなく、他地域から、先ほど言いましたが、希望者が多くなると思います。

いずれにしても、一生懸命勉強に励む意欲が出てくることは大変いいことじゃないかなと考えております。

以上で答弁を終わります。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきました。那賀高校に一貫校の設置の件であります、基本的には、私は否定をするものではありませんが、現実的な対応として、設置されますと、全県が対象になりますから、過度に中高一貫校に集中するという傾向が、どこの学校においても出てくると。現在、中学生の子供たちに聞きますと、非常に那賀高校は、レベルが高くなっておって入りづらいと。普通の勉強のほうでは入りづらくなっているということも聞きます。

そうしますと、那賀高校から受験できない人たちは、和歌山市内なり、紀の川市とか、橋本の方面に、かつらぎ町の方面に通学をされているのが実態であります。基本的には、そういう意味から、受験勉強、勉強することもこれは１つの学生の大切なこととは言えるんですが、それにプラスして、体力面とか協調面とか社会的な一般常識とか、そういうものをより多く学生時代に経験をさせていくということも、これも一方、重要な教育の観点であります。点取り虫にならないように、そういう形で将来を担う中学生の子供たちを過度に競争社会に放り出していくということについては、私は肯定をするべきではないなというふうに強く感じております。

そういう点から、あえてそういうデメリット面も含めながら慎重に対応する、そのことが大切であろうというように思っておりますが、要望された、提案された皆さんについては、そこら辺について真剣に議論をされたのかどうか、その内容について再度確認をさせてください。

○松下議長 答弁願います。

井神慶久議員。

○井神議員 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

尾和議員も言われていましたように、確かに全県１区でありまして、多地域から多くの方が来られることと私も思っております。また、那賀高校は、今、県立高校の中では人気があって、大勢の方が来ておられることとと思っています。いろいろ問題点もあり、メリット、デメリットはたくさんあると思いますが、まずは、那賀高校に県立中学校を今回はつくってもらうことを県に認めてもらうことが最優先であると思い、今回要望させていただきました。

いろいろとお考えはあろうと思いますが、なかなか県もこれに関しては渋い考えだとは聞いておりますが、何とか皆様方のご協力を得まして、まず、那賀高校に県立中学校というので、今回要望させていただいた次第であります。

以上であります。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○松下議長 ないようですので、これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、発議第５号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第５号につきましては、会議規則第３７条第３項の規定により委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第５号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

発議第５号に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、市來利恵議員。

○市來議員 発議第５号 那賀高校に県立中学校の設置を望む要望書について、反対の立場で討論いたします。

この中高一貫校について考えるべき問題は、子供たちにとってどうなのかが一番の争点だと考えます。現在、日本のさまざまな教育問題の中で、子供たちの成長を最もゆがめている問題は何か。その１つが、日本の極端な競争教育にあると言えます。そのことを厳しく追及したのが、１９９８年、平成１０年６月２４日に国連・子どもの権利委員会から日本政府への最終所見による勧告です。その内容は次のようなものでした。

極度に競争的な教育制度がもたらす発達のゆがみ、余暇、遊びなどの欠如、学校

嫌い、22. 本委員会は、極めて高い識字率に示されるように、貴国が教育を重要視していることに留意するものの、条約の原則及び規定、特に、その第3条、児童に対する措置の原則、第6条、生命に対する固有の原理、第12条、意見を表明する権利、第29条、教育の目的及び第31条、休息、余暇及び文化的生活に関する権利に照らして、高度に競争的な教育制度によるストレスにさらされて、かつ、その結果として余暇、身体的活動及び休息を欠くに至っており、子どもが発達障害に陥っていることを懸念する。本委員会は、さらに学校嫌いの数が看過できない数に上がっていることを懸念する。

この勧告に対し、日本の教育行政はゆとり教育の推進、学習内容の3割削減などを打ち出しましたが、それらは抜本的対策とは言えず、かえって学力低下の不安をあおり、競争教育に拍車をかけたとさえ言えます。

このような状況に対し、国連・子どもの権利委員会は、2004年、平成16年2月24日に第2回総括所見を出し、次のように勧告しました。

49. 委員会は、締結国の教育制度を改革し、条約により適合されるための努力について留意する。しかしながら、教育制度の過度に競争的な性格が児童の心身の健全な発達に悪影響をもたらし、児童の可能性の最大限の発達を妨げること。高等教育への入学の過度の競争が、公的な学校教育が私教育により補完されていることを意味し、それは、貧困家庭の児童が受けることのできない教育であることについて懸念する。

依然として改善されない競争教育の及ぼす重大な課題に、国が抜本的対策をとろうとしないことが、最近の少年事件などの問題を含め、子供たちの成長をゆがめる原因となっているのではないのでしょうか。

中高一貫校の設置は、この国連の子どもの権利委員会の指摘を改善するのではなく、さらにエスカレートさせるものにならざるを得ないと言えます。

1997年、中央教育審議会は、入試改革、中高一貫、飛び入学など、画一性の是正重視という審議会のまとめを発表しました。改革提案の中心の中高一貫校の選択的な導入では、各都道府県に数校ずつ中学校と高校を一緒にした公立校をつくる構想です。しかし、中高一貫教育の導入に伴って最も懸念されることは、入学者を定める方法のあり方によっては、受験競争の低年齢化を招くのではないかという入試の方法をめぐり、中教審は中高一貫校の受験校化の心配をしています。そして、その解決策として示しているのが、学力試験は行わないこととして、抽せんや面接、小学校からの推薦書、調査書、実技試験など、多様な方法を適切に組み合わせて入学

者を決める方法です。

また、次のような点で、中教審自身も中高一貫校を導入する際に生じる問題点を上げています。

まず1つ目は、受験競争の低年齢化につながるおそれがある。2つ目、受験準備に偏した教育が行われるおそれがある。3点目は、小学校の卒業段階での進路指導は困難である。4点目は、心身発達の差の大きい生徒を対象とするため、学校運営が困難である。5番目に、生徒集団が、長期間同一のメンバーで固定されて、学習環境になじめない生徒が生じるおそれがある。

中教審でさえ心配しているこれらの問題点について、2004年度、平成16年度より、この和歌山県内でもスタートした併設型中高一貫校では、どういう状況が行ったのでしょうか。受験戦争の低年齢化について、それと小学校の卒業段階での進路指導という点については、10倍近い競争率は受験戦争の低年齢化以外の何物でもないということ。学力試験は実施しないとしながらも、適性検査の内容はかなり高度な知識を問うものであり、一部の塾では対策のため特別講座が開設され、多くの小学生が通った。近隣の小学校では4割近い受験があり学校運営に混乱が生じたなどが上げられています。

実際に、橋本市での県立中学校が設置されたことによる問題点では、1、小学校サイドから、私学受験生も含め、県立中学受験のための塾通いが多くなる。ひどい場合は、受験勉強のため学校を休む、保護者が休ませる生徒もいる。子供の間で、勉強ができる・できないの意識が固定化してくる。県立中学校を受験する生徒は勉強できる。県立中を受験しない子は勉強できない。また、小学校中学年から勉強できないから地元中学校に進学すると公言する生徒もいる。

中学校サイドから、私学・県立中受験に失敗した生徒のモチベーションが下がり、精神的な傷を抱えて入学してくる。ひどい場合は、中学3年間引きずったままで卒業していく。これは岩出市でも実際に起きている問題でもあります。私学や県立中にリーダー的な生徒が進学することが多いので、学習や学校生活面で集団としてのまとまりをつくるのに時間がかかる。

県立中学校サイドからです。生徒の居住地域が広範囲なため、家庭訪問が困難であったり、保護者との結びつきが弱くなったりしている。さまざまな学校から集まっているため、集団づくりが困難という声もあると。

多々述べましたが、いろいろな方面からこういった問題が起きています。こうした状況もあり、県議会のほうでも問題視され、地元選出議員が県議会のほうで一般

質問などをされております。

今回、提出する要望書の中には、那賀高校に県立中学校が設置されることで、岩出市全体の学校教育の発展や質的向上につながることを期待できるとありますが、本当にそうでしょうか。先ほど述べた点から考えても、そうなるとは到底思えません。中高一貫の県立中学校設置が小中学校に持ち込むゆがみの問題、受験戦争の低年齢化、子供たちにとって競争は不安や混乱、挫折感をもたらせる制度でしかないと考えます。

この制度自身に問題があると考え、この発議第5号には反対いたします。

○松下議長 次に、賛成者の発言を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 発議第5号 那賀高校に県立中学校の設置を求める要望書について、私は賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

今年度の市政懇談会において、複数の会場で数多く出されたように、以前から、市内に中高一貫教育校の設置を、特に、那賀高校に設置してほしいという声が強くなり、小学生を持つ保護者はもとより、多くの岩出市民にとっても長年の懸案であったのではないかと思います。

中高一貫教育校の制度は、小学生卒業時点での進路選択の幅を広げ、6年間の学校生活の中で計画的・継続的な教育課程を展開することにより、生徒の個性や創造性等を伸ばすことを目的とした大変魅力ある学校制度であります。県では、既に地域別に5校の県立中学校が設置され、それぞれ併設する高校において卒業生を出し、進路実績等において相応の成果を上げていると聞いています。

現在、岩出市周辺には県立中学はなく、市外の県立中学や私立中学に進学している生徒は、遠隔通学を余儀なくされています。また、私立中学の場合は、経済的負担も伴います。そのような理由から、市内の小学生やその保護者の中には、進学したくても諦めざるを得ないご家庭もあるのではないかと考えます。

人口が増加し続け、道路整備や環境整備等が急ピッチに進められています。今後ますますの成長・発展が期待できる岩出市にこそ、地域的に見ても、市民ニーズからいっても、県立中学があってしかるべきであると思います。市議会としても、設立に向けて大きな声を上げていくときではないでしょうか。

また、那賀高校に県立中学ができれば、岩出市内の小学生にとって学習に対する大きな励みになることはもちろんですが、那賀高校の特色である国際教育を生かしたグローバル人材育成に向けた教育が、中高一貫教育として展開されることも可能

であります。その教育実践は、当然、市内の小中学校にも還元でき、本市にとっても将来的に大変有益になると考えます。

以上の理由により、私は賛成といたします。

○松下議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○松下議長 ないようですので、討論を終結いたします。

以上で、発議第5号に対する討論を終結いたします。

発議第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○松下議長 起立多数であります。

よって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました議員提出議案は、議長において和歌山県教育委員会に送付しておきます。

~~~~~○~~~~~

日程第20 議案第77号 岩出市教育委員会委員の任命について

○松下議長 日程第20 議案第77号 岩出市教育委員会委員の任命の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○中畑副市長 議案第77号 岩出市教育委員会委員の任命について

下記の者を岩出市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成26年12月16日提出

岩出市長 中芝正幸

記

住 所 和歌山県岩出市清水390番地の1

氏 名 西口政雄

生年月日 昭和23年3月17日生

本議案は、現岩出市教育委員会委員であります西岡壽富氏が本年12月26日付をもって任期が満了となります。このことから後任として本議案のとおり西口政雄氏を岩出市教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法

律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、西口政雄氏の経歴等については、別紙のとおりとなっておりますので、ご参考にしていただければと存じます。

ご審議の上、ご同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○松下議長 これより質疑に入ります。

議案第77号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、議案第77号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第77号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第77号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

議案第77号に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案第77号に対する討論を終結いたします。

議案第77号を採決いたします。

この採決は、起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○松下議長 起立全員であります。

よって、議案第77号は、原案のとおり同意されました。

~~~~~○~~~~~

日程第21 選挙第1号 岩出市選挙管理委員の選挙

○松下議長 日程第21 選挙第1号 岩出市選挙管理委員の選挙を行います。

地方自治法第181条第2項の規定により、選挙管理委員の定数は4名です。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○松下議長 ただいまの出席議員数は、16名であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○松下議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(な し)

○松下議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○松下議長 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人を記載の上、演壇に備えつけの投票箱に2番議席の方から順次投票をお願いいたします。

(投票)

○松下議長 投票漏れはありませんか。

(な し)

○松下議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○松下議長 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番議席の宮本要代議員及び5番議席の田中宏幸議員を指名いたします。

両名の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○松下議長 立ち会い、ご苦労さまでした。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票13票、無効投票3票です。有効投票のうち、上西治雄さん4票、瀬藤順敬さん3票、野尻幸世さん3票、中谷康二さん3票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、1票であります。

よって、岩出市選挙管理委員に、上西治雄さん、瀬藤順敬さん、野尻幸世さん、中谷康二さんが当選されました。

~~~~~○~~~~~

日程第22 選挙第2号 岩出市選挙管理委員補充員の選挙

○松下議長 日程第22 選挙第2号 岩出市選挙管理委員補充員の選挙を行います。

地方自治法第182条第2項の規定により、選挙管理委員補充員の定数は4名です。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○松下議長 ただいまの出席議員数は、16名であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○松下議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なし)

○松下議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

○松下議長 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人を記載の上、演壇に備えつけの投票箱に2番議席の方から順次投票をお願いいたします。

(投票)

○松下議長 投票漏れはありませんか。

(なし)

○松下議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○松下議長 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番議席の宮本要代議員及び5番議席の田中宏幸議員を指名いたします。

両名の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○松下議長 立ち会い、ご苦労さんでした。

選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは、先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票13票、無効投票3票です。有効投票のうち、松田長次郎さん4票、鳥本富貴さん3票、中井忍さん3票、下津康雄さん3票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は、1票であります。

よって、岩出市選挙管理委員補充員に、松田長次郎さん、鳥本富貴さん、中井忍さん、下津康雄さんが当選されましたが、鳥本富貴さん、中井忍さん、下津康雄さんが3票で同数であります。

地方自治法第182条第3項の規定により、3票で同数の鳥本富貴さん、中井忍さん、下津康雄さんの2番、3番、4番の順位の決定をくじで定めます。

くじを引く代理人の指名を行います。

3票で同数の鳥本富貴さんの代理人に2番議席の宮本要代議員、中井忍さんの代理人に3番議席の玉田隆紀議員、下津康雄さんの代理人に4番議席の梅田哲也議員、以上の方は、演壇の前をお願いいたします。

まず、くじを引く順番のくじを引いてください。

(順番くじ)

○松下議長 1番は鳥本富貴さんの代理人宮本要代議員、2番は下津康雄さんの代理人梅田哲也議員、3番は中井忍さんの代理人玉田隆紀議員。

それでは、本くじを順番に引いてください。

(本くじ)

○松下議長 本くじの結果を報告いたします。

まず、中井忍さんの代理人玉田議員、次に鳥本富貴さんの代理人宮本議員、次に下津康雄さんの代理人梅田議員。

くじの結果を発表いたします。

2番は中井忍さん、3番は鳥本富貴さん、4番は下津康雄さん。

以上の結果、岩出市選挙管理委員補充員は、1番順位、松田長次郎さん、2番、中井忍さん、3番、鳥本富貴さん、4番、下津康雄さんに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第23 議員派遣について

○松下議長 日程第23 議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付の写しのとおり派遣されたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

本件は申し出のとおり議員派遣することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり議員派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第24 委員会の閉会中の継続調査及び審査について

○松下議長 日程第24 委員会の閉会中の継続調査及び審査の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました申出書の写しのとおり、総務文教常任委員長、厚生常任委員長、建設常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査及び審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査及び審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査及び審査とすることに決しました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を12月18日木曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は12月18日木曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(11時45分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 6 年 1 2 月 1 8 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第4号）

平成26年12月18日

|       |          |
|-------|----------|
| 開　　議  | 9 時 30 分 |
| 日程第 1 | 一般質問     |

○松下議長 皆さん、おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 一般質問

○松下議長 日程第 1 一般質問を行います。

一般質問は、2 番、宮本要代議員、13 番、福山晴美議員、14 番、市來利恵議員、15 番、増田浩二議員、9 番、田畑昭二議員、16 番、尾和弘一議員、以上 6 名の方から通告を受けております。

質問時間 60 分以内で、通告に従い発言席から順次質問を許可いたします。

通告 1 番目、2 番、宮本要代議員、総括方式で質問をお願いいたします。

宮本要代議員。

○宮本議員 おはようございます。

2 番、宮本要代です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、2 点について一般質問をします。

まず、日帰り人間ドックについてお尋ねします。

日帰り人間ドックは、身体測定、視力・聴力検査、血液検査、尿・便検査、血圧、心電図、眼底、肺活量、胸部レントゲン、胃造影検査、腹部超音波検査が検査項目です。2 つの医療機関において、国民健康保険と後期高齢者医療制度に加入している方を対象に、日帰り人間ドックを実施しています。忙しくてなかなか時間がとれないという方に、半日で総合的な健診を行い、生活習慣病などの早期発見につなげています。

平成 25 年度の決算では、日帰り人間ドックの受検状況は、80 名の定員に対して 76 件の検査補助が決算されました。平成 26 年度の日帰り人間ドックは、定員が国民健康保険加入者 60 名、後期高齢者医療制度加入者 10 名とされ、昨年度より定員が少なくなっています。平成 26 年度は広報 6 月号で募集されていましたが、10 月号でも追加募集されました。減少傾向になっているのでしょうか。受検状況をお聞きます。

今年度は 80 名定員のうち 20 名を脳ドック検診の実施になっています。脳ドックについて調べてみますと、脳に潜む異常を M R I や M R A による高度な医療検査機器を用いて早期発見し、脳卒中や認知症の発症を未然に防ぐ脳専門の健康管理システ

ムで、1980年代の後半にスタートしたのが脳ドックだそうです。

日本人の死亡原因の第3位は脳卒中です。脳梗塞、脳出血、クモ膜下出血などは、生命を一瞬にして奪ったり、言語障がいや麻痺などの重い後遺症をもたらすことも少なくありません。これらの病気は、発症してからの治療では遅く、発症を未然に防ぐための予防が重要とされており、脳ドック導入の理由です。

私も脳ドック検診を申し込みましたが、応募者多数のため、再度、次回申し込みたいと思います。申し込み状況は、住民の皆様の健康意識の高まりが反映されたものと思われます。本年度の申し込み状況はどれくらいの応募者多数であったのでしょうか。今年度は応募者多数で抽せんが行われました。住民の皆様の脳梗塞や脳出血、クモ膜下出血などの予防医療のニーズが高いと受けとめられます。来年度以降、脳ドック検診の定員枠をふやしていくお考えはありませんか、お聞きします。

2点目は、不登校児童・生徒についてお尋ねします。

学校は、2学期末を迎え、間もなく懇談会が行われます。中学校3年生にとって、この懇談会で進路が相談されることでしょうか。全てのお子さんが自分の将来に希望を持ち取り組んできた結果が、実を結ぶか進路変更か切実な時期です。

その中でも、学校に行きたくても学校に行けない児童生徒もいます。いじめが原因かもしれません。家庭の事情であるかもしれません。理由はさまざまですが、不登校になっている生徒についてお聞きします。

岩出市の小中学校では、一般に不登校と報告される児童・生徒は、現在、何人でしょうか。その中でも不登校の理由はさまざまですが、病気だとか、けがで出席できない生徒を省いて、長期にわたり学校に出席できない生徒は、怠学、学校に行けない不登校に分けて、どのくらいの人数になりますか。また、その生徒の中で、特に、小学校から引き続いて中学校に入学しても不登校になっている生徒はいるのでしょうか。

次に、不登校の生徒の進路についてお聞きします。

先ほども言いましたが、3年生にとっては進路の決定の時期でもあります。保護者の皆さんにとっても、もちろんご本人にとっても進路は大変気になるところですが、進学状況を含め、不登校生徒の進路については、卒業する段階で決まるのでしょうか。進路が決まらないで卒業を迎える生徒さんがいるのでしょうか。

進路については、成績が大きくかわってきます。登校できない児童・生徒については、教科学習を教室で受けられていません。先生方にとっては評価をする資料がない場合も出て、不登校の児童・生徒の成績をつけるとき、非常に悩まれると思

います。教室で授業を受けられない児童・生徒は、保健室登校や適応指導教室に通級しています。先ほど、評価について質問をさせていただきましたが、適応指導教室などに通級している児童・生徒については、出席日数や成績について、学んだことは学校での評価に反映されるのでしょうか。学校で統一した評価についての方針があるのであれば教えてください。

以上、お聞きします。

○松下議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 おはようございます。宮本議員のご質問にお答えいたします。

1点目の日帰り人間ドックについて、国民健康保険では60名、後期高齢者医療制度では10名の定員枠を設けて実施したところ、いずれも当初定員に満たなかったため、再募集の受付期間を延ばすことで、ようやく定員に達し、11月末までに国保は45名、後期高齢者は8名の計53名の方が受検されております。

議員ご指摘の平成25年度に比べ、募集定員が減少していることについては、両制度において特定健診が義務化され、人間ドックとの検診項目においても大きな差異がなく、定員に満たない年度もあったことから、見直しを図ってきたものでございます。

2点目、脳ドック検診の導入理由と申し込み状況についてであります。脳ドックは、クモ膜下出血や脳梗塞など脳卒中の症状が出現する前に異常を発見することを目的とした検診でございます。

市では、脳血管疾患による保険給付が多く、こうした病気が発症した場合、麻痺症状など、その後の生活に大きな影響を与えるもので、窓口等でも脳ドック実施を要望する声があったことから、今年度より導入することといたしました。募集については、先着順ではなく、抽せん方式で実施し、定員20名に対し、90名の申し込みがありました。

3点目、来年度以降、脳ドック検診の定員をふやす考えはについてであります。今回は、導入初年度で、今後の申込者数の動向について不確定な面はありますが、今年度の申込者数より関心の高さが感じられることから、定員の見直し等、検討してまいります。

○松下議長 教育長。

○平松教育長 おはようございます。

宮本議員ご質問の2番目の1点目、不登校児童・生徒の現状につきましては、11

月末現在で、小学生6名、中学生42名です。そのうち長期にわたり継続している児童・生徒の数は、小学生3名、中学生22名です。

このうち学校に行きたくても行けない児童・生徒は、小学生3名、中学生17名、怠学は中学生1名、どちらとも判断しにくいまたは複合要因は中学生4名となっています。また、中学1年生の不登校生徒のうち、小学校から不登校が継続している生徒は2名であります。

次に、中学3年生の不登校生徒の進路状況につきましては、平成25年度の中学3年生不登校生徒のうち23名が高校へ進学、うち定時制9名、通信制3名、1名が専門学校へ進学、5名が就職、5名が未定となっております。

なお、不登校生徒の高校進学に際しては、必要に応じて該当生徒の状況を学校長副申書にまとめ、受験先に届けるなど、受験に当たっての配慮をしております。

続いて、適応指導教室については、現在の入室登録者は、中学生14名で、そのうち6名がほぼ毎日通っていますが、残りの8名は欠席がちです。適応指導教室に通う生徒につきましては、本教室に出席した場合は、学校での出席扱いとしており、学校の定期テストを本教室で受けた場合や本教室で取り組んだ課題を学校に提出した場合は、学校の評価に反映するようにしております。

○松下議長 再質問を許します。

宮本要代議員。

○宮本議員 先ほどの人間ドックでの検査結果が医療機関から市に提供されますが、提供を受けて、市は生活習慣病の予防など、どのような取り組みをされていますか。また、住民の皆さんの参加状況はどのようになっていますか、お聞きします。

2点目、不登校児童・生徒は、学校に出席できない理由はさまざまであります。何とか適応指導教室に通ってきても、出席している生徒・児童は異学年であり、不登校になった状況もさまざまであるため、学習のつまずきの状況や学習理解の状況も異なります。その生徒の学習指導に当たる先生方は、一人一人に手を差し伸べようとして努力されていますが、現状は大変だと思われます。少しでも不登校になった時期からのつまずきにかかわることができたら、生徒の自信につながると思います。

教員経験者で、団塊の世代と言われる方々が退職され、その方々がボランティアで指導をしているという自治体もありますが、その方々にお力をおかりしてボランティアをお願いするなども含め、指導に当たる先生の拡充や今の適応指導教室では教室が狭いように感じます。教室の拡充が望まれます。市のお考えをお聞きします。

先ほどのご答弁で、進路未定という方がおられたように思うんです。3月31日で

義務教育が終わって、学校の関与はないんじゃないかと思うんですが、このお子さんたちの将来というのは、どういうふうになっていくんでしょうかねって、そう思うんですが、もしお考えというか、何かこういう指導があるというか、そういうふうなものがあれば教えていただきたいと思います。

○松下議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長　宮本議員の再質問にお答えいたします。

人間ドックの検診結果を受けての生活習慣病予防に向けた取り組みについては、検診結果は年度末に送付されるため、次年度における特定健診事業として取り組んでございます。

市では、乳幼児健診、訪問等における育児指導の中で、乳幼児期からの生活習慣病予防のための食生活指導を実施しており、成人を対象としては、げんきアップ教室や健康講座、各種がん検診などで、食生活や日常生活を改善する等、生活習慣病のための保健指導や心の健康についての啓発を行っているところでございます。

また、特定健診事業においては、個別と集団やがん検診とのセットでの健診など、健診機会の選択肢を拡大し、今年度からは集団健診を土曜日に実施するなど、健診率の向上と利便性の向上を図っているところでございます。その中で特定保健指導の対象者には、生活習慣の改善のための取り組みの支援や、食事、運動等の改善に向けた実践的な指導、励ましの支援を行ってございます。

住民の皆さんの参加状況についてでございますが、平成24年度におきましては、特定保健指導に参加された方が18名でございます。平成25年度は14名ということでございます。市といたしましては、今後も生活習慣病等の予防や早期発見、治療につなげるなど、健康の保持・増進を図るため、保健事業や健診事業の充実に努めてまいります。

○松下議長　教育長。

○平松教育長　宮本議員の再質問、指導者及び適応指導教室の拡充についてというのと、進路未定の子供たちへの指導はどうなっているのかについてであります。

指導者につきましては、現在、指導員2名、補助員2名を雇用しており、現体制で対応可能であると考えておりますが、教職経験者等で適任のボランティアがいればお願いしていきたいと考えております。

施設面につきましては、教育委員会といたしましても、今後の重要な課題と認識しております。まずは、ほぼ毎日、適応指導教室に通えるようになった子供たちに

ついて、その子の状況に合わせながら、学校への登校を試みていくことが重要であると考えております。

卒業後、進路未定の子供たちにつきましては、その後、学校から、ただ卒業したからそれで終わったんだということではなくて、いろいろ問い合わせとか訪問等しながら状況を伺っておりますが、中にはアルバイトをしていたり、けどもなかなかまだそういうことにつけないというふうな子がいるということで、そういう状況を伺っております。

以上です。

○松下議長 以上で、宮本要代議員の一般質問を終わります。

通告２番目、13番、福山晴美議員、総括方式で質問をお願いいたします。

福山晴美議員。

○福山議員 おはようございます。よろしくお願いします。

13番、福山晴美です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問いたします。

今回は、１番目として、紀の国わかやま国体の開催準備について、２番目に、岩出市巡回バス運行について、質問させていただきます。

まず、１番目の紀の国わかやま国体の開催準備についてお聞きいたします。

6月議会では、準備状況とともに、リハーサル大会での注意点についてお聞きした中で、リハーサル大会の位置づけとして、本大会開催へ練習の場と位置づけていることとお聞きしました。8月のハンドボール競技については、私も当日の朝、ボランティアとして会場に行きましたが、台風接近による大雨洪水警報が発令されたため、競技会は開催されましたが、残念ながら、ボランティア、競技補助員の参加、おもてなしコーナーへの出店は全て中止となりました。このとき、かき氷を準備してくださっていたボランティアの方には、本当に大変やったと思います。

職員さんは、台風の対策も含め、ハンドボール競技の開催は大変であったと思いますが、練習の場として、当初予定していたことは、全くできなかったのではないかと感じていました。ハンドボール競技で検証できなかった点については、11月のボウリング競技とバドミントン競技の中で予定どおりできたのかどうかと気になっています。

そこで、まず１点目として、ハンドボール競技も含めて、３つの競技のリハーサル大会について、ボランティアの方々や職員さんの動き、また、おもてなしコーナー、駐車場等の環境整備面においてどうでしたのか、お聞きします。

2 点目として、リハーサル大会は、国体本番を想定した大会であります。例えば、バドミントンの競技は、日本リーグの 2 部リーグを充てたものであり、参加チームも男女とも 8 チームの計 16 チームでした。来年の本番は、もっと多くのチームが参加されることと思いますので、参加チーム、参加人員等はさらに大規模になると思っています。

既に想定されていると思いますが、来年の本番を見据えて、今回のリハーサル大会において、どのような問題点がありましたか。参加された選手、監督の皆さん、競技会、職員さん、ボランティアの方々からどのような意見があったのか、反省点や課題を掘り出し、その対策を検討し、本大会の円滑な運営に反映させていくことが求められると思いますので、どのように把握されているのか、お聞きいたします。

2 点目に、岩出市巡回バスの運行について質問いたします。

岩出市内を巡回しているバスについては、時々市民の方からいろいろな声を聞くことがあります。先日も高齢者の方からお話をいただいて、リハビリに通っているので、病院への交通手段の確保に毎度大変だということを聞きました。話によると、「私ら年寄りはお出かけと云ったら病院か買い物に行くことがほとんどで、歩いていくことが多い。遠いところに行くのは大変でね。バスが走っているのは知っているんやけど、なかなか利用しにくくて、こんなこと言ったら笑われてしまうけども、病院めぐりみたいなバスなんかあったら便利でいいなと友達と話したんよ。」というのを私も聞きまして、もしかしたら、病院めぐりというのはあれかもわからないですけども、将来そういうバスも必要になってくるのかなと正直思いました。

これからますます高齢化が進み、近い将来、4 人に 1 人が高齢者になると聞いたことがあります。新聞紙上で、近年、高齢者の交通事故が増加の傾向にあり、その対策の手段の 1 つとして、免許証を自主返納していただけるようお願いしているさまざまな事情により、それも困難なことがあるという記事を見ました。核家族化が進む中、高齢者世帯も増えてきています。年をとると今まで不自由でなかったことが不自由になってきます。そのようなときに免許証を返納してしまうと心配だと思うことも原因の 1 つではないかと考えられます。

そのためにも 1 人でもたくさんの方に、岩出市内巡回バスのことをよく知っていただき、今あるバスを市民の足にできればと考えます。岩出市巡回バスは、平成 8 年 11 月から、福祉バスとして高齢者や障がい者など、みずから交通手段を持たない交通弱者の交通利便の向上を図るため、市内の巡回運転を開始し、当初巡回バスは、市役所を中心に市内公共施設等きめ細かく運行していたが、運行時間や便数、また、

停留所の設置などの課題等もあり、住民から利便性を求める声が多くあったことを聞いています。

その後、平成21年6月から、これまでの4ルートから3ルートに見直され、そのルートは、病院やスーパーなど利便性を重視した設定となり、また、平成23年4月からダイヤ改正等も行い、その結果、利用実績は、平成21年度実績の3万2,640人、1便当たり3.69人であったのが、平成25年度の実績では3万8,866人、1便当たり4.47人と、比較すると利用人数としては6,226人、1便当たり0.78人増と、乗車人員も伸びているようです。

市では、このように住民に利用しやすい、常に巡回バスのルートやバス停を見直し、通院、買い物等の利便性の向上を図り、交通弱者である高齢者や障がい者などの生活向上の確保に取り組んでくれています。

岩出市は、和歌山県北部では唯一人口が増加している街で、県内で一番若い街ですが、市も高齢化の波は避けることができず、交通弱者である高齢者の増加は避けられないものであるという意見もあります。そうすると、今後、ますます高齢者等が買い物や通院など地域内の日常生活の移動手段として、巡回バスのネットワーク化が必要不可欠であると私は考えます。

そこでお伺いたします。本年10月に実施した巡回バスアンケート調査についてですが、1点目として、アンケート調査ではどのような意見が出されましたか。どのような意見が多くありましたか。

2点目として、今後の乗員数を増やす方策についてどうお考えなのか、お聞きます。

○松下議長　ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長　紀の国わかやま国体の開催準備の1点目、リハーサル大会の結果についてお答えいたします。

大会を開催するに当たりまして、運営を円滑に行うため、運営主体を総務部と競技会場部に分けておりまして、総務部では、総務係、受付案内係、おもてなし係及び弁当美化係の4つの係、競技会場部では、医療救護係、輸送駐車場係、消防警備係、競技会場係、式典係及び記録速報係の6つの係に分け、任務終了後に問題点や反省点を踏まえた上で、報告書を提出していただくこととしておりました。ボランティアさんにつきましては、各係の補助という立場で参加していただき、競技進行につきましては、県の各協会に運営をしていただきました。

大会結果について、まず、ハンドボール競技ですが、8月9日、台風の接近に伴いまして午前9時22分に大雨洪水警報が発令されたことから、ボランティア及び競技補助員の活動は中止、おもてなしコーナーについては閉鎖しており、当初予定の検証には至っておりません。参加チームは8チーム、選手、監督の参加者数は116名、観客数につきましては、9日、10日の2日間で845人、職員体制は延べ104人です。駐車場は、市役所東側駐車場と大宮緑地総合運動公園の駐車場を活用し、後催県からの視察として、鹿児島県、福井県から5名の視察に来られております。

ボウリング競技では、参加チームは44チーム、選手、監督の参加人数は198名、観客数は11月6日から9日までの4日間で427人、職員体制は延べ161人、ボランティアについては延べ71人となっております。駐車場につきましては、当初は東公園プール駐車場及び市民総合体育館駐車場からバスによる送迎を予定しておりましたが、協会から会場の近くにと要望がございましたので、急遽、株式会社コメリ様、創価学会様のご協力をいただきまして、大会用の駐車場として利用させていただいております。後催県からの視察では、岩手県と福井県から5名の視察がございました。

バドミントン競技では、参加チームは男女とも8チームの計16チーム、選手、監督の参加者数は244人、観客数は11月22日から24日までの3日間で合計3,583人、職員体制は延べ167人、ボランティアでは延べ54人です。駐車場は、市民総合体育館の駐車場で対応できておりまして、後催県からの視察では、愛媛県、岩手県、鹿児島県から、これも5名の方が視察に来られております。

次に、2点目の問題点、課題の把握についてですが、各係からの報告書、選手、監督に対するアンケート調査、ボランティアさんからの意見等を参考にして、現段階で把握している点について、お答えさせていただきます。

ハンドボール競技では、台風等の不測の事態が発生した場合の対処について、よい訓練になったと思いますが、問題点として、選手控室と体育館を結ぶ動線の雨よけ、それからアップ会場がなかったということについての指摘がございました。限られた屋外スペースの中ですので、この点については、協会と協議していく予定でございます。

ボウリング競技では、会場が民間施設ということで制限もありましたが、問題点としては、選手控室のモニターとアナウンス、それからボール置き場のスペース、エレベーターがないのでボール等の移動が大変であったというような指摘をいただいております。施設によりまして、できること、できないことがありますので、

これも協会、また、紀の川ボウルとの協議を進めてまいります。

最後に、バドミントン競技では、大会関係者、選手、それから一般観客の方の動線の区別、それからタクシーの乗車場所の確保、おもてなしコーナーで軽食、それから子供の預かり所、観客席が少ない、案内表示等についての指摘がございました。それぞれの問題点について検討してまいります。

以上、各競技別の問題点、課題でございますが、こういった問題点の指摘のほか、職員、ボランティアさん等の対応がよくて気持ちよかった、施設が利用しやすい、トイレがきれいだった等の意見もいただいております。

なお、議員のご指摘にもありましたように、国体本番は、リハーサル大会と比べて参加チーム数、観客数等、あらゆる面で大規模になることが想定されます。会場の施設、駐車場、おもてなし分野等、全ての分野において規模の違いを想定した取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 議員ご質問の2番の岩出市巡回バスアンケート調査の意見についてでございます。

今回のアンケートは、高齢者等交通弱者の日常生活における交通手段の確保を主な目的として運行を行っており、岩出市巡回バスに関して、利用者の満足度調査及び今後の運行改善に関する資料や情報として活用するため、10月1日から31日までの1カ月間実施いたしました。

アンケート用紙及び回収ボックスを巡回バス車内及び公民館を初めとする市内各公共施設に設置するとともに、市のウェブサイトや将来利用者となる可能性のある方を対象として、老人クラブ連合会を通じ、市内老人クラブ会員への回答を依頼し、実施を行いました。回収数は計233通でございます。そのうち巡回バスを利用していると回答された方について、122通、全体の約52%でございます。

なお、詳細につきましては、現在、分析中でございますが、その回答内容を見ますと、巡回バスを利用していないと回答された方の理由のほとんどは、自家用車を利用しているとのことでしたが、先ほど議員ご指摘のように、将来、運転免許証を返納した際には、利用したいとの意見も多数ございました。

高齢化社会の進展により、利用される方の増加が予想されることから、今後も巡回バスを初めとする各バス路線の確保、維持が必要となってくるものと考えてございます。

また、少数でございますけども、巡回バスの利用方法がわからない、巡回バスそのものを知らないといったご意見もあったことから、今後、より一層の周知、啓発を必要であると再認識をいたしました。

巡回バス利用者の方の回答には、利用の目的地として、スーパーマーケットなどの商業施設や病院、金融機関、市役所などが多く、運行の目的である日常生活の交通手段としての利用が定着しつつあると考えてございます。

意見としましては、住んでいる団地の近くにバス停があれば利用しやすい、もっと病院等の近くにバス停があればうれしい、バス停表示をわかりやすくしてほしい、バスのとまれるゾーンを設置するなどの意見がございました。現在、大阪方面バス・紀の川コミュニティバスとの乗り継ぎの利便性を向上させたことによりまして、巡回バス利用者は、平成21年6月のダイヤ改正以降、本年10月末時点での利用者数は約20万人を超えました。このように利用者数が年々増加傾向にあり、運行ルートが定着していることから、今後は、アンケートでいただいた意見を参考として、各バス停の乗降者数などを勘案し、より利用者にとって利便性の高い運行が可能となるようなバス停配置の研究を行ってまいりたいと考えます。

なお、意見の中にありました巡回バスの利用方法などの周知につきましては、市の広報紙への掲載や市政懇談会、老人クラブの集まりなど、住民の方が集まる場において、機会を捉え、説明や啓発を行うことにより、1人でも多くの利用者が増えればと、このように考えております。

○松下議長 再質問を許します。

福山晴美議員。

○福山議員 まず、リハーサル大会についてであります。

3競技の大会結果と現状で把握されている問題点と課題についてお聞きしました。私もこの3競技見せていただいたんですけども、それぞれの競技で、選手の人はもちろん一生懸命なんですけど、応援をされている方の熱い思いというのも伝わって、すごいよかったなと思いました。

今度、このリハーサル大会の、今後、反省点を本大会に生かして、素晴らしい国体にしていただきたいと思いますと思いますが、さっきもおっしゃってたように、やっぱり気になるところは、リハーサル大会と国体の本番の規模の違いであると思います。国体の方が参加チーム数もちろん多くなると思いますし、観客の方も市内外から多くの方が来られると思います。駐車場を初め観客席等で全ての点において、リハーサル大会以上のものが求められると思いますので、万全の状態でご国体を迎えられる

ような準備をお願いしたいと思います。

もう1点、気になっているところは、いわゆる皇族の方々が来られるかどうかであります。前回の黒潮国体では、天皇陛下が岩出市にお見えになられたことを覚えて 있습니다。あのときは、多くの市民が沿道に並んでお迎えした記憶があります。仮に、岩出市に天皇陛下がお越しになられるということになれば、岩出市にとっても大変名誉なことであり、市民挙げてお迎えしなければならないと思いますが、皇族の方々がお越しになられるかどうかという決定はどうなるのでしょうか。また、決定した場合の対応は考えているのかどうか、お聞きしたいと思います。

もう1点、巡回バスについてであります。

いろいろ見直していただくことについては、よろしくをお願いしたいと思います。

1点目の岩出市の観光資源の有効活用の1つとして、平成27年度移設完成予定の一乗閣及び歴史的価値の高い根来寺を中心とした風光明媚で散策などに楽しむことができる名所として、特に、春の桜の季節とか、秋の紅葉の季節に交通の利便性を高めることがとても大切だと考えています。この時期、市外、県外からもたくさんの方が来られます。岩出市民の皆様もバスを利用して、大門、一乗閣、根来寺と散策してもらいたいのではないかと考えているんですが、この時期に巡回バスの臨時の増発や時間調整を工夫していただけるような、そんなお考えはありませんか。

もう一つ、小中学生には、夏休みなど長期の休みがあります。この時期に図書館の利用をしてもらい、読書学習の充実、自立心の向上の手段の1つとして巡回バスの利用を促進するようなお考えはありませんでしょうか。

○松下議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長　再質問にお答えいたします。

リハーサル大会を開催するに当たっては、各競技ともに運営面、施設面、協議会との打ち合わせを行いまして準備を進めてきました。運営面におきましては、当日、食い違いとか、当初の予定どおりの動きができない場合もありましたが、1回、リハーサル大会を経験したことによりまして、今後、解消できるものというふうに考えております。

それから、施設面のほうですけれども、規模を考えてというご指摘でございます。先ほども答弁しましたように、リハーサル大会と比べて、かなり大規模になるということは想定しております。限られたスペースの中で、有効に利用できるように改善できるところは改善してまいりたいと考えております。

それから、行幸啓ですけれども、県の国体推進局におきまして、県内全ての開催市町村会場施設を対象に、行幸啓行事ができるかどうか調査中でございまして、正式決定は会期の1カ月前になるというふうに聞いております。

皇族の方々が来られる場合の対応につきましては、県、それから県警等の関係機関との調整が必要であると考えております。正式に決定した場合は、市民の皆様方にお知らせするとともに、議員の皆様方にもご協力をお願いしたいと考えておりますので、その節はよろしくお願いいたします。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 福山議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目の一乗閣の完成等に伴った根来寺への観光客が増える、それに当たって巡回バスをもっと利用できないのか、あるいは臨時バス等のお考えはないのかについてでございます。

一乗閣がオープンいたしましたら、多くの方が、おっしゃるように、根来寺周辺を訪れることが予測されます。そういう面から考えますと、バス停の設置を行っていかなければならないのかなと、このように考えているわけですが、あわせて巡回バスの利用によりまして、多くのお客さんが訪問できるように呼びかけてまいりたいと、このように思います。

それから、市外、県外の方についてはJRを利用することが考えられますので、岩出駅から一乗閣や根来寺へ訪れることも想定できるので、その点のことを視野に入れたと思います。

それから、あと臨時バスの増便についてなんですけど、これについては一般路線と多少異なりますので、ちょっと難しいのではないかと考えます。そのほかにより方法がないのかということも含めまして、和歌山バス那賀さんとも協議をいたしまして研究してまいりたいと、このように考えます。

それから、巡回バスを利用して、児童・生徒の読書学習、いわゆる図書館等への利用はどうかという件についてなんですけども、この件につきましては、巡回バスについての乗車定員は13名になっております。それから、あと料金をいただくというふうになってございます。それから、あと子供たちの読書活動の期間をどういうふうな設定にするか、いろんな課題もあるように考えられます。この件につきましては、市の教育委員会とも十分協議をさせていただいて検討してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○松下議長 以上で、福山晴美議員の一般質問を終わります。

通告３番目、１４番、市來利恵議員、一問一答方式で質問をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員　１４番、市來利恵です。議長の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

まず１点目は、敬老会会場となる総合体育館についてであります。

敬老会の開催は、バスを各方面に出していただいたり、お弁当を用意していただいたり、日ごろ見ることのできない演芸などがあり、市民に大変喜ばれております。しかし、参加者の方から会場についての安全対策について、要望、意見が私のところに寄せられてきました。それは、会場の座席が階段状になっているため、会場から出ていく際、転倒しないかと気にかかって、演芸の鑑賞どころではないというものでした。また、会場から出ていく場合、当人は他の方に迷惑がかからないようにと少し慌ててしまうとの話もあります。私も実際に会場では、危うく転倒寸前の場面も目にすることがございます。手すりがあれば多少階段の上り下りはスムーズにいく場合もありますが、会場では手すりがありません。転倒による危険は骨折だけでなく、頭部を打てば命にかかわることにもつながります。

当日は、当然、市の職員の方も配置されており、転倒の危険回避だけでなく、予期せぬ体調不良の場合にも対処できる状況をつくっておられるかと思いますが、いっどこで起きるかわからない転倒による事故が発生させないためにも、安全性については、常に意識を持って対応していかなくてはならないと思います。そこで、会場の安全性について、市の認識と取り組みについてお聞きをいたします。

敬老会の内容などについては、さまざまなご意見がございます。例えば、演芸についての意見や弁当の内容、バスの集合場所の問題など、その意見も多種多様で、全てに納得がいくようにすることは不可能かと考えますが、しかし、参加者から上げられる意見の把握、これについてはどのようなになっているのか、また、どのようなにつかんでいるのか、お聞きいたします。

３つ目は、参加できない方への対応についてであります。

行きたくても行けないという方、例えば、一人での外出が困難な介助が必要な方や、ベット上の生活を送っている方も少なくありません。また、入院している方など、こうした状況に何らかの平等な対応ができないものかという市民の意見をたくさんいただいております。参加できない該当者についての対応について、どのように考えるのかをお聞きいたします。

○松下議長　ただいまの１番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員のご質問にお答えいたします。

敬老会会場となる総合体育館について、1点目の会場内の安全性についてでございますが、階段式の観覧席は、歩行に支障のある方には上り下りが負担であったり、転倒の心配があることは十分認識しております。そのため、階段の上り下りができない方のために、直接フロアで観覧できる場所を設けております。また、観覧席の登り口に身体を支えるための手すりを特別に設置するとともに、会場内には職員を配置し、介添えや移動時の支援を行う等、転倒に対して細心の注意を払うよう努めております。

2点目の参加者からの意見はについてであります。毎年、敬老会終了後にいただいた参加者の意見や運営スタッフである各係ごとに気づいたことや気になる点について意見集約を行い、老人クラブ代表、区自治会代表等から成る実行委員会で、次年度に向けて問題解消への対応や改善方法等慎重に協議・検討しているところであります。特に、対象者が高齢者であることから、安心・安全面等に最大限に気を配る必要があるため、仮設の手すりの設置や段差への注意喚起の表示、総合体育館東側入口の渋滞及び安全対策としての警備員の配置、受付時の熱中症対策、弁当の保管方法等、これまでいただいたご意見等を踏まえ、種々の改善を図ってきたところであり、今後も高齢者の視点で検討・協議し、事故防止の徹底に努めてまいります。

3点目の参加できない該当者への対応についてであります。市内各所に臨時の停留所を設け、送迎用バスを運行することで、移動手段がないなど、会場まで来ることができない方への利便性の向上を図っております。また、バスには運営スタッフとして、民生委員、児童委員や職員が添乗し、乗降の介添え等の支援を行うよう心がけております。今後もさまざまなご意見を参考に、多くの皆様が一日楽しくお過ごしいただける敬老会の実施に努めてまいります。

○松下議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 1点だけお伺いしたいと思うんです。

最後の点で聞いたところの部分で、参加できない方についての部分は、今言われたのは、多分バスで迎えに行った場合に、職員等々も付き添いながら、乗りやすくしたりとか、そういった形でやっていっているということですが、私がちょっと言いたいのは、全く足を運べないという方々に対する支援じゃないんですけど、そう

いう平等な対応というのは何かできないものかということがあるんで、それについてどのように考えているのかをお聞きしたいなということを思います。

○松下議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長　再質問にお答えいたします。

敬老会に参加したいけれども、バス自体も使えないというような方に対する対応ということでございます。いろんなケースがありますので、全ての方に対応するというのは、恐らく難しいことであろうかなというふうには考えてございます。ただ、そういうご意見もあるということを踏まえた中で、実行委員会等で検討していきたいと、このように考えてございます。

以上です。

○松下議長　これで市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

市来利恵議員。

○市来議員　2点目は、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく大綱についてであります。

3年ごとに発表される日本の子供の貧困率は、過去最悪の16.3%、2012年になりました。ほぼ6人に1人の子供が貧困状態にあることを示す数字です。国民全体の貧困率16.1%を上回ったのも今回が初めてです。

日本の子供の貧困率は、OECD加盟国34カ国中、ワースト10の深刻さです。中でも深刻なのはひとり親家庭世帯で、その相対的貧困率は54.6%に及びます。貧困率が急増する背景には、政府が進めてきた雇用、福祉、社会保障の切り捨てによる貧困と格差の拡大があります。

国連は、子供の経験する貧困は、子どもの権利条約に明記されている全ての権利の否定と強く警告し、各国に克服を求めています。経済協力開発機構、OECD加盟34カ国中でも最悪水準にある日本でこそ、子供の貧困の解消は緊急の課題として位置づけなければなりません。

昨年6月に成立した子どもの貧困対策推進法は、どういう状況が貧困なのかという基本概念も定義されていないことや、貧困率の削減目標も盛り込まれないなど不十分な法ですが、子供の貧困解決に社会全体に取り組んでいく第一歩となります。この法律は、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会

均等を図るため、子供の貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び子供の貧困対策の基本となる事項を定めることにより、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的としています。

そして、今年8月に貧困法の課題や目標を示した子どもの貧困大綱が閣議決定されました。親から子への貧困の連鎖を断ち切ることをうたい、教育支援、生活支援、保護者に対する支援、経済支援の4項目で40項目の課題等々を挙げています。しかし、実効性ある施策が乏しく、間接的な支援ばかりとなっています。しかも大綱は5年後に見直しを行う方向ですが、実態に即したものになるのか懸念いたします。

親の病気や死去、離婚、失業など、さまざまな事情で家計が苦しくなり、子供にしわ寄せがいく。子供の貧困の広がりが、厚労省の2013年の国民生活基礎調査でも浮き彫りになりました。特に、苦境に立たされているのはひとり親世帯です。同世帯の子供の貧困率は54.6%と突出しています。

調査の中で、ひとり親世帯のほとんどを占める母子世帯の8割以上が生活が苦しいと答えました。大変苦しいと訴える母子世帯は49.5%に上りました。シングルマザーは働いている人たちがほとんどです。一人で子供を育て、働くという厳しい条件の中で、幾ら働いても困窮状態から抜け出せない事態は、社会のあり方として異常な姿です。

最近では、両親のいる世帯でも子供の貧困が広がる傾向があると言われています。父親が失業し、母親が非正規雇用の子育て世帯の増加などです。親の過酷な雇用、経済環境が子供たちを直撃していることは極めて重要です。貧困状態に置かれた子供たちは食事も満足にとれず、病気になっても十分な治療を受けられないなど、健康が脅かされています。給食費や教材費、修学旅行費などが負担できず、学校生活から脱落する子供も生まれています。経済的理由から進級・進学を断念する例は後を絶ちません。家庭や子供の自己責任では済まされません。

未来を担う子供が劣悪な状態に置かれ、将来の可能性を奪われていることは、子供の人生にマイナスだけではなく、日本社会の重大な損失にもなります。こうした子供の貧困をなくすためには、国・県はもちろんですが、地方自治体としても力を発揮し、実態に即した支援等も必要になってきます。

そこで、今回、子どもの貧困対策の推進に関する法律に対する市の考えについて、まずお聞きをいたします。

2つ目は、子供の貧困について、市の実態調査はどうか、状況をどのようにつかんでいるのかをお聞きいたします。

3つ目は、法の施行に伴って、市での施策の進捗状況についてお聞きをいたします。

4点目は、現在、次世代育成支援対策行動計画が策定されておりますが、今後、子ども・子育て事業計画が作成される予定となっております。子どもの貧困対策という点を盛り込んでいく考えについてお聞きをいたします。

5点目は、子どもの貧困対策について、福祉の視点から、そして教育の視点から、何らかの対策の考えはあるのかをお聞きいたします。

○松下議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　皆さん、おはようございます。

子ども貧困対策推進法に対する質問にお答えをいたします。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策は、極めて重要であります。市といたしましても、この目的及び理念に沿って、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援などの施策に、国・県と協力しつつ、総合的に取り組んでいかなければならないと認識をいたしてございます。

この法律は、平成26年1月17日に施行され、法律に基づく国の子どもの貧困対策に関する大綱が8月29日に閣議決定されたところでありますので、今後、その取り組みを進めてまいります。

○松下議長　生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長　引き続きお答えいたします。

岩出市における状況につきまして、昨年度の生活保護世帯に属する子どもの高校進学率は100%、それから高校中退率はゼロ%、大学等進学率は100%となっております。また、生活保護世帯に属するひとり親家庭への子どもの就園率は、平成26年12月1日現在、80%、就業率は31.6%となっております。岩出市独自の実態調査は、現在のところ行ってございません。

続いて、進捗状況についてであります。子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、去る8月29日に子どもの貧困対策に関する大綱が閣議決定されたところであり、市としましては、今後、この大綱に沿って各施策に総合的に取り組んでまいります。大綱に沿って、来年度、新たに、複合的な課題を持つ生活困窮者に対し、課題を分析し、包括的な支援を行う自立相談支援事業及び妊娠・出産・育児期に養

育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等が居宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言等を行う養育支援訪問事業を実施する予定としてございます。

次に、子どもの貧困対策を盛り込んでいく考えはあるのかについてであります。今年度策定する「岩出市子ども・子育て支援事業計画」（仮称）に、子どもの貧困問題への取り組みの推進について掲載する予定でございます。

次に、福祉の視点からの子どもの貧困対策については、国と協力しつつ、また、今後策定されます県の計画を踏まえ、生活支援、就労支援、経済的支援等に係るさまざまな施策の中で、総合的に取り組んでいくべきものと考えております。先ほど申し上げましたとおり、大綱に示された事業としては、来年度に新たに自立相談支援事業及び養育支援訪問事業を実施する予定でございます。

○松下議長 教育部長。

○谷中教育部長 続きまして、教育委員会としての子どもの貧困対策について、お答えいたします。

岩出市の状況につきましては、実態調査は実施しておりませんが、大綱の中にある子どもの貧困に関する指標に関連する次のような状況を把握しております。今年度のひとり親家庭の割合は、小学校では14.2%、中学校では16.9%となっております。就学援助率は、小学校で11.1%、中学校で14.6%となっております。また、平成25年度のひとり親家庭の高校進学率は97.7%となっております。

次に、市の施策の進捗状況につきましては、今までも就学援助制度の実施や特別支援教育就学奨励費の支給、学童保育、放課後補充学習、放課後子ども教室の実施など、大綱に盛り込まれている諸施策を実施しているところでございます。今後も、福祉課等との連携のもと、この大綱に沿って各施策を総合的に取り組んでまいります。

続きまして、教育の視点からの施策につきましては、先ほど市の施策の進捗状況としてお答えしたとおり、学校と連携しながら進めているところであります。これらの施策を推進するに当たっては、今まで以上に学校との連携を密にしていく必要があると認識しております。

なお、大綱の教育の支援に位置づけられている学力保障として、本会議で補正予算として先日ご承認いただいた土曜学習教室を3学期から新たに始めることとしていきます。

○松下議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 先ほど、子どもの貧困対策の推進に関する法律について、市長がお答えいただきました。子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、しっかりと施策を講じていくということについては、全く私たちと同じ考えであるとは考えます。

子どもの貧困対策法は、親から子への貧困の連鎖を断ち切る第一歩となる法律です。政府も、この貧困の連鎖という言葉を用いて、子どもたちの将来が閉ざされることは決してあってはならないと大綱の中でも書かれております。貧困の連鎖とは、親の貧困によって子どもが十分に教育が受けることができず、進学、就職で不利な状況になる。当然安定した就職につけず、その子どもが、また子ども世代の貧困となり、十分に教育が受けることができずというような世代を超えても、なお貧困が続くということです。

こうした貧困の連鎖、先ほども就学率とか等々もお答えしていただいたように、ほばいけてるんだという形でとらせていただくんですが、しかし、こうした親の貧困が、子どもがそのまた親になってもまた貧困というサイクルということが、政府としてもこのように言われていることなんです、これについて、どのように市の認識としてあるのかをお聞きをいたします。

次に、計画や施策というのは、今後、必要となってくることです、今後、実際に考えていくかと思われます。一番大事なものは、実態に即した実効性のあるものに施策というのをつくっていかないと、あっても使えなかったり、該当者がいなかったりということではなりません。

例えば、岩出市でもひとり親家庭ということも増加している中で、こういった支援ができるのかというのを1つ環境の中で、岩出市の実態の起こっている中で、考えていっていただきたいというのと、具体的な点を上げると、就学助成制度ありますよね。学校給食の問題で、児童扶養手当を満額支給されている方以外から徴収するという形になりました。この点についても、本当に徴収することによって新たな生活苦が生まれてないのかというのともあわせて、実態調査ではないですけど、しっかりと検証がやっぱり必要だと思うんです。それについてどのようにしていくのかという点をお聞きいたします。

もう一つ、大綱の中には学校の教育の支援という問題では、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけるという形になっていまして、これが学校教育にある学力保障、学校を窓口とした福祉関連機関との連携、経済的支援を通じて、学

校から子供を福祉的支援につなげ、総合的に対策を推進するとともに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図る等々と書いてあるんですが、これまでも学校内、一番現場というのは子どもの状況がわかるというのは学校現場です。そういった中では、やはりプラットフォームと位置づけるという点では、学校からこれまでもいろんな形で上がってきたと思うんですが、やはり、それは現場がしっかりと、こういうことを理解しながら、すぐに行政につなげるということをしていただくというのが大事だと思うんです。その辺について、今後のやっていかなければならない問題、また、今の段階でも、行政にもしかしたら上がってきてないかもしれないという状況もあります。また、福祉関連に上がってきてても教育に行き渡ってないという部分もあり得るかもしれません。

そうした状況から考えて、やはり、全体で子供の貧困、1人の子供が対象であれば、その人にとって、どういう福祉からどういうかわりができるのか、教育からかわりができるのかという点をしっかりと共有した中で、子どもたちを貧困から守るという対策が必要となりますが、その点について、どのようにやっていくのか、連携の問題で、そのことをお聞きをしたいと思います。

○松下議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長　貧困に関する再質問にお答えいたします。

子どもたちは周囲やいろんな環境の影響を受けながら、よくも悪くも成長していくものでございます。こうした中、貧困世帯の子どもたちは多くの欠落を抱えたまま大きくなることが懸念されるところでございます。親世代の問題から少しでも自由にすることが社会の大人たちの務めであり、子どもに健全な育ちや教育の機会を提供しないことは、次代を担う地域社会の宝を失うということにつながりかねません。そういう意味では、市としましては、子どもの貧困対策の推進に関する法律の目的や理念に沿って、関係機関、関係部局と連携して、しっかり各施策について総合的に取り組んでいきたいと、このように考えてございます。よろしく願います。

○松下議長　教育部次長。

○秦野教育部次長　市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、学校プラットフォームとしてどのように対応していくのかということでございますが、今も学校からさまざまな情報が教育委員会に寄せられてきております。例えば、子どもの虐待であったり、子どもを保護者さんが、言い方は悪いかもしれ

ませんが、夜逃げしたとか、そういった状況を逐一報告が来てございます。そういった情報を福祉課と連携しながら、教育委員会指導主事も要対協のほうに出席させていただいたりして、とにかく福祉との連携を強化しつつ、貧困対策に取り組んでいるところです。

学校は子どもの教育が中心になってくるんですが、子どもの状況を一番よく見えているのが学校だと思いますので、今後も貧困対策という視点をもって臨んでいきたい、そんなふうに思います。

なお、給食費の件もご質問あったかと思います。就学援助で児童扶養手当全部支給以外の方については、給食費を頂戴していますが、児童扶養手当が全部支給になっていないというあたりで、給食費、ご負担いただくことについては、対応していただけるというふうに認識してございます。

以上です。

○松下議長 以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前11時から再開いたします。

休憩 (10時45分)

再開 (11時00分)

○松下議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

15番、増田浩二議員、一問一答方式でお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 15番、増田浩二。議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

この12月議会では、中小企業への支援について、国民健康保険制度の改善について、岩出市の人材を活用した取り組みについての3点を質問いたします。市民の暮らし、命と健康、市政発展に向けた質問です。当局の誠意ある答弁を求めるものであります。一問一答で行いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

まず、中小企業への支援策です。

今、日本経済は、景気低迷で明日に希望が持てない状況が続いています。政府は、大企業優遇のアベノミクスの推進を引き続いて行っていくとしていますが、アベノミクスの推進を幾ら行っても日本経済はよくならなかったのが、この間の日本の実態です。中小企業憲章では、中小企業は、企業数の99.7%を占め、そこで働く人は全体の7割を担う日本経済の主役であり、地域社会と住民生活に貢献する存在とさ

れています。その社会の主役を支援することこそ、日本経済の立て直しにとって不可欠なことです。

日本商工会議所が行っている中小企業を中心とした経済状況の調査、これでは足元の景気は好転していないことが浮き彫りになっています。急激な円安による輸入原材料高が収益を圧迫して、中小企業の経営に大きな影響を与えてきています。仕入れ価格上昇分について、ほとんど販売価格に転嫁できていないとする企業は2013年で7割、ところが2014年では8割、1割もアップをされているような状況になっています。まさにアベノミクスは、中小企業にとって恩恵どころか害悪さえ及ぼすものとなっているのではないのでしょうか。岩出市としても、このような中小零細企業の生活、これを守る取り組みが求められると考えます。

以下、幾つかの点を質問したいと思います。

まず最初に、第186国会において、小規模基本法、小規模支援法が成立をしました。1999年に中小企業基本法の改悪で、大企業と中小企業との格差是正、不利の補正を放棄し、小規模零細企業をこの間切り捨ててきたという施策を大きく転換するものです。岩出市としては、この法律をどう認識し、今後の市政運営に生かそうとしているのかをお聞きをしたいと思います。

2点目として、この法律の第9条では、中小企業の実態を明らかにする調査を行い、その結果を公表するということも求められています。岩出市ではどのように対応していくのでしょうか。本来、地域の実態を把握する上では、国から言われなくても独自で調査を行うということも当然だと思うんですが、今後の市の対応についてお聞きをしたいと思います。

3点目として、個人事業主や家族経営などの零細業者、従業員5名以下の小企業者が地域経済の主役であると位置づけられております。また、その振興が必要だとされています。岩出市としての振興策をどう考えているのか、お聞きをしたいと思います。

4点目として、第7条では、自治体の区域の条件に応じた施策を策定し、実施する責務規定も設けられることになりました。岩出市としては、いつをめどに策定をしていくのでしょうか。

5点目として、中小零細業者を支援する住宅リフォーム助成制度の取り組みというものは、地域循環型経済を目指す、今、重要な施策として注目が集まっています。2014年度で628の自治体で取り組まれてきているのです。市として全国に学び、助成制度を行うべきではないのか。個人資産の形成に対する助成は適切でないとして、

調査や研究、こういうものも行おうとしないのは、私は全国に学んでいない証拠のあらわれではないのかというふうにも思うんです。小規模基本法をの精神を生かしていく上でも、住宅リフォーム制度、この点についてどうなのかをお聞きしたいと思います。

○松下議長　ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　増田議員のご質問にお答えをいたします。

中小企業への支援についてであります。小規模企業振興基本法並びに商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律につきましては、小規模企業の活力を最大限に発揮させるための新たな施策体系を構築するに当たり、大きな指針となる法律であると認識をいたしてございます。平成26年6月27日公布、施行された小規模企業振興基本法は、これに基づく小規模企業振興基本計画が、経済産業省により平成26年10月に策定されたところであります。現時点においては、具体的な施策などが示されていない状況であります。今後、国・県と連携を図り、取り組んでいきたいと考えております。

また、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に関する取り組みにつきましては、商工会において経営発達支援計画を策定し、国の認定を受けることが先決でございますので、現時点で市としての施策はございません。

○松下議長　事業部長。

○北村事業部長　中小企業の支援についての2点目、対応についてであります。小規模企業振興基本法第11条に、政府は、中小企業政策審議会の意見を聴いて、定期的に小規模企業の実態を明らかにするために必要な調査を行い、その結果を公表しなければならないとされていることから、市としましても、国の動向を注視し、対応してまいります。

次に、3点目につきまして、市としましても議員ご質問のとおり、個人事業主や小規模事業者の振興は必要であると考えます。今後も社会の情勢を注視しつつ、関係機関と連携し、小規模事業者支援策について検討いたします。

次に、4点目につきまして、小規模企業振興基本法第7条に、地方公共団体の責務として、自然的、経済的、社会的諸条件に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとされております。今後のスケジュールとしては、経済産業省が定めた小規模企業振興基本計画に基づき県と連携・協力を図り進めてまいります。

5点目、住宅リフォーム助成制度につきましては、過去の議会でもお答えいたし

ましたとおり、導入する考えはございません。

○松下議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今回の小規模基本法には3つの着目するポイントがあると言われていきます。1つは、これまで急成長型の企業などに特化していた支援、これを成長型という部分だけではなく、産業空洞化、また、内需不振が長引く中で技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持など事業の持続的発展の重要性が位置づけられている点です。

2つ目は、単に個別に支援するだけではなく、商業の集積などの役割を面として支援している点です。

3つ目は、地域経済の主役は、個人事業主、家族経営などの零細業者、従業員5人までの小企業者など小規模企業者の9割を占める小企業であり、振興策が必要だとしている点です。このような点では、まさに今、この岩出市においてもこういう中小零細業者に対する支援というのが改めて求められているんじゃないかというふうに思います。

先ほど、市長は、現時点では新たな施策というものはないというようなことなんかもおっしゃられました。その点では、やはりこの法の趣旨からいっても、新たに市独自としてもいろんなことを考えていくべきだと思うんです。そういう点では、現時点ではということなのであれなんです、新たな施策をやらないという理由は何なのかという点をお聞きしたいと思うんです。

それと、もう1点は、住宅リフォーム制度というもののなんかは、この法の精神に、まさに応えるようなそういう制度ではないのかというふうに思うんです。中小零細企業の生活なんかを守っていくという点を初めとして、地域の仕事起こし、市民所得ですね、この向上なんかも図られていくと。市税収入のアップで市としての財政力も豊かになるというものです。

先ほども言いましたけれども、全国の中で実施している自治体、約3分の1程度の628もあるという状況になってきています。これ、松山市なんかは今、実際されているんですが、松山市なんかでは、今年度の制度の中で、利用者について改修資金の融資というものを銀行なんかで受ける場合に、通常のリフォームローンから別立てとして市が補助をして、特別に貸付利率を引き下げた優遇ローンというのを伊予銀行、愛媛銀行、愛媛信金、こういった3つの金融機関で活用できるようにしているんだということなんかも言われています。

そして、そういうことが必要なのは、松山市としては、今年の４月から消費税の増税に伴って、中小企業の売上げの減少というものが懸念されるということから、地域経済の活性化を図るために、中小企業支援施策の一環として実施するとしています。そして、幸せを実感できる松山づくりに、こういうことはつながっていくんだということも言われています。

そういう点では、岩出市としても、先ほどおっしゃられたけども、この制度そのもの自身というものを私はもっと深く理解もするというと同時に、中小企業支援施策の一環として、やはり、どうなのかという点、改めてお聞きをしたいと思います。

○松下議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　増田議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど、私の方から施策はないと答弁したと言ってございましたが、そういうことはございません。もう一度言います。現時点において具体的な施策などが示されていない状況でありますので、今後、国・県と連携を図り、取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○松下議長　事業部長。

○北村事業部長　増田議員の再質問にお答えいたします。

住宅リフォーム助成制度を導入しないのかということですが、住宅リフォーム助成制度が対象とするものは、個人の財産価値を高める行為であり、これに公的資金を投入することは公共性・平等性は保たれているとは言えません。また、リフォーム助成制度の恩恵を受ける業種が限られており、市域全体の小規模事業者の振興につながるものとは考えられないものと考えています。

○松下議長　再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員　今、市長の方から、県と国の方が示されていないだけだということなんで、そういうことだったということの答弁だったと思います。

その点では、今、12月です。そして、来年度予算というもののなんかもこれから組んでいくということになるんですが、岩出市において、国とかとの部分は関係なくとして、市独自としての来年度予算で新たな活性化施策という取り組みなんかについては、どのようにお考えなのかという点を１点。

もう一つは、いつも当局の方が個人の資産形成という、そういうことをおっしゃられるんだけど、今、全国的にはそういう個人資産の形成にという部分があるから、それはおかしいんだというような理論で実施されてはいないんですね。実施というんかな、そういうことなんかは飛び越えて、今の住宅リフォーム助成制度そのもの自身については、いろんな経済効果というのが10倍もある、20倍もあると。中にはもっとそれを飛び越えた、そういうような効果があるんだよという、そんな中で実施がされてきているんです。

そんな中で、海南市なんかでも、来年は制度自身なんかも拡充するんだというようなことも言われてきています。そういう点では、岩出市としてわかる範囲で結構ですんで、他市の状況などについては、来年度どのようにされていくのかというようなことをつかんでおられるのかどうか、その点をお聞きをしたいと思います。

○松下議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長　増田議員の再々質問にお答えいたします。

まず、市では、現在、考えているといいますか、小規模事業者に対して、こういった点につきましては、市は、先ほど言いました法の施行に先立ちまして、プレミアム商品券であるとか、利子補給であるといったところ、先立ちまして、市では実施しているところです。やっていることを我々はきっちりとやっていくということで考えています。

それから、リフォーム、他市の状況につきましては、他市の来年度の状況がどうなるのかというところまではつかんでいませんが、現在のところでどういった自治体を実施しているのかとか、その内容については公表されている情報の中から得ているところでございます。

○松下議長　これで増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員　次に、国民健康保険制度の改善についてであります。

今、岩出市の国保は、危機的な状況になっていると言わざるを得ません。この間、国が地方自治体への国庫負担金削減を行い、このことが岩出市でも国保税の値上げという、その大もとについては引き上げを起こす要因としてなっているわけですが、今、高い国保税を下げしてほしい、これが国保加入者の声です。

今、景気低迷、所得の低下で暮らしが大変なときに、安倍政権は消費税8%の増

税を行いました。国保加入者にとっても、岩出市政にとっても、消費税増税は大きな影響を与えてきていると思います。今、岩出市政に求められているのは、国の進める悪政から市民の暮らしを守り、防波堤の役割を果たすことこそ求められており、国保会計の健全化に向けた岩出市の対応が問われています。

日本共産党市議団は、これまでも国民健康保険制度の改善や国保税を引き下げるための提案を行ってきました。第一に、市として国に対し、国民健康保険に対する国庫負担を増やすよう強く要望すること。また、滞納者を生ませないためにも一般会計からの繰入金を増やして、減免制度の対策をすることや、この間、連続して高くなってきたという、こういう国保税を改善して、国保利用者が納付できる、そういうような金額やそのための対応をとるということなんです。

3つ目では、効き目では先発品と変わらない後発品のジェネリック医薬品の使用というものを取り入れるということなど、高い薬価を引き下げて医療費の削減というものに努めるべきではないかと。また、健康で長生きできる施策の推進、そのためにも早期発見、早期治療の対策をしっかりと進めるということが大事だという点、また、資格証明書の発行によって、実際には受診抑制というものが起こって、その結果として、重症化や危篤状況になるまで受診しないというふうなことなんか報告もされてきていると。この点では、結果的にこういうような医療費の高騰を招くということを生んでいる資格証明書の発行、これの停止などです。

この間、岩出市としてもジェネリック医薬品の活用促進、こういうような点については、当初はかたくなに、那賀病院などへは一切そういう活用や利用の働きかけをしないんだということを、当初は答弁もされてきましたけれども、実際に国の指導なんかも含めて、那賀病院なんかでも、その他の病院なんかも含めて、ジェネリック医薬品の活用というのが多く取り入られてきているというような状況にもなってきています。

こういうような点で、今回、国保の部分の中では、1点目として、今の国民健康保険、この制度、現在の実態というのを市として、どのように、まず認識をしているのかという点をお聞きしたいと思います。

2点目として、岩出市の不納欠損の状況です。この間の不納欠損の推移というのは、19年度で4,500万円、20年度、6,600万円、21年度、8,200万円、22年度、8,300万円、23年度で8,056万円、24年度では9,000万円となっていました。そして、25年度の決算では、とうとう1億円を超える、こういう不納欠損を生み出すような状況になってきています。

この間の相次ぐ国保税の値上げというものが、元凶であるのは明白です。この点においては、このような不納欠損というこの改善、これを市はどのように図ろうとしているのかという点。

3点目は、国保税を引き下げて、利用者の負担軽減を図るということが求められているのは明白です。国保税を引き下げていく上で、日本共産党、先ほども言いましたが、いろんな提案行ってきましたけれども、市当局として、今後どのような施策を行い、国保会計の改善を図ろうとしているのか、お聞きをしたいと思います。

4点目として、一般会計からルール分以外に繰り入れを行って、負担軽減を図っている自治体というものを見習って、国保税を引き下げるべきだと考えます。同時に、国保会計で余剰金が生まれれば基金に積み立てて、基金の活用を行い、国保会計の改善を図るべきです。財政的措置の考え方、これ今までとってきた市の対応のあり方、こういう財政的な措置の考え方を改めないで、どのように国保会計の改善を図っていくのか、この点をお聞きしたいと思います。

○松下議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　増田議員の質問にお答えをいたします。

1点目の国民健康保険の実態についてであります。国民健康保険は、被用者保険などに加入している方を除く全ての住民を被保険者としており、国民皆保険の基礎として重要な役割を担っております。

しかしながら、被用者保険に比べ低所得者の加入者が多く、年齢構成が高いこと等により医療費水準を押し上げており、また、所得に占める保険税が重いといったことなど、構造的な課題を抱えているため、本市においても同様に非常に厳しい状況にあると認識しております。

こうした課題に対し、現在、国では、国保が抱える財政上の構造問題の解決に向け検討されているところであります。過日、国保制度改善強化全国大会が開催され、国保の保険者支援制度への1,700億円の公費投入を確実に実施することなど、こうした内容の特別決議が採択され、来年度、直ちに実行するよう強く国に対し要請したところであります。

なお、質問2点目以降については、担当部長の方から答弁させます。

○松下議長　生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長　引き続きお答えいたします。

2点目の不納欠損の改善についてであります。平成25年度決算で1億円を超え

る不納欠損を生み出したことについて、国保税の値上げによるものと言及されておりますが、市では平成22年度より国保税率の見直しは行ってございません。増加の理由といたしましては、滞納整理の中で財産調査など、法的な手順を経て実施したことによるものでございます。

市といたしましては、税の公平性の観点から、滞納者には分納等納付相談の機会の設定や、早期の段階から滞納整理の徹底を図っており、収納率の向上につなげております。今後も収入面では、自主財源となる国保税の確保、支出面では、医療費適正化事業や健診事業など収支両面にわたる取り組みにより、持続可能な制度運営に努めてまいります。

3点目の国保税引き下げの施策についてであります。国保税は、医療給付費等の総額から国の定率負担金、国・県の調整交付金及び一般会計からの繰入金を差し引いた金額が、国保税として確保すべきものとなっております。

市といたしましては、国保事業の安定的な運営を図るため、医療費適正化事業などにより、保険給付費の抑制に向け、さまざまな取り組みを行っているところであります。しかしながら、前述の国保が抱える構造的な問題に加え、医療技術の高度化や国保加入者の高齢化に伴い、医療給付費総額は相対的に増加傾向にあると考えられることから、その運営は非常に厳しいものがあり、持続可能な制度運営を行っていくためには、現在のところ国保税を引き下げる状況ではございません。

4点目のルール分以外の繰り入れにより、国保税引き下げをについてありますが、特別会計は、当該会計で運営するのが基本でございます。一般会計からルール分以外として繰り入れを行う場合は、あくまでも緊急避難的なものであります。ルール分以外の繰入金を事業運営の財源に充てることで、国保加入者の保険税の引き下げを行うことは、国保加入者以外の方との税の公平性、平等性を保持する観点から理解が得られるものではなく、制度上も適切ではないと考えられるため、必要以上の補填は考えてございません。

○松下議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 この国保問題ですね、日本の経済状況なんかも大きくかわってくるしというような問題だとも思うんです。そういう点では、先ほども言ったんですが、やっぱり国の政治そのもの自身が、アベノミクスというように典型されるように、大企業優遇と、中小企業は後回しというようなことなんかも大きく影響してきています。そういうことを含めて、やっぱりしっかりと中小企業の生活を守っていく上

にも施策をしっかりとることが必要だと思います。

その点では、この間、当局として国保の改善という点においては、強制回収というんですか、機構なんかにも移行して、なかなか市として回収できないものをそういう別の組織に依頼して回収なんかも強化していくと。それ以外にも、市独自として徴収体制の強化というものなんかを行っていくということなんかも、この間、議会の答弁なんかでも言われてきています。

そういうことによって、国保会計自身について改善ができるんだということをおっしゃってきました。また、そのためには国保税なんかも、最近は税率なんか据え置いていくというようなことが続いているけれども、実際には国保税そのものについては引き上げていくという、そういう部分において運営の改善も安定化も図っていけるということをおっしゃっておられました。

しかし、そういうような徴収強化というんですか、そういう部分だけでは、やはり改善というのはできないと思うんです。実際に、先ほど言ったように、6年間で5億円以上の不納欠損、こういう処理を行わざるを得ないという、こういう状況は、まさに危機的な状況です。

先ほどは1億円の中身、若干おっしゃられたけど、それだけしかおっしゃられませんでした。改善策について、市としてそのような多額の不納欠損処理を行わないで済むようなそういう改善策について、どのように今後お考えなのかという点、お聞きをしたいと思います。

もう1点は、来年度、国保算定の基準、これをどのように考えておられるのか。今年度の状況も踏まえて、そういった税率改正、今年度と同じように据え置いてやっていくという方向、考え方、来年度の方向について、市としてのお考え、これをお聞きをしたいと思います。

○松下議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長　増田議員の再質問にお答えいたします。

不納欠損、増額している中での改善策について、どのように考えているかということでございますけれども、先ほど答弁させていただきましたように、収入面と支出面というのがございます。ただ両面にわたって、できることはやっていくということが、やはり改善に少しでもつなげられるのかなというふうに思います。

ただ、先ほどもお答えしているように、国保自体の加入者は、やはり構造的な問題というのは抱えてございますし、その中で社会経済情勢、そういったことの状況

によって、やはりそういう不納欠損に至るような状況を生み出しているということもあるのではないのかなというふうに思っています。市としては制度の安定的な運営を図るためには、市としてできることをしっかりやっていくということに尽きるのかなと、このように考えてございます。

それから、次年度の方向性ということでございますが、これは当然、支出に見合う収入を確保するということが必要でございます。それがあくまでも前提ということになりますので、予算を組む段階において、そこら辺については検討していく中身には入ってこようかと思います。

○松下議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 先ほど、同僚議員の中からも、医療費削減にもつながるような形でも、脳ドックという部分、これについての質問なんかがありました。その中で当局としては、脳ドックという部分については、定員枠の見直しをするということをおっしゃられていました。実際には、この国民健康保険制度の中でも、やはり、そういう国保加入者の命を守っていく。同時に、医療費そのもの自身を下げていくための、そういう施策の中においても、私は、当然、そういう脳ドック検査なんかも含めて、さらに拡充というのは当然必要だと思うんです。

そんな点で、来年度、税率算定という部分なんかは、現時点では、方向性なんかは示されなかったんですが、今の時点、現時点で前年度なんかと比べて医療費部分、住民の方なんか年々増大する、俗にいう医療費ですね、今の時点でどうなのか。そして、それが来年度の算定されていく部分の中での見通しというのは、現実的には医療費そのもの自身、そういう動向はどうかという点、この点を最後にお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

医療費の現時点での状況、昨年度と比較してどうですかということでございます。あくまでも4月からの半年間ということでございますが、昨年度と比較して、医療費に関しては横ばいであるというふうには考えてございます。ただ懸念されるところで申し上げますと、これからインフルエンザ等感染症、例年よりは比較的早い時期から広がっているというような気がします。したがって、残りの半年間の中で、昨年以上の医療費の伸びがあるということも考えられるのかなと、このように考え

てございます。

○松下議長　これで増田浩二議員の２番目の質問を終わります。

引き続きまして、３番目の質問を願います。

増田浩二議員。

○増田議員　３点目は、岩出市の人材について質問を行いたいと思います。

人生、これを豊かに生きる。夢と希望を持って趣味や特技を生かして、人のために働ける人生を送ることができれば、人間としてどれだけ幸せなことになるのかということだと本当に思うんです。今、趣味や特技に精通をして生きていくということは、同時に、他人をも元気にしていくということにつながります。岩出市では、この間、市民の特技や能力などを市政に活用しようと、人材登録というもののなんかも行われてきていると思います。

しかし、この間、人材登録されている方というのが市政の推進ですね、岩出市政としてもどのように活用されているのかというのが、私自身にもわかりにくいような状況だし、市民にも非常にわかりにくいところがあるんじゃないかと。また、人材登録そのもの自身をやっているよということを知らないというのかな、そういうこともあるんじゃないかというふうに思うんです。

今、人材登録されている方というのは、どのような活用方法がされているんでしょうか。今の現状についてお聞きをしたいと思います。また、人材発掘については、今後どのように進められようとしているのか、この点をまず最初にお聞きしたいと思います。

２点目として、今、この岩出市在住で本当に若い人たち、そういう人たちの中で逸材と言っていいんですか、そういう人たちが、有能な技量というのを持った方というのが本当にたくさんおられるなというのを改めて感じています。

私も、つい最近のテレビ番組なんですが、歌番組なんかで全日本歌唱コンテストというものがございました。その中で、惜しくも優勝はできなかったんだけど、本当にわずかな差で２位になった、そういうような方もおられます。私、本当に何気なしにテレビ見ていたんですが、岩出市と本当に大きく書かれて、わあ、岩出市って、こんな人いてるんやというのを見てね、びっくりしたんです。それ以前にも、同じように歌番組で、確か和歌山高校の生徒さんだったと思うんですが、この方も歌番組で非常に歌が上手で歌唱力もあってという、この方もやっぱり２位だったんですね。今現在、歌手なんかも目指しているんだというようなことなんかも伝え聞くわけなんです、そういうような方もあります。

また、これ以外にも、以前にも若干議会でも取り上げられたと思うんですが、スケートボード、スケボーですね、これが上手で、テレビ和歌山なんかでも放送されて、その中でも、やっぱり字幕に岩出市と大きく出るんですね。だから、そういう方なんかも含めて、いろんなところで活躍されておられるという方もおられます。まさに岩出市の名前というのが全国的にも放送されてきているというわけなんです。

これ以外にも人材という点で見れば、岩出市全体を見てみれば、例えば、腹話術というんですか、そういう部分なんかも特技とされている方とか、奇術というんですか、マジックというんですか、そういう部分なんかも得意な人なんかもやっぱりおられると思うんですね。そういう方なんか、やっぱり地域のそういうところなんかでもいろんな形で活躍されてきていると思います。

私は、そういう点でも、岩出市での各種のいろんなイベントにご協力いただくとか、そういう方たちの活躍できる場、そういう場なんかももっとつくってあげて、こういうことが必要ではないかというふうに思うんです。

市としても、そうした地元の方のそういう人材、この人材を生かした取り組み、こういうものなんかももっとやっぱり行っていったらどうかなというふうに思うんですが、その点、市として、どのように今後されていくのかなというふうに思います。

そして、3点目として、今のこの時代、市そのもの自身を元気にしていく。岩出市、これを元気にしていく、そういうアイデアなんかも募集もしたり、県下一若いまちなんだという、そういう特性、この特性を生かして、若い世代の意見を取り入れる施策、イベント、こういうものなんかも含めて、いろんなイベントそのもの自身を考えていく人材、こういう人材なんかも募集をしてはどうかなというふうにも思うんですが、市として、そういう人材育成につながっていくという面、この点について、市としてどのような取り組み、これをお考えなのか、この3点、お聞きをしたいと思います。

○松下議長　ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長　1点目の人材登録の活用と今後の方針について、お答えいたします。

まちづくりは行政だけでできるものではなく、市民の皆様方との協働が不可欠であると考えております。中でも、特技やそれぞれの分野に精通された方もいらっしゃることから、まちづくり各分野に積極的に参画していただくことが、まちづくり

を効果的に進める上においても有効なことを考えております。

本市では、そういった方々を対象に人材リストを作成しておりまして、市主催のイベント等にご協力をいただいておりますが、ほかにも多くの市民の皆様方にボランティア活動に取り組んでいただいていることはご承知のとおりであり、大変感謝しているところでございます。

人材リストの活用例ということで、具体的に申し上げますと、例えば、家庭教育学級、ふれあい学級、男女共同参画の推進講座、文化教室、放課後子ども教室等々の講演会の講師ということをお願いをしております。

市といたしましては、引き続き、人材リストの充実、また、ボランティアの育成を図り、まちづくりへのご協力をいただけるよう努めてまいります。

それから、2点目についてですが、1点目の質問にお答えしたとおり、登録していただいている方々には、さまざまなイベントにご協力をいただいております。ほかにも全国子守唄サミット&フェスティバル、生涯学習を考えるつどい、いわで夏まつり、かくばん祭り等のイベントにおいて、多くの市民の方々にご協力をいただいているところでございます。今後も活躍していただける環境整備に努めてまいります。

次に3点目ですが、市民ニーズが多種多様化する中で、バランスのとれた岩出市を構築していくためには、若い方々の意見を聞いていくことも必要であることは言うまでもありません。まちづくりの基本方針でございます長期総合計画の策定に当たっては、20歳代から70歳までの市民の方々を対象に、アンケート調査を実施するなど、さまざまな世代の意見をお伺いしておりまして、議員ご指摘の若い世代の意見も必要であります。まちづくりにおいては、小さいお子様から高齢者まで全ての世代を対象に、バランスを考えた取り組みが必要であると考えております。

以上です。

○松下議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 ちなみに、今の岩出市の人材登録を登録されておられるという方は、実際、何名ぐらいおられるのでしょうか。それがまず1点です。

私が言いたいのは、やはり、いろんな趣味、特技も含めて、人材というのは本当に幅広い、そういうものだと思うんですね。そういう部分につながっていくと思うんですね、人材ということ言うと。だから、そういう点では、人材を生かしていく側と人材となって活躍されていくという方、同じ人材でも2つのような点がある

と思うんです。そんな点で、今、90名ぐらいということなんかも聞いているんですが、そのもの自身が、市としても、やっぱりまだまだ不十分ではないかというふうに私は思うところがあるんですが、そういう点では、市として実際に何名ほどの方が、今、岩出で現在として登録されておられるのか、その点、まず1点お聞きします。

それと、今、若い世代だけじゃなしに、小さい子供さんからお年寄りまでのそういう方を対象にしていくんだという、そういうことをおっしゃられました。そういう点ではしっかりと、ホームページも含めて、市民の方に僕だったら、私だったらというような、そういう形で、こういうことやったらできますよという形で、いろんなアイデアなんかも募集していくというような、そういうことなんかも積極的に、そういった募集なんかも、市民に対しての投げかけというんですか、そういうことなんかももっとやっていったらどうかなというふうに思うんです。

現実には、俗にいう点では、特に、格言というてええんですか、ああいうのんで、今の若い人なんかは突拍子もないようなことを発想して、そういうことをほんまに実現もやっていくというのかな、いろんな多面的な発想をするという、豊かな創造力というのなんかは、特に、若い世代なんかには多いわけなんですね。

だから、そういう点では、本当に今言うたんですけども、小さい子供さんなんかでも、創造力もほんまに豊かやし、そういう点なんかでも、ほんまに幅広く市民の人たちに募集なんかも市として積極的にしていただければなというふうに思っています。

そういう点で、今後の人材登録という点での募集なんかはどうなのかという点、お聞きをしたいと思います。

もう1点は、特に、イベントという面で、岩出市なんかはイベントがあんまり上手ではないんじゃないかというような声も聞くことなんかがあるんです。例えば、例としては、取り組みの問題なんかももっと改善すべきと違うんじゃないかという声も聞くことがあるんです。例えば、ポスターなんかも、いろんな夏まつりであれ、かくばん祭りであれ、市の行事のあるそのほん1カ月ぐらい前ぐらいしかポスター張れへんやんと。だから、そういう点でいうたら、もっと早い段階でそういういろんな取り組みなんかももっとやっていくべき違うのかなと。企画なんかももっと早くからやったらどうなんやろうなということも含めて、そういういろんな企画力というんですか、企画力というもののなんかを豊かにもっと発想していく、そういうような人材というんですか、そういう部分なんかも行政としてもそうやし、ほかのいろんなところの方の知恵もかりていくという、そういうことなんかも要るんじゃないか

なという、そういうことなんかも聞くんです。

そういう点でも、そういうイベントに精通した人材育成という点なんかは、今後どのような形で取り組んでいかれるのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長 再質問にお答えいたします。

まず、人材リストの登録者数は、女性人材リスト、生涯学習人材リストを含めて、84名でございます。

それから、市としては突拍子もないことできませんので、ちょっと議員にお話しますと、今、私、人材リストの活用例を申し上げましたが、ほかにも、例えば、去年の全国子守唄コンサートであれば、岩出市在住の米山先生であるとか、あと、ことしの生涯学習を考えるつどいではジャズのコンサートを行いましたけども、この方も岩出市在住の方でございまして、いろんな部分で岩出市在住の方を活用させていただいてございます。

人材リストへの登録というのは、これは本人の意向もありますんで、イベントへ出ていただいた方を全て人材リストに載せるというのは、これはまた別の問題になってくるかと思います。ただ、市のイベントに対する方向性としては、市民の方に出ていただいたほうが、市民の方も恐らく喜ぶであろうし、観客についても大勢の方が来ていただけるということが想定できますので、引き続き、今後もイベント等については、市民の方に出演やっただくように考えていきたいと思っています。

それから、若い世代のお話もありましたが、最近、ナガールさんってご存じかと思いますがけども、これは那賀青年会議所さんが主催で、那賀地域をPRするという目的で、ナガールさんというユニットができてます。それから、笑d e会というんですけども、これも地域活性化ということを目的にした団体でございまして、全て自主的かつ積極的に活動をしていただいております。岩出市にもそういった芽が育ってきているということでございますので、今後もそういう輪がどんどん広がっていくことを期待してございます。

それから、イベント等に関する人材の育成というご質問ですけども、イベントを開催するか、それぞれの職員につきましては、他の市町村もやっているイベントを見に行ったり、先進事例の調査研究を行って、主催する場所というのは、それぞれ実行委員会という場所になりますので、実行委員会に上げていくまでの段階におい

て、いろんな形で新しい事例を取り込んでいくように、このように指導していただきますので、ご理解をいただきたいと思います。

○松下議長　これで増田浩二議員の3番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時20分から再開いたします。

休憩 (12時05分)

再開 (13時20分)

○松下議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告5番目、9番、田畑昭二議員、総括方式で質問を願います。

田畑昭二議員。

○田畑議員　9番、田畑昭二であります。議長の許可を得ましたので、さきの通告に従いまして、総括方式で2点質問をさせていただきます。

まず1点目は、健康ステーションの設置についてであります。

第2次岩出市長期総合計画の「元気で健康なまちづくり」の中で、健康なときから介護予防に取り組むことのできる体制を確立しますとありますが、現在、具体的にどのような取り組みがなされているか、お尋ねをいたします。

次に、介護予防にはさまざまな観点で食事や運動、趣味など、いろいろな方法があると思いますが、その中で健康づくりの基本は、1日1万歩歩くと効果的と言われると思いますが、最近の研究結果から、単に歩数を増やすだけでは効果はなく、歩き方に大きな鍵があることがわかったそうであります。それは、中強程度の歩き方で、具体的には、うっすらと汗ばむ程度の早歩きの歩行時間がどれくらい含まれているかが重要であることがわかってきました。

先日、奈良県に寄せていただき、奈良県健康づくり推進課では、奈良健康長寿基本計画を策定し、現在実行中であります。その1つとして、介護予防の基準として健康寿命の延伸が掲げられております。健康寿命とは、65歳以上の方が日常的に介護を必要とせず、健康で自立した生活ができる期間であります。奈良県では、この健康寿命を平成34年までに日本一にすることを目標に、現在取り組まれていることでした。

ちなみに、平成24年の奈良県では、男性が全国5位で17.62年、女性で全国19位で20.51年だそうであります。この目標達成に向けた取り組みの1つに、奈良県健

康ステーションの設置があります。このシステムの考え方は、東京都健康長寿医療センター副部長医学博士の青柳幸利先生の考え方に基づいているそうであります。お隣の紀の川市では、この先生を招いて、ことし9月19日と9月20日の2会場で講演されているとのこと。先日、実際に、この奈良県健康ステーションを見学させていただき、その設置運営は、誰でも気軽に健康づくりを開始し、実践できる拠点として、平成26年1月29日に近鉄百貨店の橿原店に仮設した奈良県健康ステーションを、さらに2カ所目を9月1日に王寺町内に設置をされたそうであります。

おでかけ健康法を実践するには、健康づくりに最適な中強度歩行はおでかけにより実践できます。また、骨の形成に必要なビタミンDは日光に当たらないと生成されないため、骨粗鬆症を予防するためにはお出かけは効果的です。予防できる病気に応じ、1日の歩数とそのうちの中強度の歩数時間の組み合わせを5段階に分けて、その中で最適な組み合わせは、8,000歩のうち、中強度の時間が20分で予防できる病気は、高血圧症、糖尿病、脂質異常症等々であると言われております。

私も、この活動量計を使って中強度20分を毎日心がけております。中強度をはかる器械はこれであります。こういう小さいものなのですが、これ、一見歩数計に見えますけども、こういうやつです。わかりますか。物すごく、これすぐれもんなんです、実は。これはテルモのメディウォークという、7,000円ですが、これは奈良では100個購入しまして貸し出しをしています。2週間体験をさせて、そして、自分で中強度のイメージをつくると。隣の紀の川市では50個購入されています。貸し出しを今しております。これは、私自分で買いました。

これはどういう使い方をするかといいますと、置いておきますね。歩きます。普通に歩いていると、中強度の時間はカウントなりません。特に、すり足の方はゼロです。ずっと永遠に歩いてもゼロです。歩幅を広目に強く歩きますと、こういう運動になりますと、自動的にここがぴかぴか光るんです。すると、そのカウントが1分、2分とふえてきて、20分になると一番カロリー消費の最高の運動量になるということなんです。だから、普通に1万歩とかそういうふうに言いますけども、歩き方がとろい人は、いいカロリー制限になってないんですね。だから、これが全てカウントできますので、これを今奈良の方ではどんどん推奨しているそうなんです。

このメディウォークを使って、健康ステーションでは健康チェックできるように、また、血管年齢計や自動血圧計、骨健康度測定器と、先ほどの活動量計の2週間貸し出しなどを行っております。

実際に私行きて、血液年齢を血液抜かずに器械へ入れたらわかるのがあるん

です。私、今現在62歳ですが、もう75歳ぐらいにカウントされました。すぐ状況がわかります、それでね。そこでは運動指導員などの健康サポーターが常にいらっしやって、健康づくりをお手伝いします。また、来やすくするためにも、心の癒やしの場としても配慮されております。

我が岩出市は、他市と比べると、若いまちとして高齢化率は低いんではあります。が、団塊の世代の方々が65歳から70歳に間もなく突入してまいります。その現在こそ、健康なうちに市民の皆様が気軽に健康づくりに取り組める健康ステーションの設置を立ち上げるべきだと思いますが、当局のお考えをお尋ねいたします。

2点目、給食センター及び各保育所の残菜、残食の処理法について、お尋ねいたします。

まず1点目は、当市における現在の総給食数と総残菜及び残食量は、1日当たり平均何キログラムになるのでしょうか。また、その処理方法はどのようになされているか、お尋ねいたします。

先日、お隣の紀の川市の給食センターが7月に新設され、その設備について見学をさせていただきました。その残食等の処理方法は、消滅型生ごみ処理機を使った方法で、その方式は残食・残菜をまず粉碎流し台に投入します。次に、液状化した生ごみを脱水機にかけ、圧送していくわけですが、液体と固体にそこで分離されます。液体は下水へ排水され、固体は消滅型生ごみへ圧送されます。生ごみの固体は、24時間で200キロから300キロの生ごみは完全にバイオの力により消滅してしまいます。したがって、全て配管で移送されるため、ほとんどにおいはありませんでした。極めて衛生的であります。また、この機械は液体と固体を分離しないで、直接生ごみを入れ消滅させる段階で、液体は液肥化し、有機栽培の優良肥料としても再利用が可能な機械であります。

ランニングコストも安価で、これからの循環型社会のニーズに合った設備であると思われます。当市においても、将来的には、衛生面及び循環型再利用の観点からも導入を視野に入れてはどうかと提案するものであります。当局のお考えをお伺いします。

まず1回目、以上でございます。

○松下議長　ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長　田畑議員のご質問にお答えいたします。

健康ステーション設置の1点目、介護予防の取り組みについてであります。高

高齢者が住みなれた地域で、いつまでも自分らしい生活が送れるよう、介護が必要となる状態を予防する活動を継続的に行うことで、元気高齢者を地域に増やしていくため、65歳以上の要介護、要支援認定を受けていない方に、各種介護予防の事業を実施しております。

現在、運動機能の向上を目指したシニアエクササイズ教室を年3教室、認知症予防教室、口腔機能向上教室、栄養改善教室を各1教室実施しており、あわせて教室修了後においても、日ごろから無理をしないで、自分に合った生活リズムで、予防につながる活動を長く続けられるよう啓発に努めているところであります。

こうした働きかけにより、シニアエクササイズ教室では、教室修了者が自主的に自主グループを結成し、現在、8グループ、約140名の方が継続して介護予防のための運動に取り組まれております。また、介護予防の必要性の普及・啓発を目的に介護予防講演会を年1回、さらに地域で行われる高齢者の集まりに出向き、介護予防の講話等も実施しております。今後も高齢者が生き生きと自分らしい生活が送れるよう、介護予防の推進を図るための各種事業を行ってまいります。

次に、2点目の健康ステーションの設置についてお答えします。

健康長寿の延伸は、国の総合的な健康政策である健康日本21の中心課題であり、誰もが強く願うところであります。市の計画は、市民、地域、行政がそれぞれの役割のもと、一体となった健康づくりの推進を目指すもので、市では、各種がん検診や特定健診を初め健康講座や元気アップ教室などの保健事業を通して、市民の疾病予防と健康増進を図っているところであります。

和歌山県では、今年度から健康推進員を養成し、市町村におけるがん検診を初め、各種保健事業や健康づくりイベントの啓発を行うなど、健康長寿の実現に向け、県民総参加の健康づくりを推進しております。

岩出市におきましても、今年度、20名の方が養成講座を受講し、今後、市民の健康づくりに関する種々の啓発活動を行っていただく予定であります。特に、現役世代からの健康づくりは、体力や運動機能の低下をおくらせ、介護予防につながるなど、高齢期の健康に深く関係してくることから、できるだけ早い年齢からの健康づくりが重要であります。

議員ご提言の健康ステーションの取り組みは、日ごろ、余り健康に関心のない方でも、買い物時などの機会に気軽に立ち寄り、健康チェック等を体験できるなど、健康づくりに関心を持っていただくためのきっかけづくりになるものと考えられます。今後、他県や他市の取り組み内容や、その効果等を含めて情報収集に努めてま

いりたいと考えております。

○松下議長 教育部長。

○谷中教育部長 給食センター及び各保育所の残菜、残食の処理法についてお答えします。

1点目、残菜、残食の1日当たりの総合計につきましては、平成26年4月から11月までの1日平均は、公立保育所、各小中学校を合わせて約190リットルとなっております。なお、4つの公立保育所の合計の残食量は、1日平均3,664グラムとなっております。給食センターでは、配食はグラム単位、残食はリットル単位で記録しているため、残食量は何食分に当たるかという計算ができないので、ご理解いただきたいと思います。

次に、処理法につきましては、公立保育所からの残食は、小学校へ持っていき、給食センターが小学校へ回収に回ります。給食センターに集められた残食は、水切りをして、水分は浄化槽へ送られ、固形物は残菜室で保管し、週に2回、養豚業者に引き取ってもらっております。

続きまして、消滅型生ごみ処理機の導入につきましては、田畑議員が紹介された消滅型生ごみ処理機は、ごみ減量に役立つとともに、循環型社会の構築にも役立つすぐれた機械であると認識しております。

しかし、本市の処理方法もごみの有効活用の一翼を担っておりますし、現在の給食センターにその機械を導入するとなりますと、機械設置のための建屋や配管の設置などを含めると、高額の投資が必要となってきます。こうしたことから、今後、給食センターの大規模な機械等の入れかえの必要が生じたときに、消滅型生ごみ処理機の導入も検討していきたいと思います。

○松下議長 再質問を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員 まず初めに、健康ステーションの件であります。どういう取り組みを今現在なされているかということに対して、さまざまな講習等をなさっていると。年3回行っている等々言われておりますが、1回の講習の期間、スパン、どのぐらいの講習の期間をされていらっしゃるのか。また、講習を受けられた方及びその講習に対する効果というのは、なかなか数値化は難しいんでしょうけども、目に見えたような効果がもしあれば教えていただきたいと思います。

それと、健康寿命というのが、先ほど私言いましたように、65歳以上で要介護2にならない、また、死亡に至らない年齢という定義があるようなんですけども、こ

のデータは、奈良県は34年には1位になりたいというふうに目標設定されているわけですが、恐らく公開されているんじゃないかなと思うんです。奈良では、たしか和歌山県は28位だというふうに聞いたんですが、公開もしされているのであれば、その内容、岩出市としてもデータをつかまれておるのであれば教えてもらえたらと思います。

それと、答弁も言われてましたけども、健康ステーションというのは、特に、奈良は大成功している1つの原因として、近鉄百貨店が無償で場所を提供しているというのが大きな要因になっているようであります。お買い物に来られた方が、ついでにここでしましようということで、1月から約9カ月間で3万84名、既に来客されているということですね。すごい人数です。1日平均で116人が来られてるということで、あと、先ほどのメディウォークの貸し出しは790人に至っていると。恐らく、今、これ10月のデータですんで、そのように関心のある方は物すごくたくさんいらっしゃるということと、もう1つは、これだけに来ないで、何かのついでに来るというか、こういうこともやっているんだったら、私、1回やってみよう、そういうことで来られている状況です。その中で、健康に対する意識を変えていただくという、そういう取り組みをなさっているそうです。

来場者の主な声ということで、これいただきましたけど、買い物に来ただけなのに、健康についていろいろ話ができ、うれしい日になった。病院から歩くことを進められているが、どれだけどう歩くのかが目安できてうれしい。また、ほかの地域にも健康ステーションを設置してほしいというのが来場者の声だそうです。

あと活動量計を2週間体験された方は、家の中を動いているだけでは中強度の運動にならないことがわかった。活動量計を持つと動きたくなってくるということで、今まで自転車で行ってたところをちょっと歩いていこうかなというふうに、歩く方向にどんどん変わるということで、非常に前向きな方が多くなったというデータが出ているということです。

そういうことで、岩出市においても、公共施設もいいんですけれども、できましたら大型店舗等々といろいろ協議していただいて、そこへお客さんとして来たいいただいた。また、それを目的に来られる方、またお客さんになりますから、お互い相乗効果で持ちつ持たれつでいい方向に行くんじゃないかなと思ったりもいたします。

そういうことで、ぜひともそういうステーションの場をできるだけ多くとることによって、言い方は悪いですけど、国保税の抑制や、また、介護の抑制にもつながります。何よりもご本人自身が健康で長生きしていくということが、非常に最高の

幸せになっていくと思いますので、できましたら、そんなにたくさんの経費が要るわけでもありませんので、前向きに検討いただけたらありがたいと思います。

2点目の残菜等の処理法でございますけども、先ほどもちょっと言われてましたけども、設備投資が非常に高額になると。ただ、紀の川市の場合は、建物も全部新築ですので、一切合切含んで設備投資しましたからできたんですが、岩出市の場合は、現にある設備にどう入れるかということになってくるんでしょうけども、それだけ固定してぼんと置いても、別に問題ないわけです。

紀の川市の場合は、粉碎機と脱水機と、それとこの機械と連動して全部動かすようにやっていますので、大がかりになっていますけれども、その機械だけを置いても、生ごみをそのまま放り込んでも十分対応できる機械です。ちなみに、ちょっと費用を言っておきますと、機械そのものは、24時間で全部菌によって分解するその機械は1基750万です。その中にセラミックのボールが入っています、1センチぐらいのちっちゃな。それは四、五百個入っています。それがどんどん、その中に菌がいっぱい入っていますので、年間ずっとやっていると小さくなっていきます。それを補充するのに、年間約50万ほど要ります。菌もやっぱり少なくなりますので補充するのに4万円、年間要ります。それが大体ランニングコストです。

そういうことでいきますと、あと、そこに入れたものは完全に蒸発してしまいます。普通であれば、ぬかとかそういうものを入れて攪拌させるケースが今までありましたが、そういう機械じゃなくて、完全になくなるんです。蒸発してしまいます。例えば、亡くなった人が土の上に置いておきますと、骨だけになりますね。ああいう状態になって、生ごみは全部消えてなくなります。ちょっと、私中をのぞきました。におい、一切ありません。そういうことで非常に衛生的であるということと、生ごみをそのまま水分も一緒に入れますと、下に液肥がたまるんです。液肥がたまります。その液肥はすごい優良な有機栽培の肥料になります。そういうことで、その肥料も使えますという、そういう特許も持っておる機械なんですね。

そういうところ辺で、非常に今後の衛生面や循環器型のそういう社会の中での位置づけ等を考えれば、導入も視野に入れていいんじゃないかなと。確かに高額ではありますけれども、将来的にはそういうような、特に、衛生面は非常に有能な機械であるということ、そういうことも一応踏まえて、もう一度答弁を願いたいと思います。

以上です。

○松下議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 田畑議員の再質問にお答えいたします。

まず、シニアエクササイズ教室の関係でございますが、期間と効果ということでございます。平成26年度で申し上げますと、参加人数は1教室当たり定員20名で募集を行いまして、平均17名の方が参加しておられます。それから、期間ということでございますが、この教室は、年3回を予定してございます。1回目は5月から7月までで毎週木曜日、全体で12回、それから第2回が9月から11月までの毎週木曜日で12回、それから3回目が翌年の1月から3月までの毎週木曜日の全12回と、こういうことになってございます。

それから、効果ということでございましたが、やはり、仲間で運動するため、運動が継続しやすいということでございます。それから、運動することで継続的なそういう取り組みによって、瑕疵筋力の低下を予防し、体の状況の維持ができています。それから、仲間づくりの場となっているといったような効果があるものと考えてございます。

それから、健康寿命の関係でございます。

岩出市の健康寿命につきましては、これは県の資料で、平成22年度の市町村の健康寿命の状況表というものがございまして、それによりますと、男性が77.92歳、これ県下で3番目ということです。県下で3位。それから、女性が82.05歳、県下で20位ということになってございます。

それから、健康ステーションの設置ということでございます。

市としては、健康づくりというものを推進しているわけで、そのことよっての相乗効果としては、やはり国保であったり、介護であったりというそういう給付費の抑制にもつながっていくということで、非常に大切な取り組みであると考えてございます。

健康ステーションの設置についてでございますが、先ほどお答えさせていただきしましたように、他県、他市のそういった取り組みも含めた中で、情報を収集し、その上で検討していきたいなど、このように考えてございます。

○松下議長 教育部長。

○谷中教育部長 循環型の消滅型生ごみ処理機の導入について、お答えします。

機械設置のための建屋や配管の設置などを含めると、約3,000万円必要となってきます。それと、紀の川市は4,000食、岩出市は5,500食処理する能力が要ってくるので、機械が一回り大きくなってきます。それで、今後、給食センターの大規模な

機械等の入れかえの必要が生じたときに、消滅型生ごみ処理機の導入も検討していきたいと思います。

○松下議長 以上で、田畑昭二議員の一般質問を終わります。

通告 6 番目、16番、尾和弘一議員、一問一答方式で質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 16番、尾和弘一であります。ただいまから一般質問をさせていただきます。私は、8 点にわたって質問する予定にしておりますので、市当局の誠意ある前向きな答弁をいただきたいと思います。

まず、第 1 点は産廃処分場について、2 点目は教育委員会制度について、3 番目は防災対策、4 番目は若もの広場について、5 番目は還付加算金返還について、6 番目は共通番号制、マイナンバー制度について、7 番目は予防接種について、8 番目は新設根来安上道路工事についてであります。

まず最初に、産廃処分場の問題について質問をさせていただきます。

今、岩出市に隣接する和歌山市の山口地区、上黒谷に、2011年、平成23年 5 月に計画されることが浮上して 3 年が経過をしてきました。その間、山口地区連合会を初め岩出市の境谷の皆さん、阪南市の皆さんを初め多くの市民の皆さんが、自然環境を破壊するとして反対運動をされております。産廃処分場が建設されますと、歴史ある熊野古道の玄関口であるこの地区の自然環境が破壊されることになり、子や孫にいつまでも守りたいという運動の中で、反対署名は今 1 万 4,000 筆を超え、和歌山市長に手渡されております。私もその運動に参画をしておりますが、行政区は和歌山市ですが、影響を受けるのは、境谷地区・山地区の岩出市民であります。

また、地元住民にとって生活用水の浄水場や田畑の農業用水の水質の汚染や土砂災害等々にさらされることになります。3 年前の 9 月議会において対策を求めた際、その際、生活福祉部長が、和歌山市に意見書を提出したという答弁をされました。当該の住民の皆さんは、和歌山県にも要請しておられます。岩出市として、今後、この産廃処分場の建設について、どういう取り組みをされるのか、まず、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○松下議長 ただいまの 1 番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の一般質問にお答えをいたします。

和歌山市内における産業廃棄物処分場の建設につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、当該所在地であります和歌山市がその建設の可否を判

断することになってございます。

本市では、この問題が起こって以来、平成23年10月6日に和歌山市に対し、県道
和歌山貝塚線の安全な通行の確保や、公共用水域及び地下水の水質汚染がないよう
にすること等の要望書を既に提出しております。その後、和歌山市産業廃棄物安定
型最終処分場に係る生活環境影響調査実施計画書に対する意見等について、平成26
年4月16日付で和歌山市から意見照会があり、その内容を市内の関係する自治会、
境谷・山地区に説明を行い、意見を聴取するとともに、市役所関係各課の意見を取り
まとめた意見書を平成26年6月25日付けで和歌山市長宛てに通知しております。

現在、和歌山市からは、本市を含めた近隣市など関係機関からの意見及び和歌山
市専門技術委員の意見を事業者に提示し、その対応等の検討を求めているとお聞き
をしております。この問題については、和歌山市長は、さきの9月議会定例会代表
質問で、地域の方々は山の崩壊や地すべり、水質汚濁や地下水への影響、交通問題
など生活環境の保全について強い不安があることから、事業者は地域の方々の不安
を払拭できるような調査を実施し、「和歌山市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛
争の予防に関する条例」に基づく関係住民に対する説明会において、説明責任を果
たすべきと答弁されております。

市といたしましては、当該事業が法令等に適合している場合、中止を求めるもの
ではない中、これまでも関係する自治会へ情報提供を行い、あわせて自治会としての
意見等についてお伺いしてまいりましたが、今後も和歌山市から本市に意見照会
や計画上の進展等が見られた際には、関係自治会との情報共有を行っていくことと
しており、現在、和歌山市において行われている事前協議を初め、これから進めら
れる手続の中においても、本市域における生活環境の保全上の見地から、地元の意
向を反映した意見を提出し、その対応を求めてまいります。

以上でございます。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきました。その中で、岩出市から市に意見書を出し
て要望され、意見書が来ているということなのですが、市長のご答弁をいただきま
したが、新しくなられました尾花和歌山市長が、9月議会の発言において、この地
区の場所については適正な場所ではないと考えると、及び地域の方々の意見を十分
尊重しなければならないと認識しているという議会での答弁をされております。ま
た、仁坂知事においては、住民が反対する限り許可はしないと明言をされているわ

けであります。

そういう意味で、当該の地方自治体ではありませんが、岩出市としても、今後、この問題については十分な認識をしていただきまして、態度表明をしていくということが大切ではないかというふうに思うんですが、今の答弁では、手続を踏んで、あとですね、それによって判断をしていくということで、明確にご答弁がありませんが、岩出市としての基本的な認識を再度お聞きをしておきたい。いわゆる反対なのか、賛成なのか、それとも、その反対、賛成の明言をしないのかという3つの選択肢があるわけですが、それについて、率直にご答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 2回目の質問にお答えをいたします。

答えは先ほど申し上げたとおりでございます。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 先ほど答弁したとおりということなんですが、そうしますと、手続上踏んで、それが何も問題なければ、岩出市は賛成をするという立場の表明をされたという理解でよろしいでしょうか。再度、お聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 再々質問についてのお答えを申し上げます。

当該事業が法令等に適合している場合、中止を求められるものではない中、これまでも関係する自治会に情報提供を行い、あわせて自治会として意見等についても伺いし、今後も和歌山市から本市に意見照会や計画上の変更等があれば、市としても和歌山市の方に進めてまいります。

○松下議長 これで尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

次に、2番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、2番目の質問をさせていただきます。

教育委員会制度についてであります。

教育委員会制度の改革についてであります。昨今、いじめや不登校、学力低下など教育をめぐる深刻な課題の解決を図るため、地方教育行政を大幅に見直す作業が進められております。最も関心を集めているのが、事なかれ主義や無責任体制が

しばしばやり玉に上がる現行の教育委員会制度の見直しが焦点になっているのは、自治体首長の権限と責任の問題であります。

なかんずく、そこにおけるこういう情勢化の中で、教育行政に対する市長の権限を強める地方教育行政法改正案が、さきの通常国会で可決・成立しております。教育改革については、60年ぶりの大幅な改革になっております。

今回の改正のポイントは、4点あると言われております。

まず第1点は、自治体の首長が総合教育会議を設けると。首長と教育委員会で構成する。

それから2点目は、首長は総合教育会議での協議を経て、教育振興施策の大綱をつくる。

3番目に、教育委員長と教育長を一本化して、新しい教育長、任期3年を置く。首長が議会の承認を得て、直接任命・罷免できる。

4点目は、緊急時だけでなく、いじめ防止、自殺防止など、文科省が教育委員会に是正し、できるという明確なものであります。

来年の4月から施行されることになっております。

そこで、議会の同意を得て、首長が教育長を罷免できるようになったことで、首長による教育行政への関与が強まることが予想されます。これまで旧制度下で保たれていた教育の政治的中立性や安定性が侵されるようなことがあってはなりません。どう対処していく方針なのか、市長にご答弁をいただきたいと思います。

また、市長と新教育長の暴走した場合には、それぞれどのように制御していくのか、これについてもお聞きをしたいと思います。

それから、教育長に権限が過度に集まることは、教育改革のためには、一面有効な面もありますが、教育長の人選が自治体の人事政策に組み込まれてくると、新教育長の役割を果たす適材をどう選んで育成するのか。また、資格要件はどうなっているのかをお聞きをしたいと思います。

市長が、当該自治体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることができることが、教育委員会の権限に属する事務を管理し、執行する権限との関係をどう位置づけられているのでしょうか。総合教育会議によって、市長が教育行政の方針を定めることになるのか。また、総合教育会議では、教育委員会の所管する事務のうち予算や条例提案など市長の権限に関する事項についてのみ協議するのかどうかであります。

2番目に、教育振興基本計画についてであります。

平成18年12月の教育基本法改正や、その後の教育3法、すなわち学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教職員免許法及び教育公務員特別法の改正、学習指導要綱の改正や教育振興基本計画の作成など、さまざまな教育改革の計画が確定することを受けて、それらを確実に実行に移していくために、平成21年12月3日、文科省では大臣メッセージを発表しております。

また、60年ぶりに改正された教育基本法の枠組みの中で、新たな学校の教育目標や、ゆとり教育に修正を加えた学習指導要綱を進めるに当たり、国民にわかりやすく施策を示したとも言えます。教育基本法第17条において、教育基本計画は作成されました。そこには、今後10年間の目指す教育として、全ての子供たちが自立して、社会で生きていく基盤を育てる、社会を発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てることを上げております。この教育振興計画に対する岩出市の教育委員会における具体的な取り組み成果は、どのようなものになっているのか、ご答弁をいただきたいと思います。

3番目に、教員、教職員の調整額の見直しについてであります。

調整額ということについてですが、いわゆる時間外労働の問題であります。平成18年の40年ぶりに実施された教員勤務実態調査によりますと、特別措置にかかわる教員給与の見直しも大きく進めることとなります。平成8年の文科省の実態の調査では、時間外勤務が月8時間でしたが、さきの調査では月約34時間に増加し、制度と実態との間の溝は大きくなっております。平成19年の3月の中央教育審議会答申、今後の教員給与のあり方については、教員調整額の見直しが必要であるとして、時間外勤務手当の支給の検討についても言及をしております。

平成20年の4月に設置された「学校の組織運営の在り方を踏まえた教職調整額の見直し等に関する検討会議」は、同年9月に審議まとめを報告しております。その中で、現実との乖離があることから、適切な超過勤務にすべきであるとまとめられております。

そこで質問なんですが、実態の把握を岩出市ではされているのか。また、教員の勤務の特殊性、管理職の負担、部活動指導の取り扱い、残業時間の縮減はどうか。岩出市として、どのような取り組みをされてきたのか。ご答弁をいただきたいと思います。

○松下議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　尾和議員の質問にお答えをいたします。

今回の教育委員会制度等に係る改正は、国が示すとおり、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るためのものであり、より実態に即したものであると考えております。

また、新教育長につきましては、現任の教育長の残任期間がある場合は、従前の例によるとなっておりますので、現在の教育長の任期満了後から新教育長制度を実施をいたします。

総合教育会議につきましては、平成27年度から開催に向け、現在準備を進めているところでありますが、私と教育委員会との意思疎通を図り、教育に関する共通認識を図る重要な会議であると認識をいたしてございます。

それから、新教育長は、首長が任命するため、首長の行政方針を理解する人物が選任されるのは当然のことではありますが、その前に議会の承認を必要としています。新制度のもとでも教育委員会の合意に基づいて、教育行政が進められることになってございます。

それと、教育委員会は引き続き執行機関であること、総合教育会議で首長と協議調整は行うが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されているとなっております。

以上です。

○松下議長 教育委員長。

○佐谷教育委員長 尾和議員のご質問にお答えいたします。

まず、新教育長の資格容認に関してであります。今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正において、教育委員長と教育長を一体化した新たな責任者である新教育長を設置することになっております。これまで住民から見て、教育委員長と教育長の関係がわかりにくいとか、教育委員会の権限と責任が不明瞭であったということが今回の改正で明確になったものと考えております。新教育長の資格容認についてであります。当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するものとなっております。

次に、総合教育会議の設置についてであります。現行制度においても、首長は予算の編成、執行権限や条例の提出権を通じて、教育行政に大きな役割を担っておりますし、首長と教育委員会が相互に連携を図りつつ、地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、教育に関する重要な課題を検討する意味において、総合教育会議は重要な意味を持つものになると考えております。

岩出市においては、これまでも市長と教育委員会との懇談会を実施しておりますし、意思疎通を図ってきております。今回の改正では、それが制度として整ったものと考えております。

今後、総合教育会議の具体的な内容や開催時期等については、関係部局と調整を図るとともに、今回の法の改正に向け、現在、国の方針にのっとり準備を進めているところでございます。

なお、その他のご質問については、また、教育長より答弁いたします。

以上です。

○松下議長 教育長。

○平松教育長 尾和議員の質問の、まず2点目、教育振興計画についてであります。教育基本法第17条では、地方公共団体での設定は努力義務となっております。今後、他の市町村の動向等も見ながら、策定に向けて検討する必要があるとは認識しております。

なお、本市では、第2次岩出市長期総合計画や学校教育基本方針、生涯学習振興計画、子ども読書活動推進計画等を策定し、教育行政の方向性を定めて取り組んできております。今後も多様で変化の激しい社会での個人の自立と協働、未来への飛躍を実現する人材の養成、きずなづくりと活力あるコミュニティの形成等を主眼として、社会の変化や要請等を考慮しながら、方向性を定めてまいります。

次に、教職調整額の見直しにつきましては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法というんですが、それに基づいて、県の教育委員会が、義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置に関する条例によるものでありまして、市町村には給与事務に関する権限はございません。

ただ、議員のおっしゃるように、勤務実態等については刻々変化しており、多忙等の認識も我々は持っております。学校には法の適切な指導とか、勤務の割り振り等、行うように日々指導しているところでございます。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まず、市長の方から答弁いただきました。本来、教育行政というのは、先ほども申し上げましたように、1人の首長によって偏った教育というのがされることは、厳に慎まなければならないというのが、戦後一貫した姿勢でありました。そういう中において、今後、岩出市長が教育行政の中に踏み込んでいけるということになりますと、教育委員会そのものの共存というんですか、行政、首長と教育委

員会の役割分担というか、比重というのが逆転をするということがあってはならないと常々思っているんですが、その点については、いわゆる教育委員会が主体的に事を進めていくと。基本姿勢であることを確認をさせていただきたいと思います。

それから、その最たるものが、いわゆる人事であろうと思うんですね。だから、教育委員会の教職員の人事に首長が入ってくるということは、これは厳に慎むべき事項ではないかなというように思っていますので、今までもないと思いますが、今後もそれに対しては、教育委員会みずから判断できるようなシステムづくり、これは、裏返しには教育行政の安定性と政治的な中立というものを保っていく1つの大切な問題でありますので、その点についてお考えをお聞きをしたいと思います。

それから、教育総合会議の設置についてですが、これはいつを目途に設置をされるのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、新教育長の資格要件のところ、今、教育委員会の委員長がご答弁をいただきましたが、首長の被選挙権を有する者しか新教育長になれません。すなわち現在の岩出市の教育長は、岩出市の市民ではありませんので、新教育長には就任できないという要件があるわけです。それも3カ月前に住所を移しておれば、それは可能でありますけれども、この点について、再度、お聞きをしておきたいというふうに思っております。

それから、基本計画の問題ですが、今、教育長が岩出市ではつくってないということなんですが、これは基本の努力規定なんでつくらんでいいんだというような、私にとってはとれる面があるんですよ。しかし、教育行政の最も基本となるものですから、早期に作成して、立案をして、施行していくと。政策としてとっておくということが大切であろうと思いますので、その点についてお聞きをしておきたい。

それから、教職員の調整額の見直しの問題ですね。これは時間外手当の問題とも絡んでくるんですが、岩出市ではどれぐらいの時間外勤務がされているのか、実際に把握をされているのか、されてないのか、それから調整額ですから、暫定的に教職員については何%かの時間外手当分として、本俸のプラスして支給されている制度であるわけですがけれども、先ほども申し上げましたように、実態とかなり乖離があるんじゃないかというのを私は危惧しているところであります。それについて、実態との比較がされているのかどうか、これについてお聞きをしたいと思います。

○松下議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長　尾和議員の再質問にお答えします。

教育における首長とのかかわり、関係ということで、強化したのではないかというふうなことでありますが、冒頭、市長のほうからもありましたように、今回の法改正につきましては、大きなポイントとして、政治的中立性の確保ということが言われております。そういう点で間違いないだろうということで、これまで市長が市の方で財源等でいろいろご支援をしていただいているという、そういう中で、本当にこういったことの中で話し合いながら、本市のよりよい教育を求めていくことができるんだということで、よい制度、実態に即した制度になったのかというふうに思っております。

また、人事につきましても、これは大綱を定めておりますけれども、これまでの教育委員会につきましては、引き続き教育委員会は執行機関ということでございますので、この点につきましても、分野等、市の分野、教育でかかわる分野等のすみ分けもございますので、そういう点は踏まえての政治的中立性の確保だというふうなことであろうと認識しております。

それから、総合教育会議につきましては、来年の4月から開催するということがありますけれども、その中身とか内容について、今後、さらに精査していかなければならないと思いますので、いつ開くかとか、何回開くかということにつきましては、各自治体によるところでありますので、今後の検討課題にさせていただきたいというふうに思います。

それから、教育長の資格というところのお話で、岩出市民でなければ教育長にならないのかということですが、これにつきましては、現行の地教行法の中におきましても、公職選挙法第10条に、被選挙権について、市町村長について、年齢満25年以上の者ということの規定しかないため、岩出市に住所がなくても教育長に就任することが可能であるというふうな、そういう解釈で、先ほどの委員長のほうから当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者ということで、今の現行と何ら変わりのないものでございます。

それから、次に基本計画でございますけれども、決して努力義務であるのでということで、議員のおっしゃっているようなことではありません。本市のような規模の市町村では、教育振興計画を作成すると、かえって、そのことによって制限とか拘束が生じて、かえってマイナス面が出るのではないかと。その年度の状況等に応じて柔軟な対応、施策がとれないのではないかと、こういうことを考えて、問題点としてはあるのではないかと思っております。

先ほど述べたように、第2次岩出市の長期計画を策定しながら、その中に教育行

政についての方向を示し、また、今後、後期計画がありますので、そういう中での見直しを図るということになっておりますけれども、先ほど言ったように、他府県、他市の状況等も見ながら、そのことについては策定するかどうかということは検討していきたいと、そういうふうな意味でございます。

それから、教員調整手当の見直しの問題でありますけれども、教育委員会としての市内の教職員の実態については、把握しております。アンケートとかによるものでありますが、ただ、これにつきましては自己申告というふうなアンケートでございまして、本人の申告で、例えば、日曜日、土曜日でもクラブ活動に従事した者も、超過勤務というんですか、時間を超えての勤務と書いてあったりというふうなことで、そういったところでの正確さ等については、どうかというような面がありますが、学校訪問とか校長とか、また、職員団体の話し合いの中で、そういったことは十分理解しながらしておるところであります。

乖離という点におきまして、現在、教員の多忙化と言われていることは認識しておりますけれども、そういったことを踏まえて、先ほども言ったように、適正な勤務が行われるようにということで、我々は日々心がけているところであります。

○尾和議員 議長、実態把握の点が答弁ないんで、実態把握はされているんか、されてないんか、つかんでいるのか、つかんでないのか、その点だけ答弁してください。実態つかんでいるんだったら答弁してください。何時間ぐらいになっているのか。時間言われなかったでしょう。

○平松教育長 答弁の続きということで。先ほど言わせていただいたように、県の様式によるアンケートというものは実施しておりますけれども、これは自己申告であり、先ほども言ったように、部活動とか遠征など、そういう勤務割り振りを行ったものも含めているケースがあるということで、実態として正確ではないというふうなこともあるかと思っておりますので、数値につきまして、ここでもうやあだということは、それについては控えさせていただきたいなと思っております。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まず、新教育長の資格要件のところ、私のちょっと認識不足かどうかわかりませんが、いわゆる首長の被選挙権を有する者しか新教育長になれないという認識をしておるんですけども、今の答弁では、新教育長は被選挙権を有する者でなくても、当該市に住所がなくても新教育長になれるというご答弁であったと思うんですが、それについてちょっと確認をさせてください。そういうことなのか、

私はそうでないというふうに理解していますので、その点、再度確認をしておきたいと思います。

それから、総合教育会議の設置については、法が来年の４月１日から施行ですから、それまでにはきちっとつくって、条例等も関係してきますんで、それはきちっと議会の承認を得た後、施行するものでありますから、その点については、スケジュールどおり進めていただきたいというふうに思います。

それから、教職の調整額の点ですが、今、教育長が実態把握については明確に答弁がありませんでした。非常に乖離があるということについては理解をされているかなと思うんですが、どれぐらいの乖離があるのかというのは、これは調べて、岩出市の小中学校の教職員がどれぐらい超過勤務しているのか把握をしておくべきであると。そうしないと、それに対して県の教育委員会に意見なり具申ができないわけで、実態としてつかむべきだと思いますが、それについて再度ご答弁をいただきたいと思います。

○松下議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長　尾和議員の再々質問にお答えいたします。

教育長の被選挙権の有無についてでございます。先ほど教育長が答弁いたしましたとおり、公選法によりまして、教育長は被選挙権を有する者と解しております。

○松下議長　教育長。

○平松教育長　尾和議員の再々質問にお答えします。

総合教育会議、これからまだ不明瞭な部分もございまして、詰めていけない部分もございますので、時間をかけながら、研究しながら進めてまいりたいと思っております。

それから、次の教職員の実態把握につきましては、先ほどにもお答えさせていただいたんですが、学校訪問とか、校長からの聞き取りとか、直接先生の聞き取りとか、また、職員団体等の話し合いの中で、岩出市としてはきめ細かく十分に把握したものと考えております。

以上です。

○松下議長　これで尾和弘一議員の２番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後２時４５分から再開いたします。

休憩

(14時30分)

○松下議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、3番目の質問をさせていただきます。

防災対策についてであります。

これについては、9月議会において、岩出市内の土砂災害特別区域30カ所、特別警戒区域40カ所ということで明らかになりました。急傾斜地の崩壊特別地区は44カ所あると指定されておりますが、市民に日ごろから認識していただくためには、安全な場所に逃げるということが一番大切であります。そのためには市民に知らせるべきであります。

先日、私、個人的に知人と箕面の滝ということ、紅葉を見に行ったんですが、この滝まで行くところ、この地区は過去に大洪水があつて、土砂災害があつたということで、人の命を奪う被害が発生しておつた場所であります。犠牲者の碑も建立されておりましたが、滝まで約40分ぐらい、徒歩で、両側に切り立った岩があり、これが崩壊したらという思いで通っておりました。しかし、その場所には、等間隔に土砂災害危険区域の啓発看板が掲示をされておりました。

そこで、岩出市においては、避難場所の掲示板は設置がされましたが、この土砂災害区域について、早期に啓発の看板を掲示していただきたいと、そのことを要望したいと思います。よろしくご答弁をお願いします。

○松下議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 防災対策について、お答えいたします。

土砂災害危険区域に啓発の看板設置についてであります。土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域並びに土砂災害特別警戒区域について、9月議会で尾和議員にご答弁しましたとおり、岩出市役所、那賀振興局等で公示図書の閲覧を行っており、また、岩出市ウェブサイトから「わかやま土砂災害マップ」にリンクを張り、掲載しています。さらに市民の命を守ることが大切であることから、3月1日に全戸配布を予定している岩出市防災マニュアルに掲載し、住民に対して周知を図るとともに、大雨が続き、危険であると判断した場合、パトロールを実施し、啓発を行ってまいります。したがって、啓発の看板について、現在のところ設置する考えはございません。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、啓発する看板を設置する考えはない。これは市長の考えですか。市民の命等を守るために、費用はそんなにかからんと思うんですね。市長がだめだということで今答弁されたんだと思うんですが、これは最低限必要な箇所に、防災マップはありますが、この場所が危険区域ですよと。いざというときには、大雨等については避難してくださいよという、少なくとも市民啓発の1つの看板ですから、費用はそんなに何百万もかかるわけでもありません。早期に設置をする、そういう考え方は、市長にはここから先もないんですか。再度、市長の答弁を求めます。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 尾和議員の再質問にお答えします。

先ほども答弁させていただきましたが、市民の命を守ることが大切であるということとは十分認識しているところでございます。指定区域は広範囲にわたっていますので、全体を網羅することが難しいことから、一部に看板を設置した場合、その設置した場所だけが危険であると誤った認識をされることが懸念されることから、現地への看板というのは、現在のところ考えておりません。

参考に、和歌山県内、他の市町、どういう状況かといいますと、まず和歌山市には観光地のための3カ所に設置しています。それ以外には予定がないということです。海南市、紀の川市、有田市、新宮市、かつらぎ町といったところには看板の設置の予定がないと聞いております。それから、橋本市につきましては、そもそも指定がないので看板の設置はございません。田辺市につきましては、熊野古道の1カ所のみの設置ということで、それ以外の予定はないということでお聞きしております。

以上です。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 こんな簡単なことで時間を取りたくないんですが、今、他市がやってないから岩出市もやらないんだというような言われ方、それから、危険区域が広範囲であるんで、1カ所だけすると、その周辺の人だけがあれするんだということなんですが、それは百も承知の上で、この一帯、この部分については非常に危険ですよという啓発の意味で、その場所に、全体にせえというわけじゃないですよ。その場所場所に1カ所から2カ所ぐらいの啓発用の看板を設置してくださいという市民か

らの要望になぜ応えられないんですか。金が惜しいんですか。金がかかるんですか。どれだけかかるんですか。それぐらいのことなぜしないんですか。市民の命を守るという立場なら。再度答弁してください。もうこれ以上言いません。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

まず、他市がやっていないからということではございません。冒頭から申してま
すように、市民の命を守ることが大切であるということは十分認識しております。
現地の看板は設置はいたしません、大雨が続き危険であるようなとき、そうと判
断をした場合、パトロールを実施して、啓発を行ってまいるということでござい
ます。決して費用がかかるからとか、他市がやっていないからということではござ
い
ません。

○松下議長 これで尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 4番目の質問を行います。

これもずっと答えていただいたら、ずっと終わりますんで、よろしく願いた
いと思うんですが、若もの広場についてであります。

根来の若もの広場に関して、つい最近、各種団体から、いろいろ協議をする際、
時計を外してすることもあり、時間を確認したいと。場内の場所に一目でわかるよ
うな大き目の時計をつけてもらえないだろうかという要望であります。全体から見
て、適当な場所に時刻が見てわかる時計の設置をすべきであると考えておりますが、
これは若もの広場と、それとテニスと、それから下のサッカーが主にされているグ
ラウンドですね、それも含んで考えてもらったら結構ではないかと思うんですが、
時計の設置をお願いをしたいという市民の声に、岩出市はどう応えるのか、ご答弁
をいただきたいと思います。

○松下議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○谷中教育部長 若もの広場への時計の設置につきましては、既に要望を受け、平成
27年度設置に向けて検討をしております。また、テニスコート、サッカー場につ
き
ましても、今後の課題として検討をしてまいります。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 教育部長ね、検討するということじゃなくして、27年度設置しますという理解でよろしいですか。検討するといったら、いつになるかわからんでしょう。こういうのは常識として予算を組んでやっているんだから、27年度、できたら26年度中にやっていただいたらありがたいんやけども、早期に設置をするという素直に答弁したら市民は納得するんですよ。私も納得します。ご答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 教育部長。

○谷中教育部長 再質問にお答えします。

平成27年度設置に向けて検討をしております。

○松下議長 再々質問ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 あのね、一言言わせてもらおうとね、お役所言葉というのはやめてほしい、お役所言葉というのは。この場は市民と行政との話ですから、率直に27年度に設置を検討するんじゃなくて、27年度中につけますと言うたらそれで済むことじゃないですか。なぜそれを言わない。役人の言葉というのは市民にはわからない。一般市民にはわからないんで、再度答弁してください。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○谷中教育部長 再々質問にお答えします。

平成27年度設置に向けて検討をしております。

○松下議長 これで4番目の質問を終わります。

引き続きまして、5番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 5番目の質問についてですが、これ9月議会で私が質問して、その後、還付加算金の返還についてですが、その後、再計算して返還すべき金額は幾らであったのか、詳細に求めます。

さらに、いつどのような方法で市民に返還をしたのか、現在進行中なのか、その際どのような内容の文書を同封したのか、答弁を求めたいと思います。

○松下議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員のご質問にお答えいたします。

５番目の還付加算金の返還についてであります。

個人住民税では、平成21年度、63件、19万4,300円、平成22年度、48件、16万3,400円、平成23年度、30件、10万9,700円、24年度、54件、23万1,600円、平成25年度、34件、10万3,400円、合計80万2,400円、延べ229件、対象者数は136名でございます。

次に、いつ返還したのかにつきましては、平成26年10月30日と11月14日、合わせて133人分を支払い済みでございます。なお、対象者が死亡により、うち残り3人分は、現在調査中でございます。それから、通知文についても、おわび通知文を送しております。

以上です。

○松下議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 引き続き還付加算金の返還について、お答えいたします。

国民健康保険税では、平成21年度、31件、14万7,000円、平成22年度、32件、9万5,400円、平成23年度、20件、5万2,500円、平成24年度、19件、8万9,100円、平成25年度、11件、3万9,500円、合計42万3,500円、延べ113件、対象者は91人です。

次に、後期高齢者保険料について申し上げます。平成21年度、2件、5,300円、平成22年度、10件、1万8,200円、平成23年度、7件、1万500円、平成24年度、6件、8,200円、平成25年度、3件、4,700円、合計4万6,900円、延べ28件、対象者は26人です。

次に、国保税の返還について、平成26年10月30日に73人、11月25日に13人、12月17日に1人、合わせて87人、41万7,500円を支払っております。なお、残り4人、6,000円は調査中でございます。

次に、後期高齢者保険料では、平成26年10月31日に21人、11月28日に4人、12月25日支払い予定分1人を含めると26人、全額支払い完了となります。

次に、介護保険料についてでございます。平成21年度はございません。平成22年度、11人、1万3,300円、平成23年度、11人、1万5,600円、平成24年度、14人、2万2,500円、平成25年度、1人、1,000円で、合わせて37人、5万2,400円です。

次に、返還については、平成26年11月28日に30人、12月26日支払い予定の4人分を含めると、34人、4万8,400円を支払うこととなります。なお、残り3人、4,000円については、振込先の届出待ち2人、調査中1人です。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まず4名の方が、今、死亡によって調査中ということなのですが、これは、いわゆる死亡によって、その相続権を有している人が確定できないんで保留という理解でよろしいのでしょうか。それが第1点と、2点目に、同封して文書を入れられたということなのですが、この同封した文書については、後で私の方にいただきたいと思いますが、それについてお答えをいただきたいと思います。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

死亡者の調査中の件でございます。議員ご指摘のとおり、相続人が確定できていないためでございます。

それから、2点目、通知文の届け書のコピーということでございますけども、情報公開から言いますと、閲覧は可能でございますので、申請をしていただきたいと思います。

○松下議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

未処理分の国民健康保険の4人でございますが、相続人の調査中が1名、それから、2名につきましては子供の方に送付してございますが、連絡がないということで、引き続き再度電話等で連絡をしているところでございます。それから、介護保険料の3人でございますが、1人が死亡ということで、現在、相続人を調査中ということです。あとの2名でございますが、1名は届出待ち、1名につきましては、現在、連絡がとれないので、再度通知し、届出を待っているという、そういう状況でございます。

それから、おわびの文書につきましては、先ほど総務部長がお答えしたとおりでございます。

○松下議長 これで尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

引き続きまして、6番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、共通番号制度についてお聞きをしたいと思います。

いわゆる一般的には、マイナンバーというような表現をされるわけではありますが、この共通番号制については、2012年の2月14日に、国会で可決をされ、その後、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律という長い

文書であります。法案名が示すとおり、国が他の多くの分野において特定の個人を識別する時代が今訪れようとしているわけであります。国民一人一人に番号を振り分けて、年金や納税などの情報を一元的に管理をする共通番号制、これが2年後の2016年1月からスタートします。

行政サービスの向上や事務の効率化、手続の簡素化などのメリットがある反面、プライバシーの侵害や個人情報の漏えいなど不正利用などが心配をされているのであります。

2年後から実施されるマイナンバー制度とは、ICチップ付きの12桁の個人番号カードを交付して、呼ばれる共通番号制度関連法、いわゆる国民総背番号制がスタートするわけであります。2015年の10月から国民一人一人に12桁の個人番号を記して通知カードが郵送されるということであります。そして、2016年の1月から名前や住所、性別、生年月日、固有のマイナンバーと自分の顔写真などが記載されたICチップ付きの個人番号カードが通知カードと引きかえで交付されると。このマイナンバー制度について、どういうものか、それはなぜ必要なのかということで、今問題になっております。

2016年から実施されるマイナンバー制度とは、各省庁が個別に管理している個人情報情報を共通番号で一元的に管理をして、現在、私たち国民は一人一人が多くの個人番号を持っております。例えば、年金手帳の基礎年金番号、健康保険証の番号、運転免許証の番号、さらにパスポート番号、税金を納める場合の納税者番号、住民基本台帳コード、雇用保険や介護保険の番号などであります。これら税金関係、年金、社会保障、住民基本台帳、運転免許証、パスポートという国の行政サービスが省庁の縦割りでなっているため、個人情報を管理するため、個人番号が数多く存在しているのであります。

マイナンバー制度とは、各行政機関が個別に番号を割り振って管理していて、個人情報を1つの共通番号によって一元的に管理しようとするものであります。具体的には、各自治体が管理している住民基本台帳ネットワーク、住基ネットをもとにして、全ての国民に個別の番号を割り振ります。これを共通番号として、それぞれの役所が管轄している年金、医療、介護、税務といった個人情報をリンクさせて一元的に管理をし、これによって行政機関は、国民一人一人についての所得や納税の実績、年金など、社会保障の実態を把握しようとしているのであります。これは国民一人一人の同意を得ないで、これらの情報を使用するというものであります。この制度は法定受託事務で、住基ネットの主体は形式的であったんであります、自

治体だけが国の事務であります。

そこで、岩出市においてこの制度についての体制について、どうなっているのか。

2 番目に、今までのシステムのために多額の予算が使われてきていると思うんですが、今後のシステム開発及び予算化について、どうなるのか。

3 番目に、個人情報保護に関して、第三者機関の設置はどうされるのか。

4 番目に、今後の導入についてのスケジュールはどうか。

5 番目に、住基ネットとの関連についてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの 6 番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の質問にお答えをいたします。

社会保障・税番号制度につきましては、複数の機関に存在する個人の情報を、同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性、透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤であることから、当市においても、平成28年1月の個人番号カードの交付に向けて、システム改修委託料の予算化や関係部署への担当者設置などを行い、順次取り組んでいるところであります。

詳細につきましては、総務部長の方から答弁させます。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員のご質問にお答えいたします。

1 点目の庁内体制についてでございます。

番号制度の導入を円滑に行うため、全庁的体制として、本年7月から関係部署に番号制度担当者を配置し、担当する事務事業との関連を調査・検討し、順次進めているところでございます。

なお、番号制度導入に当たっては、システム改修や情報セキュリティについての専門的な知識が必要であることから、総務課情報推進室において、その取りまとめを行っております。

また、職員研修につきましては、番号制度に限定したものではなく、情報セキュリティ研修を本年8月22日に実施し、コンピュータシステムの安全性やデータの機密性保持について研修を行いました。

次に、2 点目のシステム開発及び予算化については、番号制度に対応できるシステムとするために、現在、基幹系システムを改修し、対応いたしております。また、予算については、今年度の歳入歳出予算に計上しておりますが、次年度においても

計上を予定してございます。

なお、番号制度導入及び運用に係る経費についての国への要望については、全国市長会を通じて行っているところであります。

次に、3点目の個人情報保護に関して、第三者機関の設置についてはでございますが、番号制度の導入に伴い、特定個人情報ファイルを取り扱う事務については、個人のプライバシー等の権利、利益侵害の未然防止や国民の信頼の確保を目的として、特定個人情報保護評価の実施が義務づけられております。

本市での特定個人情報保護評価は、本年10月時点で調査結果では、特定個人情報ファイルの対象となる人数等における「しきい値判断」において、第三者点検の必要はございません。このことから、特定個人情報ファイルに関連する事務を進める中で、基礎項目評価を行い、特定個人情報保護評価書等を作成し、特定個人情報保護委員会に提出の後、その内容を公表する予定としてございます。

なお、市においての新たな個人情報保護委員会などは設置せず、現在設置されている岩出市情報公開・個人情報保護審査会において、個人番号制度運用時の個人情報保護に関する審査を行う予定であります。

次に、4点目、今後のスケジュールはどうかについてでございますが、導入に伴う業務変更後の業務フローの作成や特定個人情報保護評価書の作成、現行業務への影響度調査を行った後、関連する基幹系システムの改修を行うとともに、特定個人情報へのアクセス制御権等、技術的な面においても情報セキュリティに問題がないか調査・検討を行ってまいります。

次に、5点目の住基ネットとの関係はどうかについてですが、住基ネットで保有される情報は、本人確認情報と呼ばれる個人を特定するための情報であり、住民票コード及び4情報、氏名、住所、生年月日、性別でございます。番号制度は、国民一人一人に新たな12桁の番号を割り当て、社会保障分野や税分野などの個人情報を番号で把握・管理するものでございます。

なお、住基ネットの住民票コードは、事務手続の際に、そのまま利用することができます。

次に、セキュリティ面については、番号制度の必要な情報は、必要なときだけやりとりする分散管理の仕組みをとっていることから、個人情報が漏れることはないと考えます。

情報提供の制約につきましては、法律等で定められた社会保障、税、災害対策の手続以外で利用することはできませんが、詳細については、現在未定でございます。

以上です。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、マイナンバー制度についての流れを説明をしていただきました。今日、この住基ネットの問題について言われているのは、マイナンバー制度について、住基ネットについては、2002年の8月に稼働して、もう既に12年が経過しているんですけれども、住基ネットで保有されている人は、国民の5%、あるいは3%とも言われている現状であります。この住基ネットにかかった費用、初期費用が2億3,000億円、地方自治体が、その後、コストランニングとかメンテナンス等で1億5,000億円、支出をしているという代物であります。まさしく、この住基ネットそのものが無駄な公共事業であったということを裏づけております。

現実的に、またマイナンバー制度においては、6,000億とも、あるいは1兆円とも言われる国民の税金がこのマイナンバーに使われ、各地方自治体は、初期の設置の費用については国が持ちますが、その後の運用、ランニングの費用、これについては、各地方自治体の持ち出しにならざるを得ないわけであります。そういう意味では、このマイナンバー制度そのものに疑義があり、何のためのマイナンバー制度かということが、今問われております。

公共事業のこの無駄遣いを一面で言えば、地方自治体では、このマイナンバーに詳しい職員はほとんどいないわけであります。そうしますと外部委託になってきているのが実態であります。外部委託となりますと、いわゆる日立とか、東芝とか、NECとか、こういう大手のいわゆる大企業のコンピュータ専門の職員に任さざるを得ないと、こういう実態になっていくのであります。まさしく税金の無駄遣いであるということが明らかになりつつあるわけであります。そこで、今ご答弁をいただきましたが、希望する窓口で、マイナンバーが割り振りされますと、全て突合されまして、いろんな情報が突合されまして、住所から家族構成から病歴から預金の残高から預貯金のぐあいとか病歴、そういうものが一括して、ぼたん1つで、Aという人物をターゲットにして集約できると、見ることができるという代物であります。また、その上に、その人の思想、信条まで立ち入って見ることができるという代物になろうとしているわけであります。まさしく国民一人一人が番号を振られて、自由に国で管理できると、こういう代物の内容であります。

確認をしたいんですが、今後、今、IDカードによって行われる、日本に住んでいる全ての住民票がある人、それから外国籍も対象になります。それから、本人の

同意をとらないで利用するという事になると思うんですが、このマイナンバー制度については、民間の利用については制限はどうなっているのか、これについて、まず第1点お聞きをしておきたいと思います。

それから、住基ネットの上に、この共通番号制というのが2階建ての形で乗ってくるわけで、これらのマイナンバー制度について、本来、本当に必要なものであるかということが問われていると思うんですが、市として、これについてどのようなお考えを持っているのか、まず2点ばかりお聞きをしておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目の民間利用の制限等についてでございます。

マイナンバーの利用についてですけれども、いろいろと議員ご指摘のように、不安視される部分があると思いますけれども、この制度については、厳格な本人確認の仕組み、それからマイナンバーを有する機関の情報管理や情報連携における個人情報保護の措置を十分にするように取り入れてございますので、そういう心配はないかというふうに、今考えます。したがって、民間利用の方の分についても、その趣旨にのっとった形の運用と、こういうことになります。

それから、2点目の関係でございますけれども、マイナンバーの必要性でございますけれども、先ほど尾和議員がおっしゃったように、住基ネットとの関係がございすけれども、あくまでも国の施策でございます。そういうふうなことから、市としては必要であると。ただ、この住基コードの関係については、マイナンバーコードを振る上での、重要な番号を符号する上での生成のもととなる情報ということになりますので、十分この住基コードの方についての必要性もあると考えてございます。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、民間利用については、制限が加えられているということなんですが、このマイナンバー法の条文には、一言もそのことについては、制限するという条文がどこにも見当たらないんです。そういう状況の中で民間利用については、制限をすることができるという今答弁ですが、どこの条文にそれが載っているのか確認をさせてください。

それから、これはアメリカと、今、韓国、韓国は1960年代に導入されて、マイナ

ンバー制度によって全てが管理されている。いろんな情報がやりとりされて、漏えいをしているという実態があります。日本でも必ずそのことが発生をしてきます。このマイナンバーの一番欲しがっているのは民間なんです。民間の企業が欲しがっている。私たちが買い物して、現金で買い物する場合でも、それは何を買ったというのはわからんですけども、マイナンバー制度が導入されると、全ての買ったものについて証明するものを出してくださいということになりますと、それを提示しないと全てが発行してくれない。持たざるを得ないようにしむけていってやっていくというのが実態になっているわけです。

韓国の今お話をしましたが、アメリカでも2つから3つ、マイナンバーに似たコード番号があるわけですが、それにおいても全てが突合されまして、悪用される、漏えいされるというのが頻繁に起きているわけでありまして。これは私たちが知らないうちに、一人一人の情報がだだ漏れになるという実態になろうと私はしているわけでありまして、例えば、税金で不動産を買った。納税した。土地を買って納税をした。その場合、必ずマイナンバーを示してくださいと。

例えば、市役所の住民課へ来て、住民票をとりたいんだと言ったら、マイナンバーを示してくれと、そうしないと発行しないというようなこともありますし、税務署へ行って納税したいと。あなたのマイナンバーは何ですかということで確認をしていくわけでありまして。個人だけじゃなくして、会社全ての法人も番号を割り振られて、全ての情報が国によってつかまれると、こういう実態になるわけでありまして、そういう意味では、民間利用というのは一番求めているのは民間の会社なんです。行政もそれに一翼を担っていくということになるんですが、その点について、民間利用は絶対ないのか、再度、お聞きをしておきたいと思います。

○松下議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長　尾和議員の再々質問にお答えいたします。

まず、1点目の民間利用の件について、関係法令条文はどうかについてでございますけど、今、条文等の資料はございません。しかし、民間の事業者の利用における規定につきましては、法律、条例等で規定されておりまして、社会保障関係、税関係、災害対策、このような手続で利用する。それ以外はできないと、こういうことになってございますので、その辺のところをご理解いただきたいと思います。

それから、他国のナンバー制度導入に伴う不安視の件ですけれども、番号制度は厳格な本人確認の義務づけ、それから利用範囲を法律できちっと限定している、そう

いうふうな措置を講じておりますので、ご心配されるようなことのないように努めてまいりたいと思います。

それから、情報の管理につきましては、各行政機関で管理していた個人情報を引き続き管理することになるので、一元的に情報を管理するのではなくて、分散管理の仕組みをとっておりますので、その辺のところから考えますと、情報の漏れることはない、このように考えてございます。

○松下議長　これで尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

続きまして、7番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員　先ほどの共通ナンバー制度については、引き続いて、また次の機会にやらせていただきたいと思います。

7番目の予防接種について、お聞きをしたいと思います。

近年、病気の予防のために推進している予防接種に関して、副作用による諸問題が発生しております。私は、今回の質問は、その予防接種のマイナス面とプラス面を論じることはいたしません。ここで問題にしたいのは、今回、予防接種における医療機関に支払っている支払いの件であります。今回問題にした大きな点は、予防接種における支払いで、通常払わなくてもいい予防接種の費用を払っているという実態が明るみになってきております。

岩出市の予防接種についてお聞きをしたいんですが、予防接種の種類と対象者及び回数、それから予防接種に当たって委託契約書は誰なのか。それから、委託料の詳細及び積算金額はどうか。それから4番目に、同日、同じ日に、時間は多少30分なり1時間ずれるんですが、同日・同時に接種件数、全件数は何件あるのか。2種類を接種した場合、3種類を接種した場合、4種類、5種類別にご答弁をいただきたいと思います。

それから、診療報酬算定方法との整合性について、岩出市はどのように考えているのか、まず質問をしたいと思います。

○松下議長　ただいまの7番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長　尾和議員の予防接種についてのご質問にお答えいたします。

予防接種について、定期予防接種の対象疾病は、BCG、三種混合、MR、麻疹、風疹、日本脳炎、二種混合、ポリオ、四種混合、ヒブ感染症、小児用肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、高齢者インフルエンザ、成人用肺炎球

菌感染症の15種類でございます。

乳幼児期における対象者は、それぞれの予防接種で接種期間に違いがありますが、生後2カ月から7歳半まで、また小中学生では9歳から15歳の期間が対象になります。高齢者では、インフルエンザが65歳以上の方、肺炎球菌が65歳以上の5歳刻みの方と100歳以上全員の方であります。

平成25年度実績では、全予防接種の対象延人数は4万8,505人で、延接種回数は1万8,849件であります。

次に、2点目についてであります。一般社団法人那賀医師会と公立那賀病院、一般社団法人和歌山県医師会であります。

3点目と5点目についてであります。平成26年度、那賀医師会との予防接種業務委託契約では、BCG、1万40円、三種混合、6,910円、麻疹、9,820円、風疹、9,830円、日本脳炎、8,910円、二種混合、6,380円、ポリオ、1万420円、四種混合、1万2,520円、ヒブ、8,840円、小児用肺炎球菌、1万2,150円、ヒトパピローマウイルス、1万6,520円、水痘、1万630円、高齢者インフルエンザ、4,590円、成人用肺炎球菌、8,680円であります。

積算金額につきましては、国が示す予防接種の積算基準を参考に、診療報酬の金額を考慮して設定した単価について、医師会と協議し、決定したものでございます。

4点目についてであります。インフルエンザを除き、把握可能な直近の平成26年10月の予防接種委託料請求分1,367件のうち、同時接種件数は2種類が129件、3種類が90件、4種類が1件であります。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁をいただきました。今回、予防接種の中で、私は予防接種を同日に行って、同日に接種した場合、整合性の問題であります。国保の保険、医療機関において、これは厚生労働省の省令で、A000、初診料というところに区分としてあるんですが、この場合、このように明記をしております。「1傷病の診療継続中に他の傷病が発生して初診を行った場合は、それらの傷病に係る初診料は、併せて1回とし、第1回の初診のときに算定する。ただし、同一保険医療機関において、同一日に他の傷病について、新たに別の診療科を初診として受診した場合は、2つ目の診療科に限り135点を算定できる。ただし書きの場合においては、注3から注7までに規定する加算は算定しない。」ということに、国保を使った場合は、そういう厚生労働省の方の通達があります。

今、部長が答弁された2種、1,367件、2種をやった場合、いわゆるワクチン2種類、1日に2種類やった場合は129件、1日に3種類やった場合は90件、4種類を1日でやった場合、1件だということを言われました。そこで問題にしたいのは、このワクチン接種の初診料の算定方法であります。国民健康保険法では、1日に何種類の診察をしても治療しても1回のみの初診料でいいんだと言いながら、このワクチン接種については、初診料を2種類の場合は、1回ごとに初診料を算出して、料金を岩出市は払っているということになるわけであります。

現在、初診料については、若干値が上がっているんですが、私の知っている範囲では、1回の初診料で2,700円なんですね。2種類ですから、2,700円プラス2,700円、それにいろいろな事務手数料とか加算されて、金額は算出されるわけあります。それは、いわゆる問題だということを私は指摘をしたいと思うんですが、自主診療という形で、岩出市がそういう契約をすること自体、これは問題であるというように思っております。それについてご答弁をいただきたいと思います。

それから、これは小児学会の予防接種の同時接種に対する考え方として、学会から所見が出ております。この所見によりますと、予防接種を同日にやっても、同時に接種しても問題がありませんと。細かく学会の方から出ておりまして、その利点として、ワクチンの接種率が向上すると。それから、子どもたちがワクチンで予防される疾患が早期に守られる。保護者の経済的・時間的負担が軽減すると。医療者の時間的負担が軽減するから同時接種はいいんですよと言いながら、いわゆるこのワクチン接種の医療費の支払いについては、別々に初診料を払っているという実態が、ほかの市町村でありました。

岩出市はどのような形で初診料の算定をしているのか、それをお聞きしたいと思います。

それから、2点目は、決算書の中で25年度については1億4,700万余り、それから24年度では1億4,500万、それから23年度は1億3,500万、予防接種委託料というのが支払われております。それから、22年度は予防接種委託料が6,900万、この22年度からどーんと約倍ぐらい、予防接種委託料が増えているんですが、これについての理由をお聞かせください。

それから、今、部長は具体的に積算の算定基準についてはご答弁がなかったんですが、その具体的な算定の基礎となる細目に当たってご答弁をいただきたいと思いますが、手元に持っておられるかどうかわかりませんが、あるのであればご答弁をいただきたいというふうに思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、22年度以降の各年度での決算額において増額しているその理由から、まずお答えさせていただきます。

まず、平成22年度以降に増額している理由につきましては、国の予防接種制度の見直しにより、平成22年度にヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がん予防ワクチン接種費用助成事業の実施、それから、平成23年度に同3ワクチンの定期接種化、平成24年度には不活化ポリオワクチン及び四種混合ワクチンの定期接種化、平成25年度に風疹ワクチン接種費用助成事業の実施、それに平成26年度に水痘及び成人用肺炎球菌ワクチンの定期接種化や任意予防接種費用の助成事業によるものでございます。

続きまして、初診料の二重払いの関係でございます。

まず、この予防接種というのは保険診療ではございません。自由診療ということでございます。その金額設定については、定められたものというものはございません。初診料等については、医療行為の対価として用いている診療報酬点数表の項目と同等でなく、国の基準に基づいたものでございまして、他の自治体においても同様であり、同時接種時においても二重払いには該当せず、医師会との協議により契約して予算執行しているものということでございます。

それから、診療報酬の積算の関係でございますが、市では、国の方で示している接種単価というのは、厚生労働省が総務省へ地方交付税を要求するときの単価ということになりますが、問診等の初診料ということで、診療報酬の初診料2,820円、6歳未満児の乳幼児加算が750円、それに3歳未満児の育児栄養指導料あるいは事務費、それから注射実施費、それと事務費を足した額に消費税を加えるというような形で算定を行っているものでございます。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきました。いわゆるこれは予防ワクチンは自由診療であって、通常の疾病に伴って治療するものではないので、同日、同時に接種しても、各ワクチンの接種については、もともと原価というのがありますよね。BCGとか風疹とか、いろいろなワクチンの原価がありますよね。原価に対して、次に初診料というのが2,820円かかるということで、その後、初診加算と、それから注射料、それから育児栄養指導料という形、それから事務費等々が加算されて、積算して支

払っているということについては、これは当然やと思いますが、なぜ同じ日に同じ児童に対して、Aワクチンを打って、Bワクチンを打って、Cワクチンを打っても、初診料というのは、なぜ同じように支払わなければならないのかというのが、今、私が指摘している問題であります。

児童を医者が診るのは、同じAさんであります。それにもかかわらず、接種する種類によって初診料をその都度払うと。これは税金の無駄遣いであるという認識ではないという理解でよろしいんですか。私はこれは明らかに税金の無駄遣いであると。早期に医師会と関係する団体と話をして是正をすべきだ。

試算によりますと、ある地方自治体では、年間500万ぐらい、その費用がかかっているわけであります。岩出市については、まだ具体的な資料をいただいていませんのでわからないんですが、子どもの人数にもよりますし、少なくともそれに近い金額は二重払いで医者には払われていると。実態が明らかになってくるんじゃないかと私は思っておりますが、それについて、岩出市では是正する考えはないのかどうか、これは問題だという認識はあるのかどうかお聞きをしておきたいと思います。

○松下議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長　尾和議員の再々質問にお答えいたします。

初診料の二重払いの部分でございますが、先ほどもお答えいたしましたように、あくまでも、これは保険診療として支払うものではなくて、自由診療として委託料として支払っているというものでございます。積算に当たって、特別なものがないので、国が示している診療報酬基準を使っているということでございます。

まず、同時接種についてでございますけれども、定期接種実施要領というものが、これは出されてございます。その中で、国においては2種類以上の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行う同時接種は、医師が特に必要と認めた場合に行うことができることと、このように書かれているわけでございます。

医師の初診に際してでございますけれども、予防接種に係る業務というのは、定期予防接種実施要領に準拠しなければならないことは当然でございますが、接種時点での診察と接種行為だけでなく、母子手帳の予防接種歴の確認、予防接種の必要性の説明、接種スケジュールの提案、副反応や健康被害、救済措置の説明、これらに伴う保護者からの質問への回答、ワクチンの納入と保管、接種の日時の設定と予約、接種当日の予診と接種実施の最終確認、接種実施と接種済票の交付または接種記録の記載、接種後の注意事項の説明、説明後の副反応への対応、市町村への実施

報告書と受診票の提出等、ワクチンごとにわたります。

同時実施の場合は、同時接種の必要性や副反応の説明も必要となり、接種スケジュールの提案時にも適切かつ慎重な判断が必要となります。とりわけ23年3月ごろに相次いで起きた同時接種後の死亡事例の影響で、同時接種の有用性等につき誤った理解をされている方もいるため、より丁寧な説明と慎重な判断が必要であることなど、初診料相当分に係る業務内容は多岐にわたるもので、同時接種時にもワクチン接種ごとに必要であると考えてございます。

先ほど申し上げましたように、市といたしましては、初診を二重でカウントしているというような考えはございません。

なお、平成24年5月に予防接種制度の見直しということで、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会というものがございまして、そこでは第二次提言というものが出されております。そこにはいろいろ書かれているわけですが、接種費用のうち問診料等については、診療報酬点数を参考に行っていることが多いと。今後、委託契約の価格の実態について地方自治体への調査を実施するなど、適切な問診料等の水準のあり方について検討するというような形で、提言のほうが出されているということでございます。

市といたしましては、こうした国の動向に注視しながら対応していきたいというふうに考えてございます。現時点では、基本的には問題はないと、このように考えております。

○松下議長　これで尾和弘一議員の7番目の質問を終わります。

引き続きまして、8番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員　新設根来安上線について、お聞きをしたいと思います。

さきの行政報告で、市長の方から若干報告がありました。岩出のインターのアクセス道路として、市道根来安上線改良事業についてであります。全線の改良工事は全て発注して、そのうち386メートルの区間が完了したというご報告がありました。この件について、当初の工事法線、工事予定と変更はなかったのか、お聞きをしたいと思います。

それから、工事の進捗状況について順調に進んでいるのか、また、供用開始について再度いつになるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、この工事の総工事費用は幾らと見込んでいるのかということをお聞きをしたい。

それから、この工事入札についてですが、入札の結果報告というのをいただいておりますが、この結果報告を見ると、失格者とか辞退者が非常に多いんですね。なぜ、こういうような実態になっているのか、それについてお聞きをしたいと思います。

○松下議長　ただいまの８番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長　新設根来安上道路工事について、工事の進捗状況についてであります。本年１０月末までに全線の改良工事を発注し、そのうち３８６メートルの区間が完了しております。現在施工中の工事が完成すれば、進捗率は事業費全体で８５．２％、工事費ベースでは７８．２％となります。供用開始は、仮称でございますが、岩出インターチェンジ供用前の平成２７年８月を予定しています。

当初計画からの法線変更につきましては、平成１８年当時、既設の市道安上２号線までの区間を計画していましたが、用地取得困難なため中止したもので、現在実施している市道根来安上線につきましては、法線等の変更をしておりません。なお、市道路線の認定時、議案として記載しているのは、路線名及び起終点のみであります。

次に、総工事費用についてですが、約６億円で、工事費用の算出については、和歌山県下統一の土木工事標準積算基準書をもとに適正な設計を行っております。また、入札辞退の理由は、配置できる技術者が確保できないとのことでありました。

○松下議長　再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　今ご答弁をいただきました。根来インター、フルインターの工事の進捗状況も順調に進んでおると思うんですが、まず、仮に根来インター工事が完了しなくても、この新設道路については２７年、来年の８月に供用開始をするということにされるということでしょうか。京奈和自動車の工事がおくれても、この予定については、そのとおり供用開始をするということであろうと思うんですが、それでよろしいんですか。

それから、入札の問題であります。県の工事入札に連動して実施をしているということですが、今回、県の工事予定については、現場監督については、条件がある程度緩和されてきている面もあります。そういう中において辞退者が出たという理解でよろしいのか、その点について再度お聞きをしたいと思います。

それから、失格する会社が２者と１者で、２－１号、２－２号で見ますと、失格

するのはなぜかなという、一般常識から考えて思っているんですけども、条件つき一般競争入札とした理由についても、その理由をお聞きをしておきたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○北村事業部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

仮称の岩出インターチェンジの工事がおくれても、市道根来安上線は供用開始するのかという質問ですけれども、予定どおり供用開始いたします。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

入札の関係でございますけれども、入札辞退の件でございますけれども、それにつきましては、最低制限の関係で失格となってございます。

それから、条件付一般競争入札とした理由についてですけれども、これにつきましては、岩出市建設工事等条件付一般競争入札の試行に関する要綱第2条の規定に基づきまして執行したものでございます。予定価格が5,000万以上の建設工事ということになります。

○松下議長 以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会することに決しました。

閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、12月2日開会以来、本日まで議員各位には、議案の審議等に連日ご精励され、加えて議会運営に当たりましてはご理解とご協力を賜りまして、ここに閉会の運びとなりましたことを心から厚く感謝申し上げます。

年内も10日余りを残すことになりました。議員各位におかれましては、市政発展と市民福祉の向上のため、ご活躍をいただきますとともに、輝かしい新年を迎えられますことをご祈念申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

慎重審議、ご苦労さまでした。

これにて、平成26年第4回岩出市議会定例会を閉会いたします。

本日はどうもご苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

閉会

(16時00分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証  
するために署名する。

平成26年12月18日

岩出市議会議長      松   下           元

署名議員              田   中   宏   幸

署名議員              西   野           豊